阿賀野市一般廃棄物処理基本計画

令和７年３月

阿　賀　野　市

目次

第１部　総論

第１章　計画策定の基本的事項 1
　第１節　計画策定の趣旨 1
　第２節　計画の位置付け 1
　第３節　計画期間 2
第２章　市の概況 3
　第１節　地域特性 3
　　１　位置・地勢 3
　　２　人口 4
　　３　産業 6
　　４　土地利用の状況 8
　　５　交通の状況 9
　第２節　市の関連計画・関連事業 10
　　１　総合計画 10
　　２　環境基本計画 10

第２部　ごみ処理基本計画

第１章　ごみ処理の現状と課題 13
　第１節　ごみ処理の区分と体制 13
　　１　ごみ収集・処理区域 13
　　２　用語の定義 14
　　３　処理フロー 15
　　４　分別区分 17
　　５　処理手数料 22
　　６　施設の概要 24
　第２節　ごみ処理の現状 27
　　１　ごみ排出量 27
　　２　ごみ処理量・処分量 31
　第３節　ごみの組成 34
　　１　ごみ焼却場 34
　　２　環境センター 35
　第４節　ごみ処理に係る経費 36
　第５節　他自治体との比較 37
　　１　全国及び新潟県との比較 37
　　２　県内 20 市との比較 37
　第６節　現行計画目標の達成状況 39
　第７節　ごみ処理行政の動向 40

１　主な法律の制定 40
２　国の動き 41
３　新潟県の動き 42
第８節　ごみ処理に関する課題の抽出 43
１　ごみの減量化・資源化 43
２　ごみ処理体制 44
３　その他 44
第２章　ごみの将来予測 46
第１節　人口及び総排出量の予測 46
１　将来人口 46
２　ごみ排出量の見込み 46
第３章　ごみ処理基本計画 50
第１節　ごみ処理の基本理念と基本方針 50
１　ごみ処理の基本理念 50
２　ごみ処理の基本方針 50
第２節　数値目標 51
１　数値目標の設定 51
２　数値目標の考え方 51
第３節　目標達成時の推計 52
１　ごみ排出量の見込み（目標達成ケース） 52
２　現状推移と目標達成ケースとの比較 55
第４節　目標達成に向けた基本施策 56
基本方針１　ごみ減量化意識の啓発 58
基本方針２　４Ｒの推進 59
基本方針３　ごみの適正処理 61

第３部　生活排水処理基本計画

第１章　生活排水処理の現状 67
第１節　生活排水処理の区分と体制 67
１　生活排水処理フロー 67
２　生活排水処理体制 68
３　処理手数料 69
４　補助制度 69
５　施設の概要 70
第２節　生活排水処理の現状と課題 71
１　生活排水処理形態別人口 71
２　し尿及び浄化槽汚泥の処理量 72
第３節　生活排水処理に係る経費 73
第４節　生活排水処理に関する課題の抽出 74

第２章　生活排水処理基本計画 75
第１節　生活排水処理の方針 75
１　生活排水処理の基本方針 75
第２節　生活排水処理形態別人口、し尿等処理量の見込み 75
１　生活排水処理形態別人口の見込み 75
２　し尿及び浄化槽汚泥処理量の見込み 76
第３節　生活排水処理の基本施策 77
基本方針１　し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理 77
基本方針２　地域の事情に応じた汚水処理施設の整備及び活用 77

第１部　総論

第１章　計画策定の基本的事項

第１節　計画策定の趣旨

阿賀野市（以下「本市」といいます。）では、平成 27 年度から令和６年度までの 10 年間を計画期間とする「阿賀野市一般廃棄物処理基本計画」（以下「現行計画」といいます。）を策定し、市民・事業者・市が協働で３Ｒに取り組み、循環型社会の実現を目指してきました。

令和７年４月には、五泉地域衛生施設組合が整備する新たな焼却施設で可燃ごみの焼却が開始される予定です。これにより、これまで別々の焼却施設で可燃ごみの焼却処理を行っていた安田地区、京ヶ瀬地区、水原地区、笹神地区が、同一施設での処理に移行し、さらに五泉市、阿賀町を含めた焼却処理の共同処理が実現します。

本市では、１人１日あたりのごみ排出量が依然として全国平均より多い状況が続いており、ごみ排出量の更なる減量化が求められています。また、製品プラスチックの再商品化への対応、食品ロスの削減、高齢者等の排出困難世帯への対応、可燃ごみ以外のごみの収集体制・処理体制の統一など、複数の課題に直面しています。

令和６年度に現行計画が計画目標年度を迎えることから、こうした状況の変化を踏まえ、引き続き循環型社会の実現に向けた施策を効果的かつ計画的に進めるため、「阿賀野市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」といいます。）の見直しを行いました。

第２節　計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）第６条第１項の規定に基づき、一般廃棄物（ごみ）の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処分等を計画的かつ適正に行うために策定されたものです。この計画では、これらの基本的な考え方を具体化するための施策を取りまとめています。

また、本計画は、関係法令（環境基本法、循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、阿賀野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等）の理念や制度を踏まえるとともに、上位計画である「阿賀野市総合計画」や「阿賀野市環境基本計画」との整合を図っています。本計画は、今後の廃棄物行政を推進するうえでの長期的かつ総合的な指針として位置づけられています。

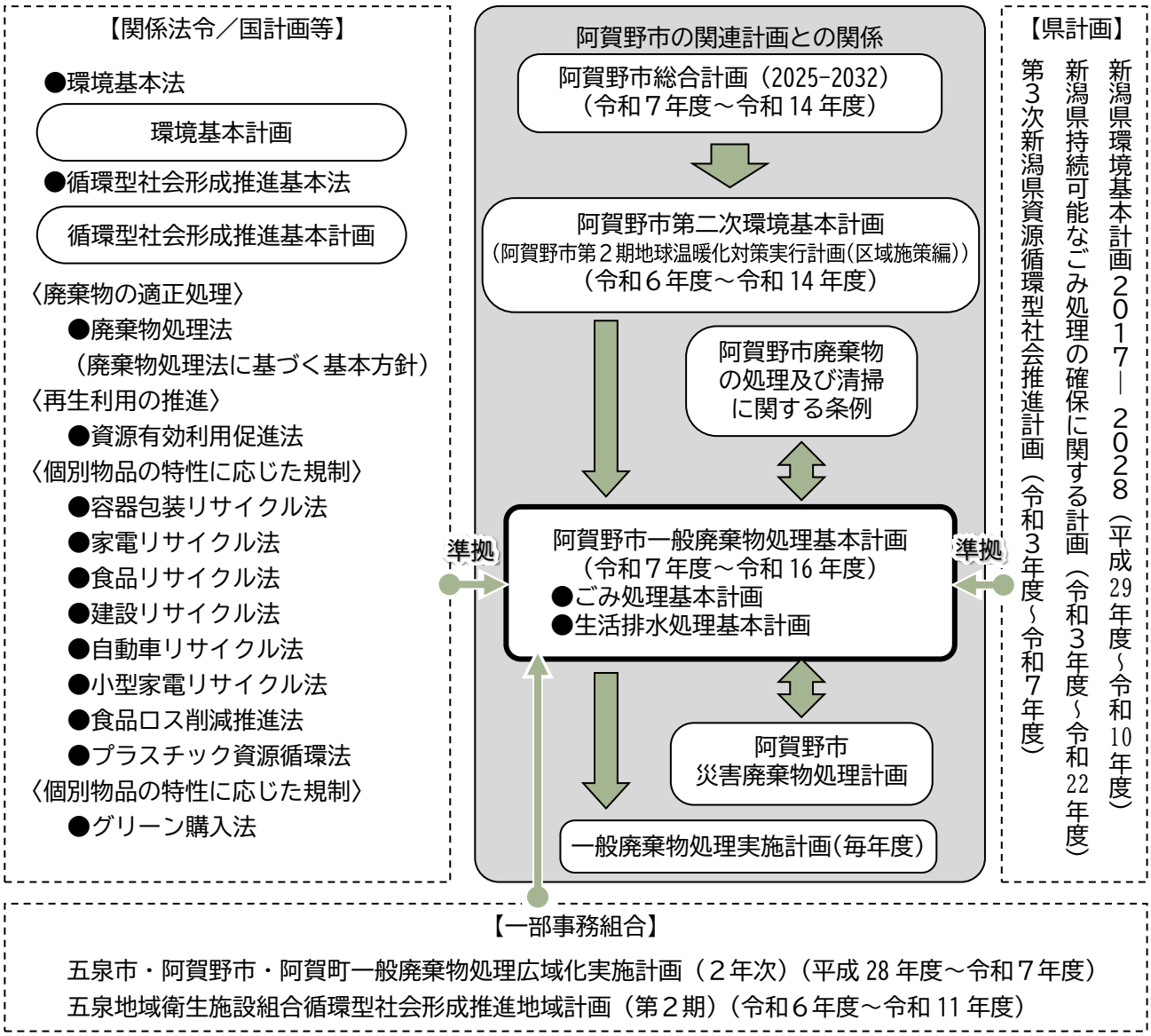

図１―１―１　本計画の位置付け

第３節　計画期間

本計画の計画期間は 10 年間とし、計画の最終目標年度は令和 16 年度とします。なお、計画の前提となる諸条件に変動があった場合には随時見直しを行うものとします。

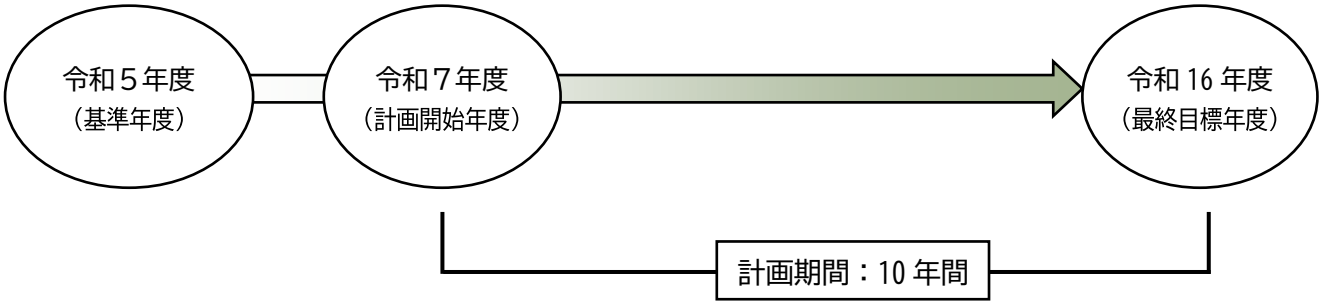

図１－１－２　計画期間

第２章　市の概況

第１節　地域特性

１　位置・地勢

本市は、新潟県下越地域、新潟平野のほぼ中央に位置し、北西は新潟市、南西は五泉市、南東は阿賀町、北東は新発田市とそれぞれ接しています。

また、南側に大河・阿賀野川が流れ、東側に五頭山、菱ヶ岳、宝珠山など標高 1,000m 級の山々が連なる五頭連峰がそびえています。その扇状地には広大な水田が広がり、美しい自然と豊かな農業地帯を形成しています。

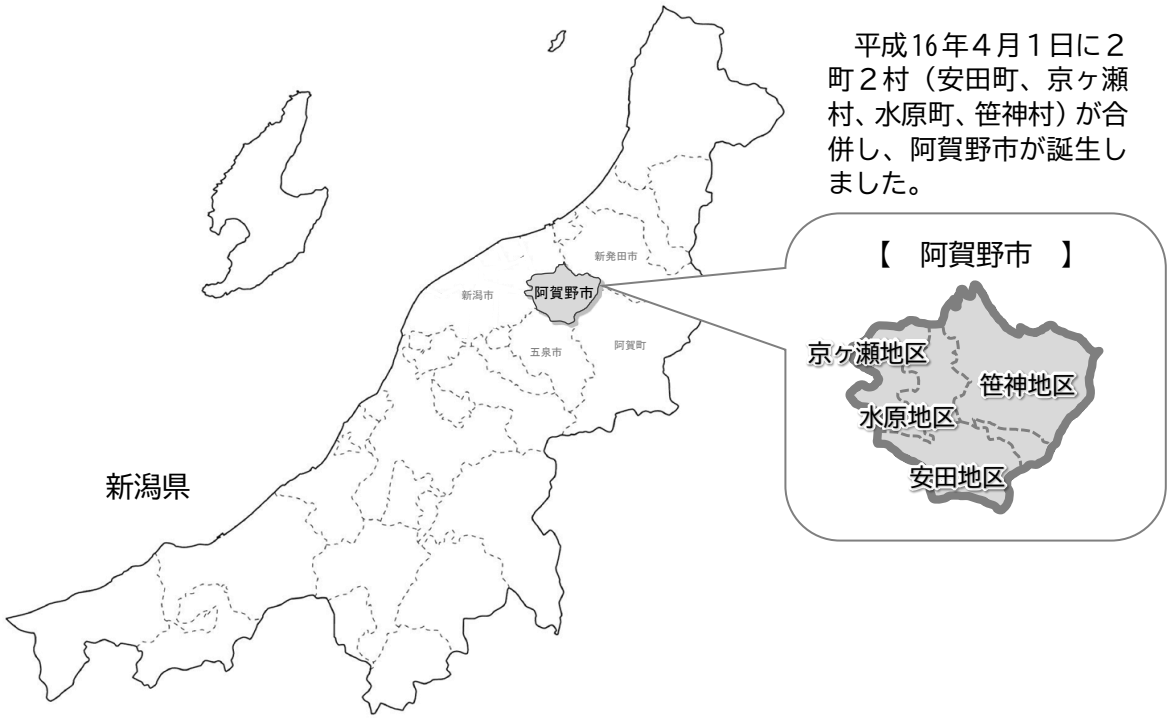

図１－２－１　阿賀野市の位置

2　人口

（1）人口及び世帯数

本市の人口は減少傾向にあり、令和５年 10 月１日現在、39,962 人となっています。一方、世帯数は増加傾向にあるため、１世帯当たり人員は減少が続いています。

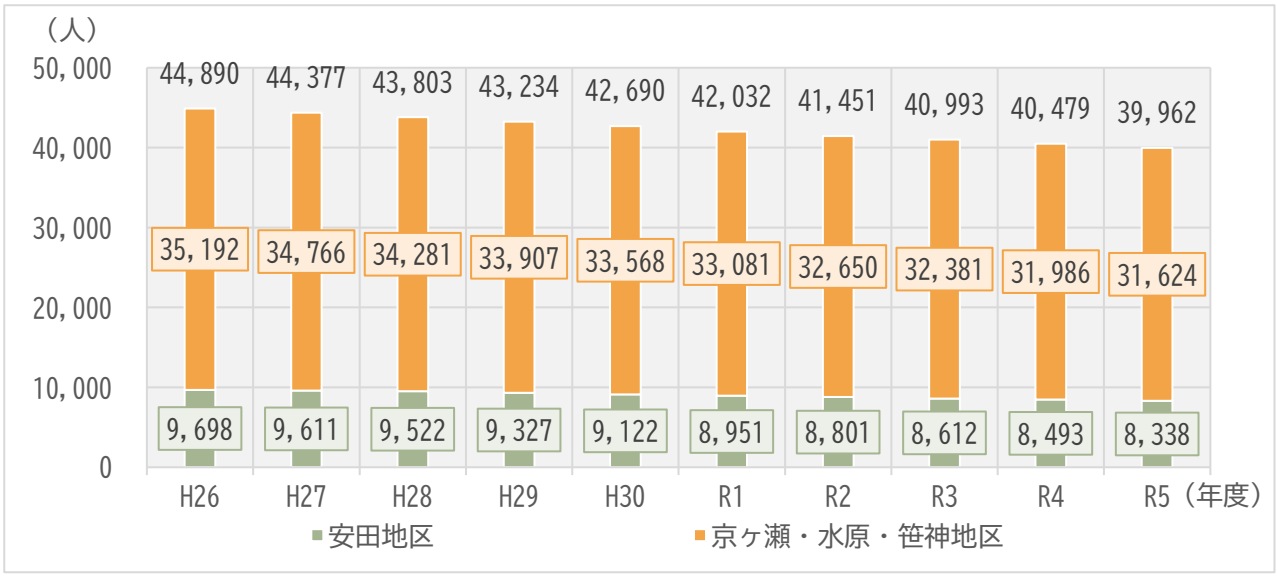

注）各年 10 月１日現在
出典：「住民基本台帳」

図１－２－２　人口の推移

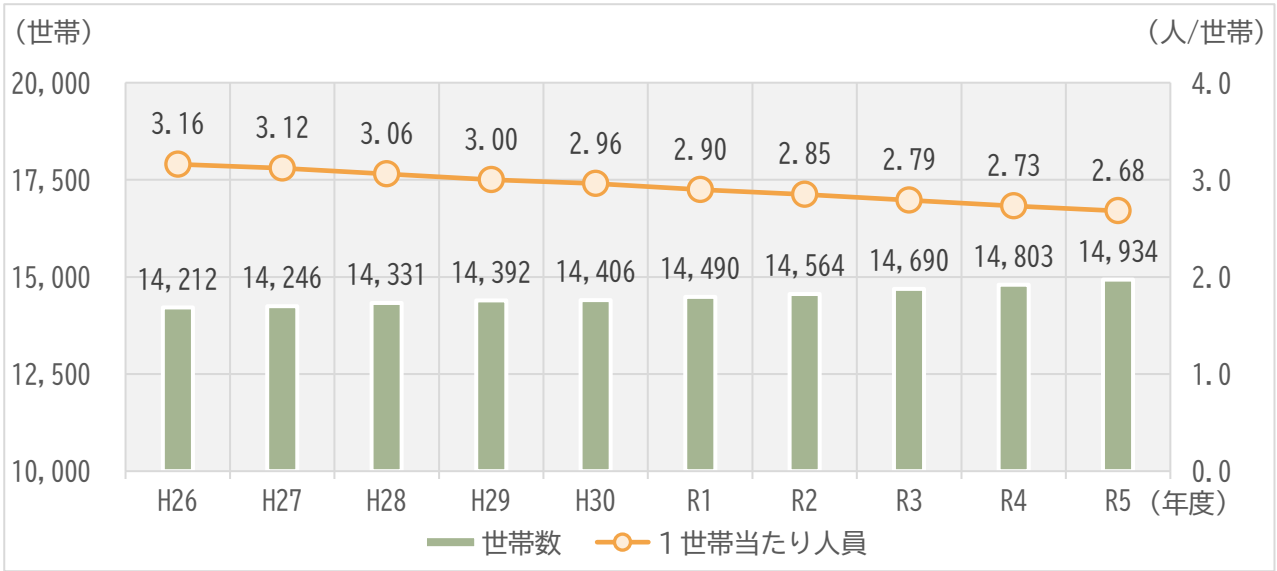

注）各年 10 月１日現在
出典：「住民基本台帳」

図１－２－３　世帯数及び１世帯当たり人員の推移

（２）年齢階級別人口

平成 26 年の人口ピラミッドでは、男女とも 60 歳から 64 歳の層にピークが見られ、令和５年には、そのピークは 70 歳から 74 歳の層に移っています。この９年間で、出生率の低下と高齢化の進展に伴い、人口ピラミッドは高齢者層のボリュームが増加し、一方で若年層が減少しています。今後、75 歳以上の高齢者の割合がさらに増加していくことが予想されます。

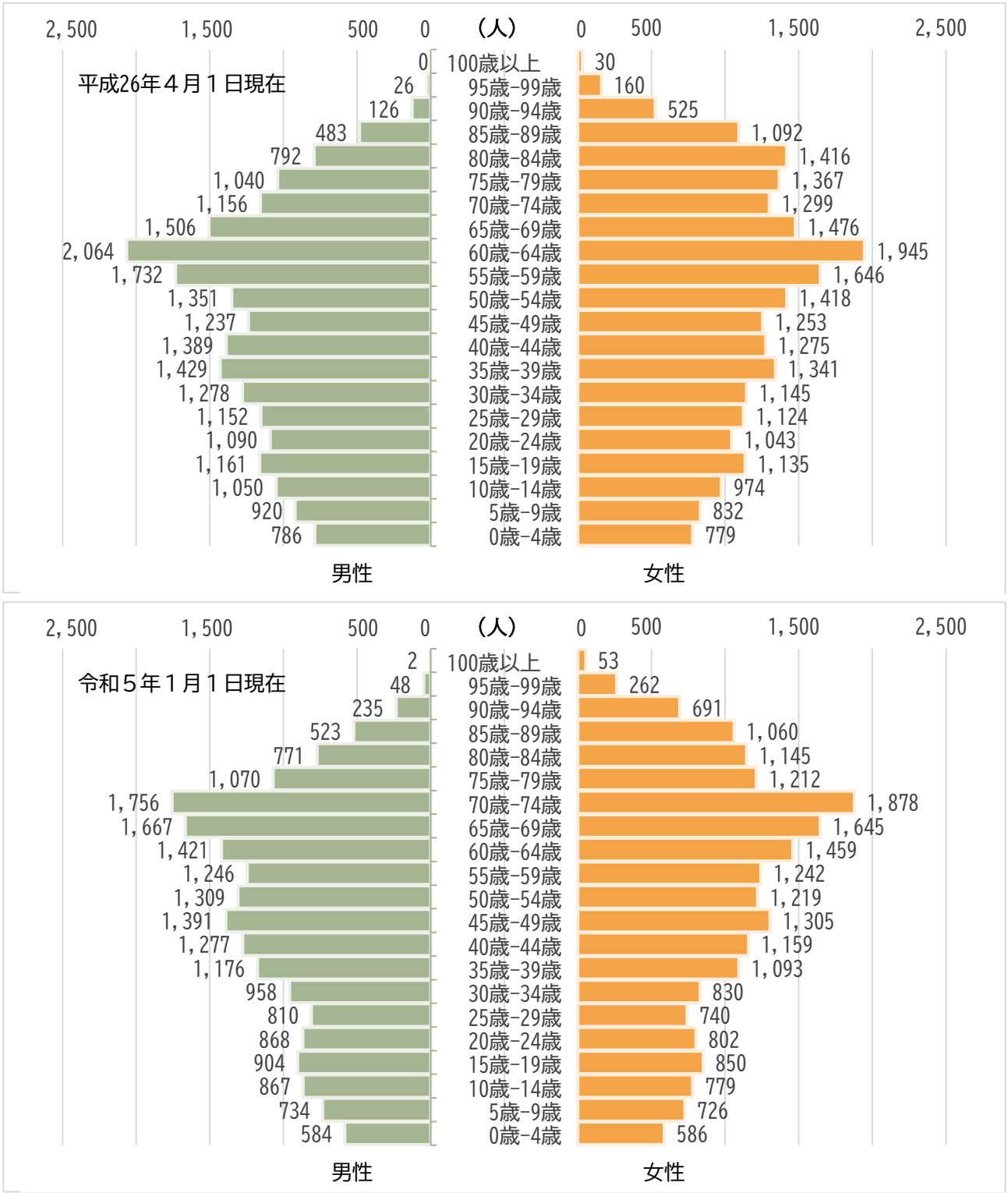

出典：「住民基本台帳」

図１－２－４　年齢階級別人口の比較（上：平成 26 年４月１日現在、下：令和５年１月１日現在）

3　産業

本市の令和３年の従業者数は 16,348 人、事業所数は 1,719 事業所となっています。

本市の従業者数は「製造業」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」「建設業」「医療、福祉」が続きます。事業所数は「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「建設業」「生活関連サービス業、娯楽業」「宿泊業、飲食サービス業」が続きます。

平成 28 年と比較すると、従業者数は全体で 3.5%の減少となり、「製造業」「学術研究、専門・技術サービス業」「教育、学習支援業」を除く産業で減少となっています。内訳をみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「鉱業、採石業、砂利採取業」「複合サービス業」「不動産業、物品賃貸業」「宿泊業、飲食サービス業」が 10%以上の減少となっています。一方で、「教育、学習支援業」が 115.9%の増加となっています。

事業所は、全体で 10.7%の減少となり、「農林漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」を除く産業で減少となっています。内訳をみると、「情報通信業」「運輸業、郵便業」「金融業、保険業」が 20%以上の減少となっています。一方で、「不動産業、物品賃貸業」が 37.5%の増加となっています。

表１－２－１　産業別従業者数及び事業所数

産業別大分類	平成28年		令和3年		対平成28年比	
	従業者数（人）	事業所数（事業所）	従業者数（人）	事業所数（事業所）	従業者数	事業所数
総数	16,935	1,924	16,348	1,719	▲3.5%	▲10.7%
第一次産業	736	34	720	37	▲2.2%	8.8%
農林漁業	736	34	720	37	▲2.2%	8.8%
第二次産業	7,230	568	7,073	501	▲2.2%	▲11.8%
鉱業、採石業、砂利採取業	57	4	49	4	▲14.0%	0.0%
建設業	2,461	372	2,296	328	▲6.7%	▲11.8%
製造業	4,712	192	4,728	169	0.3%	▲12.0%
第三次産業	8,969	1,322	8,555	1,181	▲4.6%	▲10.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	22	2	17	2	▲22.7%	0.0%
情報通信業	5	2	4	1	▲20.0%	▲50.0%
運輸業、郵便業	605	40	598	32	▲1.2%	▲20.0%
卸売業、小売業	2,503	479	2,320	409	▲7.3%	▲14.6%
金融業、保険業	184	15	166	12	▲9.8%	▲20.0%
不動産業、物品賃貸業	102	24	89	33	▲12.7%	37.5%
学術研究、専門・技術サービス業	82	24	96	28	17.1%	16.7%
宿泊業、飲食サービス業	1,035	189	910	170	▲12.1%	▲10.1%
生活関連サービス業、娯楽業	881	202	814	171	▲7.6%	▲15.3%
教育、学習支援業	227	49	490	44	115.9%	▲10.2%
医療、福祉	2,301	142	2,136	138	▲7.2%	▲2.8%
複合サービス事業	311	16	270	15	▲13.2%	▲6.3%
サービス業(他に分類されないもの)	711	138	645	126	▲9.3%	▲8.7%

出典：「平成 28 年経済センサス-活動調査」、「令和３年経済センサス-活動調査」

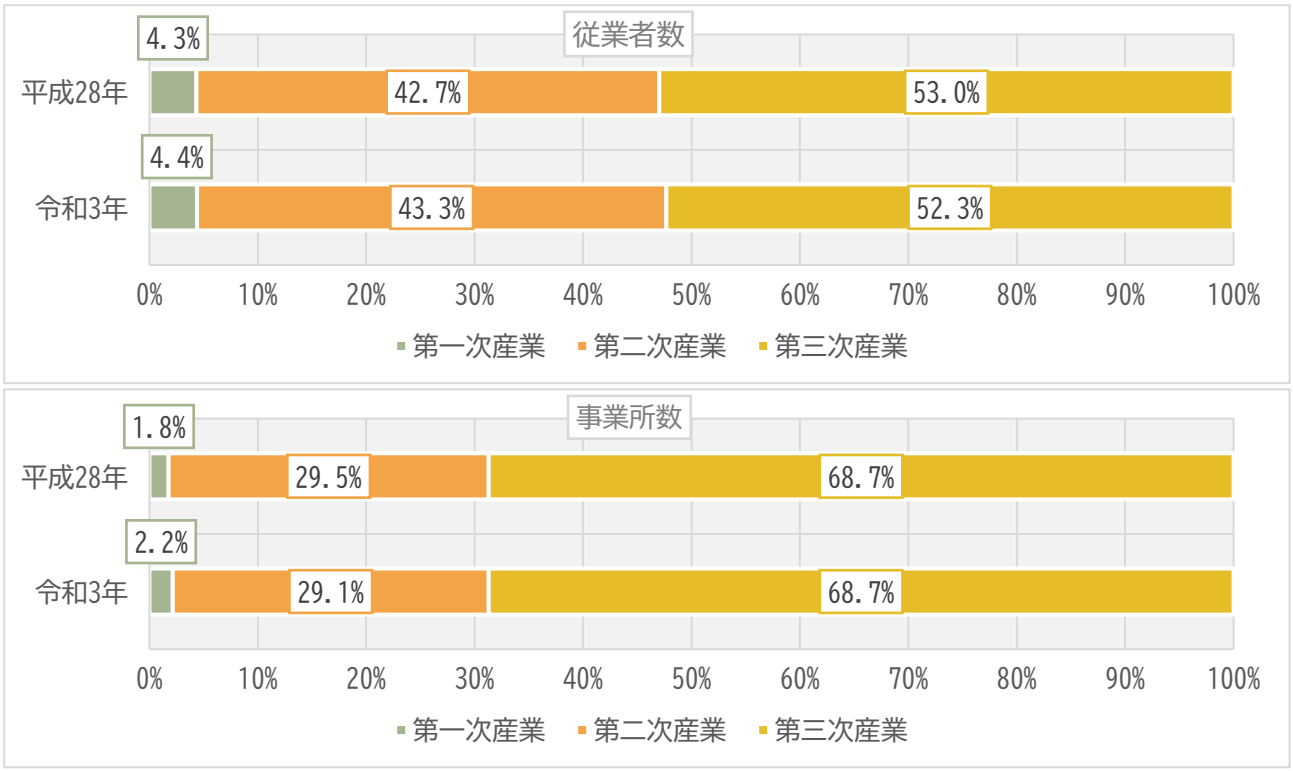

出典：「平成 28 年経済センサス-活動調査」、「令和３年経済センサス-活動調査」

図１－２－５　産業別従業者数及び事業所数

4　土地利用の状況

本市は東西約 18.5km、南北約 15.3km で、面積は約 192.7km² です。地目別に土地利用の割合をみると、「雑種地、その他」が 38.4%と最も多く、次いで、「田」が 32.8%、「山林」が 16.7%と続いています。

表１－２－２　土地利用の状況

単位：km²

項目	総数	田	畑	宅地	山林	牧場、原野	雑種地、その他
面積	192.7	63.2	6.4	14.3	32.1	2.7	74.0
	100.0%	32.8%	3.3%	7.4%	16.7%	1.4%	38.4%

注）令和５年１月１日現在
出典：「新潟県統計年鑑 2023」

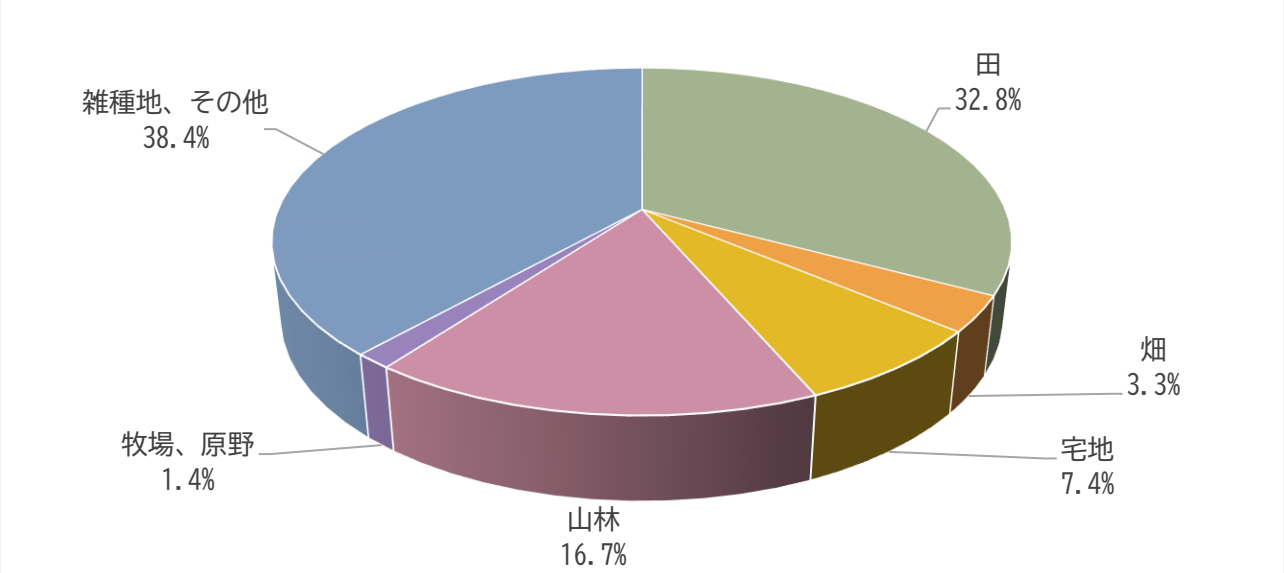

注）令和５年１月１日現在
出典：「新潟県統計年鑑 2023」

図１－２－６　地目別土地利用の割合

5　交通の状況

本市には主要幹線道路として、南北に延びる磐越自動車道と国道 49 号、東西に延びる国道 460 号と国道 290 号があります。鉄道では、東日本旅客鉄道株式会社の羽越本線が南北に走っており、市内には京ヶ瀬駅、水原駅、神山駅の３駅があります。

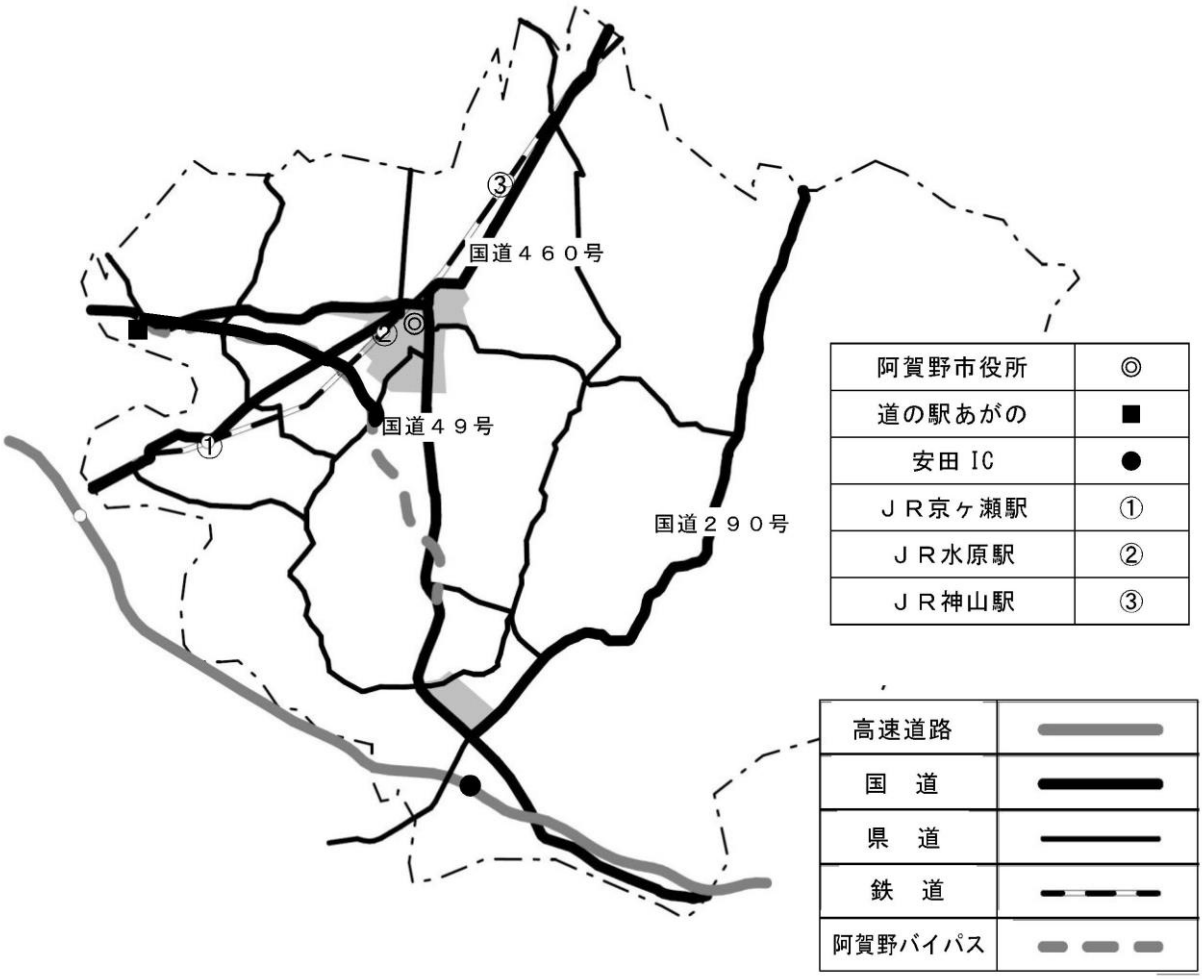

図１－２－７　交通の状況

第２節　市の関連計画・関連事業

１　総合計画

本市では、「阿賀野市総合計画（2025-2032）」を市の施策を展開する上での最上位計画に位置付け、各種施策、事業を推進しています。この計画では、「自然環境、歴史環境、地政学的条件をいかしたまちづくり」を基本構想として掲げ、まちづくりの目標である「住み良い、いきいき元気なまち」の実現を目指しています。

まちづくりの目標の実現に向けて、６つの分野別政策とそれらを的確に、より効果的に進めるための全体に関わる総合的政策を設定しています。

表１－２－３　総合計画の基本構想、基本計画

項目		内容	
基本構想		自然環境、歴史環境、地政学的条件をいかしたまちづくり	
基本計画	まちづくりの目標	住み良い、いきいき元気なまち	
	まちづくり（育み）の理念	みんなで創る阿賀野市	
	政策	分野別政策１	安心な暮らしの確保と向上
		分野別政策２	子どもと子育て世代への支援
		分野別政策３	高齢者・障がい者福祉の充実
		分野別政策４	地域経済の活性化と拡充
		分野別政策５	生活に密着した住みやすい環境づくり
		分野別政策６	多様性の尊重と市民協働の推進
		総合的政策	市役所機能の整備・強化と信頼される行政運営

２　環境基本計画

本市では、「阿賀野市第二次環境基本計画」を策定し、環境分野における総合的な施策を推進しています。この計画では、将来像として「山・土・水、そして光の恵みをありがとう！ともに創り、次代へ引き継ぐ阿賀野の三つの環」を掲げ、その実現に向けて４つの基本目標を定めています。これにより、地域の自然資源を大切に守りながら、持続可能な社会の構築を目指しています。

表１－２－４　環境基本計画の将来像、三つの環、基本目標

項目	内容	
将来像	山・土・水、そして光の恵みをありがとう！　ともに創り、次代へ引き継ぐ阿賀野の三つの環	
三つの環	「地域の環」「循環型社会の環」「協働の環」	
基本目標	自然環境に関する基本目標	五頭山、瓢湖、田園など阿賀野の自然環境を保全するまち
	生活環境に関する基本目標	循環型社会を構築し安心して暮らせるまち
	地球環境に関する基本目標	脱炭素社会に向けた社会構造、生活様式へ移行するまち
	環境教育に関する基本目標	地域活動を充実させ、環境教育を推進するまち

第２部　ごみ処理基本計画

第１章　ごみ処理の現状と課題

第１節　ごみ処理の区分と体制

１　ごみ収集・処理区域

本市では、旧町村のごみ処理体制を合併後も引き継いでいるため、現在も地域ごとに異なる処理体制を採用しています。「安田地区」では主に五泉地域衛生施設組合にごみ処理を移譲し、「京ヶ瀬・水原・笹神地区」では市が主体でごみ処理を行っています。また、これらの体制で処理できない品目については、民間業者に委託しています。

なお、令和７年４月には「クリーンセンターあがのがわ」が供用開始予定で、市内全域の可燃ごみを同施設で処理することが可能となります。

注）令和４年３月 31 日に解散。

図２－１－１　廃棄物処理施設の位置

2　用語の定義

「安田地区」と「京ヶ瀬・水原・笹神地区」ではごみの分別区分が異なります。そのため、本計画では、以下の表２－１－１に示すとおり、各地区の個別の分別区分や処理フローに関する説明を除いて本表の「集計区分」に記載する名称を使用するものとします。

表２－１－１　用語の定義

集計区分		分別区分		備考
		安田地区	京ヶ瀬・水原・笹神地区	
家庭系ごみ	可燃ごみ	燃やすごみ	燃やすごみ	・ごみステーションに排出するごみ ・中間処理施設へ直接搬入するごみ
	不燃ごみ	燃やさないごみ ガラス・びん・陶磁器類、 金属類	燃やさないごみ	
	粗大ごみ	粗大（不燃）ごみ	粗大ごみ	
	プラスチックごみ	プラスチック・ビニール・ 発泡スチロール類	―	
	有害ごみ	有害資源ごみ	―	
	資源ごみ	アルミ缶・スチール缶、 プラスチック製容器包装、 一升びん・ビールびん、 紙製容器包装、古紙類、 ペットボトル、古着・古布	金属類、 プラスチック製容器包装、 びん類、紙製容器包装、 古紙類、ペットボトル、 古着・古布	
事業系ごみ	可燃ごみ	燃やすごみ	燃やすごみ	・許可業者に収集運搬を委託するごみ ・中間処理施設へ直接搬入するごみ
	不燃ごみ	燃やさないごみ、ガラス、 びん、陶磁器類、金属類	―	

3　処理フロー

市内で発生するごみは、以下の流れで処理されています。

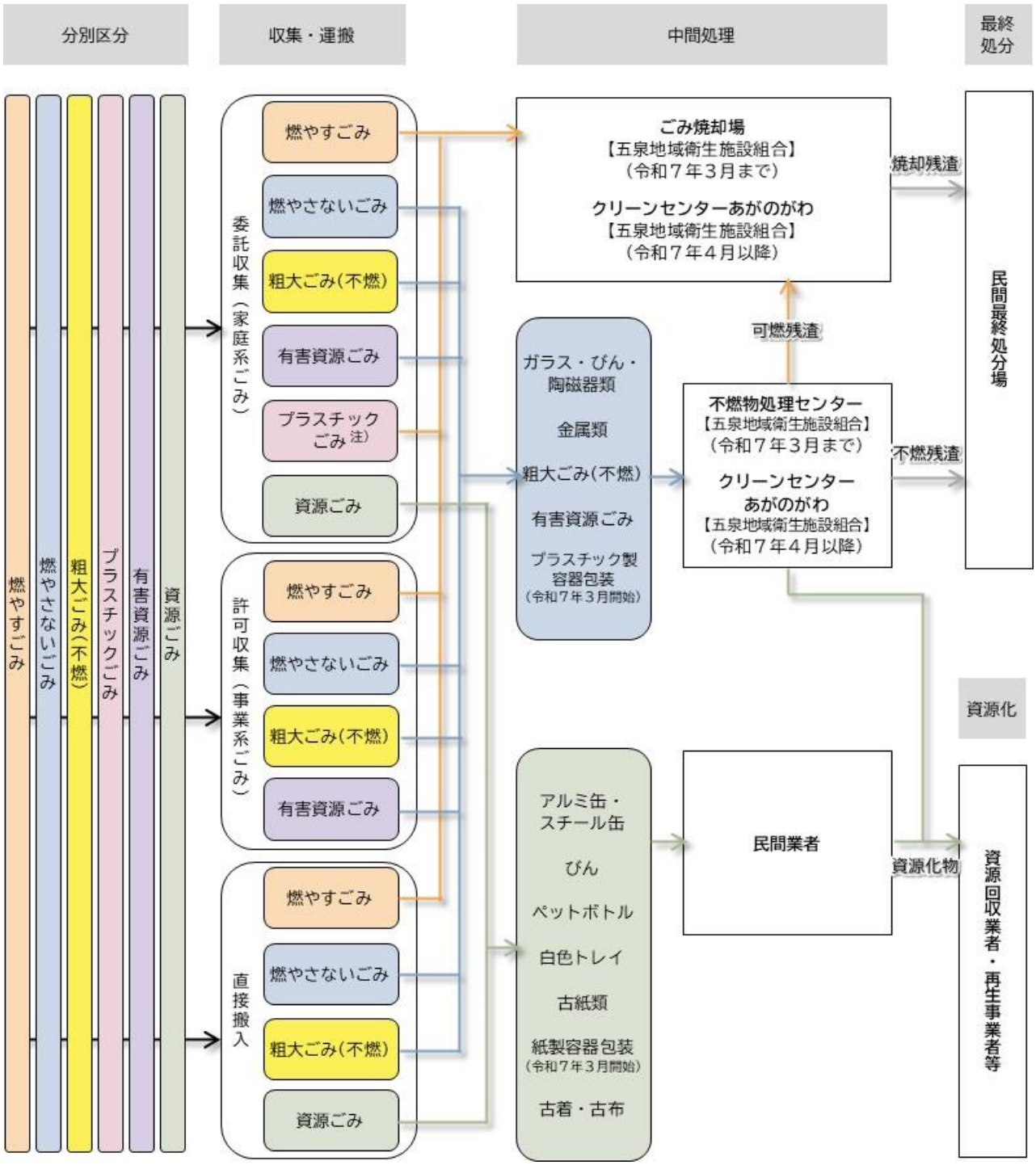

注）プラスチックごみの処理はこれまで民間業者に委託していましたが、この業者での処理が困難な状況となったため、暫定的にごみ焼却場で焼却しています。

図２－１－２　ごみ処理フロー（安田地区）

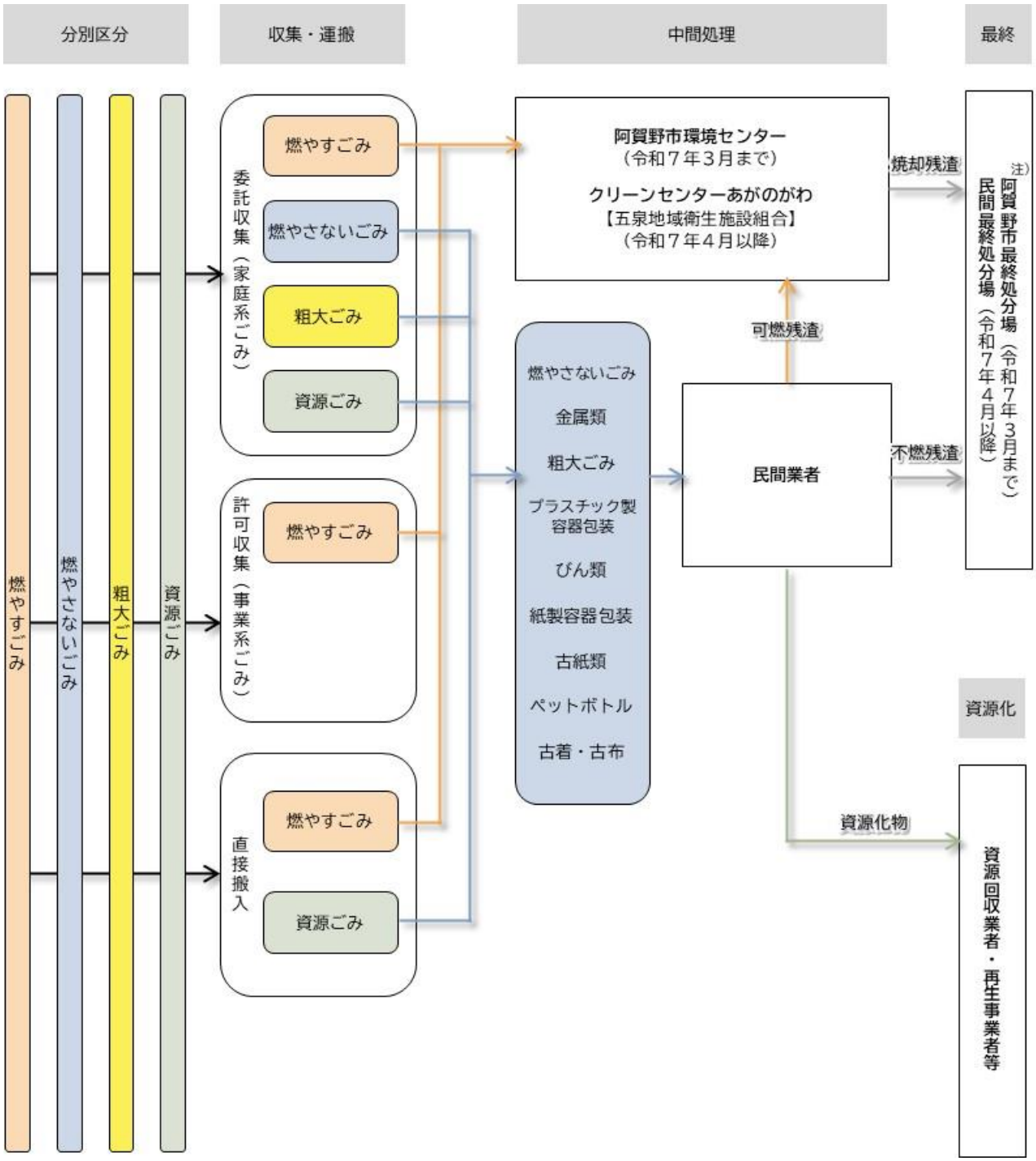

注）一部は、民間の最終処分場へ処分委託をしています。

図２－１－３　ごみ処理フロー（京ヶ瀬・水原・笹神地区）

4　分別区分

前述のとおり、本市は合併以前の旧町村ごとのごみ処理体制を引き継いでいるため、「安田地区」と「京ヶ瀬・水原・笹神地区」では、受入先の処理方法に合わせたごみの分別区分が採用されています。

「安田地区」では、令和７年３月から紙製容器包装とプラスチック製容器包装の回収が始まりました（「京ヶ瀬・水原・笹神地区」ではすでに導入済みです）。

表２－１－２　ごみの分別区分（安田地区）（１）

分別区分	主なもの	出し方	収集方法	収集頻度
燃やすごみ	○生ごみ ○アルミホイル ○乾燥剤 ○紙くず ○木の枝 ○食用油 ○衣類（汚れたもの） ○小型のプラスチック製品 ○使い捨てカイロ	・透明または半透明で容量 45L 以内のもの（レジ袋可）＋ごみ処理券を貼付 ・木の枝は、直径が５㎝以内、長さが 50 ㎝以内のものを 30 ㎝以内に束ねる（ごみ処理券不要。１回につき３束まで） ・生ごみは、よく水を切る ・衣類１～２枚程度なら 40㎝以内に裁断して出す	ステーション方式	週３回
燃やさないごみ ガラス・びん・陶磁器類	●割れていないびんや陶磁器類（びん類、化粧品のびん、洋酒のびん陶磁器類(茶碗、急須、とっくり、植木鉢、花瓶など)） ●割れたガラス類・びん類・陶磁器類（板ガラス、割れたびん、鏡、コップなど）	・割れていないびんや陶磁器類はオレンジ色のコンテナに、割れたガラス類・びん類・陶磁器類は青色のコンテナに出す	ステーション方式	月１回
燃やさないごみ 金属類	●スチール缶とアルミ缶を除く金属製品（カセットボンベ、スプレー缶、一斗缶、鍋、やかん、びんの王冠、傘の骨、コード類、アダプター、ペンチ・ドライバーなどの工具類、鍋焼きうどん等のアルミ容器など）	・オレンジ色または青色のコンテナに出す ・プラスチック製のキャップやノズルは取り外す ・スプレー缶は中身を使い切り、穴を開けずに出す	ステーション方式	月１回
プラスチック・ビニール・発泡スチロール類	●プラスチック類（ポリタンク、衣装ケース、プランター） ●ビニール（雨樋、ビニール波板）	・持ち運びしやすいよう整理して縛って出す ・大きなものは１ｍ以内に切って縛って出す	ステーション方式	月１回
プラスチック製容器包装	○商品を入れるプラスチック製の容器や包装で、「プラマーク」がついているもの（カップめんの容器、食品トレイ、シャンプー等の容器、卵パック、ペットボトルのふたやラベル、錠剤の容器包装、発泡スチロール製の緩衝材や魚箱、宅配便の容器）	・透明・半透明のビニール袋に入れるか、ビニールひもで縛って出す ・汚れのあるものは、水で軽くすすいで乾かす ・内側が洗えないもの、中身が残っているもの、汚れがひどいものは「燃やすごみ」に出す	ステーション方式	週１回

注１）令和７年４月１日現在

注２）○：「安田地区」と「京ヶ瀬・水原・笹神地区」でごみ種類ごとに分別区分が同じもの

●：「安田地区」と「京ヶ瀬・水原・笹神地区」でごみ種類ごとに分別区分が異なるもの

表２－１－３　ごみの分別区分（安田地区）（２）

分別区分	主なもの	出し方	収集方法	収集頻度
アルミ缶・スチール缶	●アルミ缶（ビール、コーラ、ジュースなど） ●スチール缶（コーヒー、ジュース、缶詰など）	・水で軽くすすぎ、できるだけつぶしてから中の見えるビニール袋に入れる ・アルミ缶とスチール缶はそれぞれ別の袋に入れて出す ・汚れがひどいものは「燃やせないごみ（金属類）」に出す	ステーション方式	月１回
一升びん・ビールびん	●一升びん（日本酒、しょう油、酢など）、ビールびん	・オレンジ色または青色のコンテナに出す	ステーション方式	月１回
紙製容器包装	○商品を入れる紙製の容器や包装（包装紙、ティッシュの箱、菓子箱、ラップの箱（カッターは金属類に出す）、デパートの紙袋、たばこの箱、米袋、カレーやシチューの外箱、酒などの紙パック、紙製のカップめんの容器、雑紙（封筒・ハガキ・トイレットペーパーの芯・菓子の包みなど）	・ひもで、十字に縛るか、紙袋に入れて出す ・食べ物のかすなどは取り除く ・酒などの紙パックは、切り開いて水洗いし、乾かしてからひもで縛るか、紙袋に入れて出す	ステーション方式	月１回
古紙類	○新聞・チラシ類 ○書籍・雑誌類（週刊誌、単行本、パンフレット、ノート、カタログ、カレンダーなど） ○段ボール（みかん箱など）	・種類ごとにまとめてひもで十字に縛って出す ・カレンダーの金具は取り外す	ステーション方式	月１回
ペットボトル	○ポリエチレンテレフタレート樹脂を原料としたびん型の容器（清涼飲料水、酒類、しょう油、乳飲料等）	・水で軽くすすいで出す ・汚れのひどいものは「燃やせるごみ」に出す ・キャップとラベルは外して「プラスチック製容器包装」に出す ・透明・半透明の袋にいれるか、裸のままステーションのコンテナに出す	ステーション方式	月２回
古着・古布	○Ｔシャツ、スーツ、ズボン、スカート、ジャージ、セーター、帽子、ハンカチ、毛布、タオルケット、下着、ネクタイ、カーテンなど ○布団	・透明・半透明のビニール袋に入れるか、ビニールひもで縛って出す ・リサイクルに適さない汚れた古着・古布類は、「燃やせるごみ」に出す	ステーション方式	月１回
粗大（不燃）ごみ	●金属類（スノーダンプ、網戸、脚立、トタン、スコップ、パイプ椅子など） ●自転車類（自転車、三輪車、乳母車、チャイルドシートなど） ●家庭用品類（ストーブ、ガスコンロなど） ●電気製品（掃除機、扇風機、トースター、ステレオ、カセットデッキ、石油ファンヒーター、電子レンジなど） ※いずれも重さの上限は 30kg	・大型のものは、できるだけ解体し、持ち運びやすい大きさに分けて出す ・長いものは、１m以内に切って縛って出す ・石油ストーブやファンヒーターは、燃料や電池は抜き取って出す ・ガスコンロは、着火用の乾電池を外して出す	ステーション方式	月１回

注１）令和７年４月１日現在

注２）○：「安田地区」と「京ヶ瀬・水原・笹神地区」でごみ種類ごとに分別区分が同じもの

●：「安田地区」と「京ヶ瀬・水原・笹神地区」でごみ種類ごとに分別区分が異なるもの

表２－１－４　ごみの分別区分（安田地区）（３）

分別区分	主なもの	出し方	収集方法	収集頻度
有害資源ごみ	●蛍光管・LED 照明（丸型・棒状などすべての蛍光灯、LED 電球、蛍光電球） ●水銀体温計 ●乾電池類（マンガン電池、アルカリ電池、ニッケル水銀電池、リチウムイオン電池、ボタン型電池、ニカド電池など）	・灰色のコンテナに出す ・割れた蛍光等は透明な袋に入れて出す ・乾電池類は、透明な袋に入れて出す	ステーション方式	月１回

注１）令和７年４月１日現在

注２）○：「安田地区」と「京ヶ瀬・水原・笹神地区」でごみ種類ごとに分別区分が同じもの

●：「安田地区」と「京ヶ瀬・水原・笹神地区」でごみ種類ごとに分別区分が異なるもの

表２－１－５　ごみの分別区分（京ヶ瀬・水原・笹神地区）（１）

分別区分	主なもの	出し方	収集方法	収集頻度
燃やすごみ	○生ごみ ○アルミホイル ○乾燥剤 ○紙くず ○木の枝 ○食用油 ○衣類（汚れたもの） ○小型のプラスチック製品 ○使い捨てカイロ	・透明または半透明で容量 45L 以内のもの（レジ袋可）＋ごみ処理券を貼付 ・木の枝は、直径が５㎝以内、長さが 50 ㎝以内のものを 30 ㎝以内に束ねる（ごみ処理券不要。１回につき３束まで） ・生ごみは、よく水を切る ・衣類１枚～２枚程度なら 30 ㎝以内に裁断して出す	ステーション方式	週３回
燃やさないごみ	●割れたびん・皿・茶碗・どんぶり等（ガラス類(割れたびん、コップ等)、陶磁器類(茶碗、皿、どんぶり、植木鉢、花瓶)、使い捨てカイロ、鏡など） ●有害資源ごみ（電池類、蛍光管、LED 電球、電球、水銀体温計、水銀温度計） ※陶磁器類は割れていないものを含む。	・割れたびん・皿・茶碗・どんぶり等は青色のコンテナに出す ・有害資源ごみは砕かないで灰色のコンテナに出す ・電池類は、透明のビニール袋に入れてコンテナの脇に置く	ステーション方式	月１回
粗大ごみ	●家電製品（電気こたつ、電子レンジ、ビデオカメラなど） ●自転車 ●ガスコンロ ●石油ストーブ ●石油ファンヒーター ●ポリタンク ●プランター ●便座	・複数の素材でできているものは、できるだけ解体し、持ち運びやすい大きさに分けて出す	ステーション方式	月１回
金属類	●ビールの缶、ジュースの缶、鍋、カセットボンベ、スプレー缶、びんの王冠、傘の骨、やかん、コード類、アダプター、ペンチ・ドライバーなどの工具類、鍋焼きうどん等のアルミ容器	・オレンジ色のコンテナに出す ・スプレー缶は中身を使い切り、穴を開けずに出す	ステーション方式	月２回
プラスチック製容器包装	○商品を入れるプラスチック製の容器や包装で、「プラマーク」がついているもの（カップめんの容器、食品トレイ、シャンプー等の容器、卵パック、ペットボトルのふたやラベル、錠剤の容器包装、発泡スチロール製の緩衝材や魚箱、宅配便の容器）	・透明・半透明のビニール袋に入れるか、ビニールひもで縛って出す ・汚れのあるものは、水で軽くすすいで乾かす ・内側が洗えないもの、中身が残っているもの、汚れがひどいものは「燃やすごみ」に出す	ステーション方式	週１回
びん類	●びん類（ビールびん、清酒びん、栄養ドリンク剤のびん等の割れていないびん）	・オレンジ色のコンテナに出す	ステーション方式	月１回
紙製容器包装	○商品を入れる紙製の容器や包装（包装紙、ティッシュの箱、菓子箱、ラップの箱(カッターは金属類に出す)、デパートの紙袋、たばこの箱、米袋、カレーやシチューの外箱、酒などの紙パック、紙製のカップめんの容器、雑紙(封筒・ハガキ・トイレットペーパーの芯・菓子の包みなど）	・ひもで、十字に縛るか、紙袋に入れて出す ・食べ物のかすなどは取り除く ・酒などの紙パックは、切り開いて水洗いし、乾かしてからひもで縛るか、紙袋に入れて出す	ステーション方式	月１回

注１）令和７年４月１日現在

注２）○：「安田地区」と「京ヶ瀬・水原・笹神地区」でごみ種類ごとに分別区分が同じもの

●：「安田地区」と「京ヶ瀬・水原・笹神地区」でごみ種類ごとに分別区分が異なるもの

表２－１－６　ごみの分別区分（京ヶ瀬・水原・笹神地区）（２）

分別区分	主なもの	出し方	収集方法	収集頻度
古紙類	○新聞紙類（新聞紙、公告など） ○書籍・雑誌類（週刊誌、単行本、パンフレット、ノート、カタログ、カレンダーなど） ○段ボール（みかん箱など）	・それぞれの種類ごとにまとめ、ひもで十字に縛って出す ・カレンダーの金具は取り外す	ステーション方式	月１回
ペットボトル	○ポリエチレンテレフタレート樹脂を原料としたびん型の容器（清涼飲料水、酒類、しょう油、乳飲料等）	・水で軽くすすいで、水切りしてつぶして出す ・オレンジ色のコンテナに出す ・汚れのひどいものは「燃えるごみ」に出す ・キャップとラベルは外し、素材により「プラスチック製容器包装」に出す	ステーション方式	月２回
古着・古布	○Ｔシャツ、スーツ、ズボン、スカート、ジャージ、セーター、帽子、ハンカチ、毛布、タオルケット、下着、ネクタイ、カーテンなど ○布団	・透明・半透明のビニール袋に入れるか、ビニールひもで縛って出す ・リサイクルに適さない汚れた古着・古布類は、「燃やすごみ」に出す	ステーション方式	月１回

注１）令和７年４月１日現在

注２）○：「安田地区」と「京ヶ瀬・水原・笹神地区」でごみ種類ごとに分別区分が同じもの

●：「安田地区」と「京ヶ瀬・水原・笹神地区」でごみ種類ごとに分別区分が異なるもの

5　処理手数料

（1）収集ごみ

本市では地域のごみステーションに可燃ごみを出す場合、ごみを入れたビニール袋にごみ処理券（以下「ごみシール」といいます。）を貼付することになっています。ごみシール 1 枚につき、45L（ごみ袋の最大値：800㎜×650㎜）以内かつ 10kg 以内の可燃ごみを出すことができます。

毎年、６月及び 12 月の年２回、各自治会長を通じてなどの方法により、ごみシールが配布されます。配布枚数では足りず、ごみシールが更に必要となる場合は、市民が有料でごみシールを購入する必要があります。

表２－１－７　処理手数料（収集ごみ）

地区	項目		処理手数料
市内全域	可燃ごみ （燃やすごみ）	家庭系ごみ	ごみ処理券（各自治会に無料配布。配布枚数については、表２－１－８参照。） 追加分：500 円/シート、50 円/枚
		事業系ごみ	ごみ処理券 1,000 円/シート 100 円/枚

【ごみ処理券サンプル】

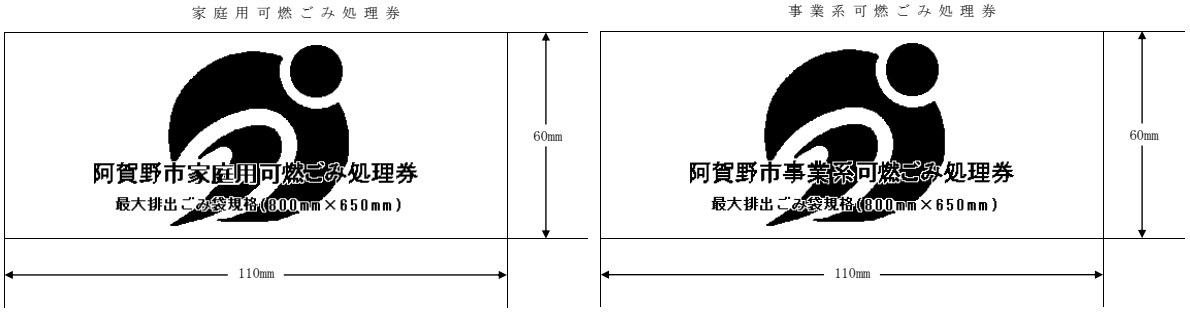

注１）１シートは、10 枚。１枚単位の販売も可能です。

注２）事業系ごみ処理券の１年間に使用できる枚数は、130 枚以内です。

注３）事業系ごみをごみステーションに排出する場合は、ごみ収集場所の自治会長の許可を受けなければならない（阿賀野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第５条第１項）。

表２－１－８　世帯員数による家庭用ごみ処理券配布枚数（１回分）

世帯員数	家庭用ごみ処理券配布枚数
１人	50 枚
２～３人	70 枚
４～５人	80 枚
６～７人	90 枚
８人以上	100 枚

注１）ごみ処理券は、６月と 12 月の年２回配布します。

注２）３歳未満の子どもがいる世帯には、30 枚を追加で配布します。

注３）介護などでおむつ等を使用している家族がいる世帯は、30 枚（半年分）を追加で受け取れる場合があります。

注４）年度途中で転入された方は、家族構成及び次の配布日までの残り月数に応じて配布します。

（2）直接搬入ごみ

本市では、居住する地区ごとに（「安田地区」と「京ヶ瀬・水原・笹神地区」に区分）直接搬入できるごみの搬入先が異なっていましたが、令和７年４月１日から「クリーンセンターあがのがわ」に統一されます。ただし、「京ヶ瀬・水原・笹神地区」にお住まいの方は、可燃ごみを除き直接搬入できないため、粗大ごみ等は市内の民間施設に搬入して処理していただく必要があります。

表２－１－９　処理手数料（直接搬入ごみ）

地区	項目		処理手数料
市内全域	一般ごみ （粗大ごみを除く）	家庭系ごみ	０kg～50kg　200円 51kg～100kg　500円 101kg～200kg　750円 ※150kgを超えた場合、50kg毎に250円を加算
		事業系ごみ	０kg～50kg　500円 51kg～100kg　1,100円 101kg～200kg　1,650円 ※150kgを超えた場合、50kg毎に550円を加算
	粗大ごみ[注1）]	家庭系ごみ	０kg～50kg　300円 51kg～100kg　600円 101kg～200kg　900円 ※150kgを超えた場合、50kg毎に300円を加算
		事業系ごみ	０kg～50kg　600円 51kg～100kg　1,200円 101kg～200kg　1,800円 ※150kgを超えた場合、50kg毎に600円を加算

注１）「京ヶ瀬・水原・笹神地区」にお住まいの方は、市内の民間施設に搬入して処理していただく必要があります。
注２）令和７年４月１日現在

6　施設の概要

（１）中間処理施設

ア　焼却処理

令和７年３月までは、「安田地区」と「京ヶ瀬・水原・笹神地区」で可燃ごみの搬入先が異なっていましたが、令和７年４月から「クリーンセンターあがのがわ」の供用が開始されるため、両地区の搬入先が統一されます。

【これまで（～令和７年３月）の処理について】
「安田地区」で発生する可燃ごみ及び不燃ごみ等の処理で生じる可燃残渣は、五泉地域衛生施設組合が所管するごみ焼却場（以下、「ごみ焼却場」）で処理されていました。一方、「京ヶ瀬・水原・笹神地区」で発生する可燃ごみや不燃ごみ、資源ごみ等の処理から生じる可燃残渣は、阿賀野市環境センター（以下、「環境センター」）で焼却処理されていました。

表２－１－10　中間処理施設の概要（１）

名称	五泉地域衛生施設組合　ごみ焼却場 （令和７年３月まで）	阿賀野市環境センター （令和７年３月まで）
竣工年	昭和 60 年３月	平成５年７月
所在地	五泉市論瀬 8900-１	阿賀野市笹岡 1635-11
処理方式	全連続燃焼方式（ストーカ式）	准連続燃焼方式（流動床式燃焼炉）
処理能力	150t/日（75t/24h×２炉）	60t/日（30t/16h×２炉）
排ガス処理設備	減温塔＋乾式塩化水素除去装置 ＋バグフィルタ	乾式塩化水素除去装置＋バグフィルタ
余熱利用	場内温水	場内温水
飛灰処理	薬剤処理	薬剤処理
焼却対象物	可燃ごみ、ごみ処理残渣、 し尿残渣（し尿夾雑物及び脱水汚泥）	可燃ごみ、ごみ処理残渣 （産業廃棄物の搬入あり）
前処理工程 （処理能力）	破砕（10t/日）	破砕（５t/日）
処理対象区域	阿賀野市（安田地区）、五泉市	阿賀野市（京ヶ瀬・水原・笹神地区）
その他	平成 12・13 年度　ダイオキシン類恒久対策工事により処理方式、処理能力変更	平成 19 年３月　大規模改修工事 平成 26 年２月　長寿命化計画策定 平成 27 年３月　ダイオキシン類対策工事として熱交換器改修工事及び破砕機整備工事を実施

表２－１－11　中間処理施設の概要（２）

名称	五泉地域衛生施設組合　クリーンセンターあがのがわ
竣工年	令和７年３月
所在地	新潟県五泉市清瀬 84 番地２
処理方式	全連続燃焼方式（ストーカ式）
処理能力	エネルギー回収型廃棄物処理施設：122t/日（61t/24h×２炉） マテリアルリサイクル推進施設：11t/日
余熱利用（発電能力）	蒸気タービン発電（約 2,300kW）
焼却対象物	可燃ごみ、ごみ処理残渣、し尿残渣（し尿夾雑物及び脱水汚泥）
処理対象区域	阿賀野市、五泉市、阿賀町
その他	令和７年４月から供用開始予定

イ　その他中間処理

令和７年４月から、「安田地区」の不燃ごみの処理先は、五泉地域衛生施設組合が所管する「クリーンセンターあがのがわ（マテリアルリサイクル推進施設）」へ変更される予定です。一方、「安田地区」の資源ごみについては、現在と同様に民間の廃棄物処理業者が破砕・選別処理を継続して行います。

また、「京ヶ瀬・水原・笹神地区」の不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの処理については、引き続き民間の廃棄物処理業者が破砕・選別処理を行う予定です。

【これまで（～令和７年３月）の処理について】

「安田地区」の不燃ごみは、五泉地域衛生施設組合が所管する不燃物処理センターで破砕・選別処理されていました。また、資源ごみについては、民間の廃棄物処理業者が破砕・選別処理を行っていました。

一方、「京ヶ瀬・水原・笹神地区」の不燃ごみ、粗大ごみ、および資源ごみは、民間の廃棄物処理業者が破砕・選別処理を行っていました。

表２－１－12　中間処理施設の概要（３）

名称	五泉地域衛生施設組合　不燃物処理センター （令和７年３月まで）
竣工年	昭和 49 年
所在地	東蒲原郡阿賀町長谷 2884-１
処理能力	30t/５h
処理方式	【選別装置】手選別装置、アルミ選別装置、磁選機 【再生装置】油圧圧縮成形機
焼却対象物	燃えないごみ、缶、びん、有害ごみ等
処理対象区域	阿賀野市（安田地区）、五泉市、阿賀町
その他	平成７年　基幹改良工事

（2）最終処分場

令和７年４月から「クリーンセンターあがのがわ」の供用開始に伴い、「安田地区」及び「京ヶ瀬・水原・笹神地区」のごみ処理で発生する焼却残渣および不燃残渣は、全量を民間の最終処分場に委託して埋立処分する予定です。また、阿賀野市最終処分場については、残余容量を残したまま受け入れを停止し、災害時の仮置き場として活用する計画としています。

【これまで（～令和７年３月）の処分について】

「安田地区」のごみ処理で発生する焼却残渣及び不燃残渣は、五泉地域衛生施設組合が所管する大沢最終処分場で埋立処分されていましたが、平成 23 年 12 月に大沢最終処分場の埋立が終了したため、以降は民間の最終処分場にて埋立処分が行われていました。

一方、「京ヶ瀬・水原・笹神地区」のごみ処理で発生する焼却残渣及び不燃残渣は、阿賀野市最終処分場で埋立処分されてきました。平成 19 年度から平成 29 年度までは最終処分場の延命化を目的に、一部を市外の民間最終処分場へ委託していましたが、以降は全量を阿賀野市最終処分場で埋立処分していました。

表２－１－13　最終処分場の概要

名称	五泉地域衛生施設組合　大沢最終処分場 （平成 23 年 12 月まで）	阿賀野市最終処分場 （令和７年３月まで）
竣工年	昭和 62 年３月	昭和 57 年３月
所在地	五泉市大沢 171	阿賀野市笹岡字中ノ沢
埋立工法	その他の埋立工法	準好気性工法
埋立容量	54,110m^3	66,000m^3
残余容量	0m^3	7,180m^3 （令和６年３月 31 日現在）
浸出水処理施設 施設規模	60m^3/日（最大 140m^3/日）	40m^3/日（最大 140m^3/日）
浸出水処理施設 処理方式	生物処理（回転円盤脱窒法）＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着	生物処理（脱窒なし）、砂ろ過、 活性炭処理
埋立対象物	焼却灰、不燃残渣	焼却灰、不燃物（ガラス類）、 磁性物、ガレキ
処理対象区域	阿賀野市（安田地区）、五泉市	阿賀野市（京ヶ瀬・水原・笹神地区）
その他	平成 23 年 12 月　埋立終了	残余容量を残したまま受入を停止 災害時の仮置き場として活用予定

第２節　ごみ処理の現状

1　ごみ排出量

（１）ごみ総排出量の推移

本市のごみ総排出量は、令和２年度をピークに減少傾向にあり、令和５年度には 13,713.0t/年となっています。１人１日あたり排出量も同様に減少し、令和５年度は 937.6g/人・日となっています。地区別に見ると、この傾向は共通していますが、令和５年度の１人１日あたり排出量は「安田地区」で 1,141.0g/人・日、「京ヶ瀬・水原・笹神地区」で 883.9g/人・日と、257.1g の差があります。この差は、「安田地区」の事業系ごみの１人１日あたり排出量が多いことが大きく影響しています。

なお、ごみ排出量の詳細な内訳は、表２－１－14 に示します。

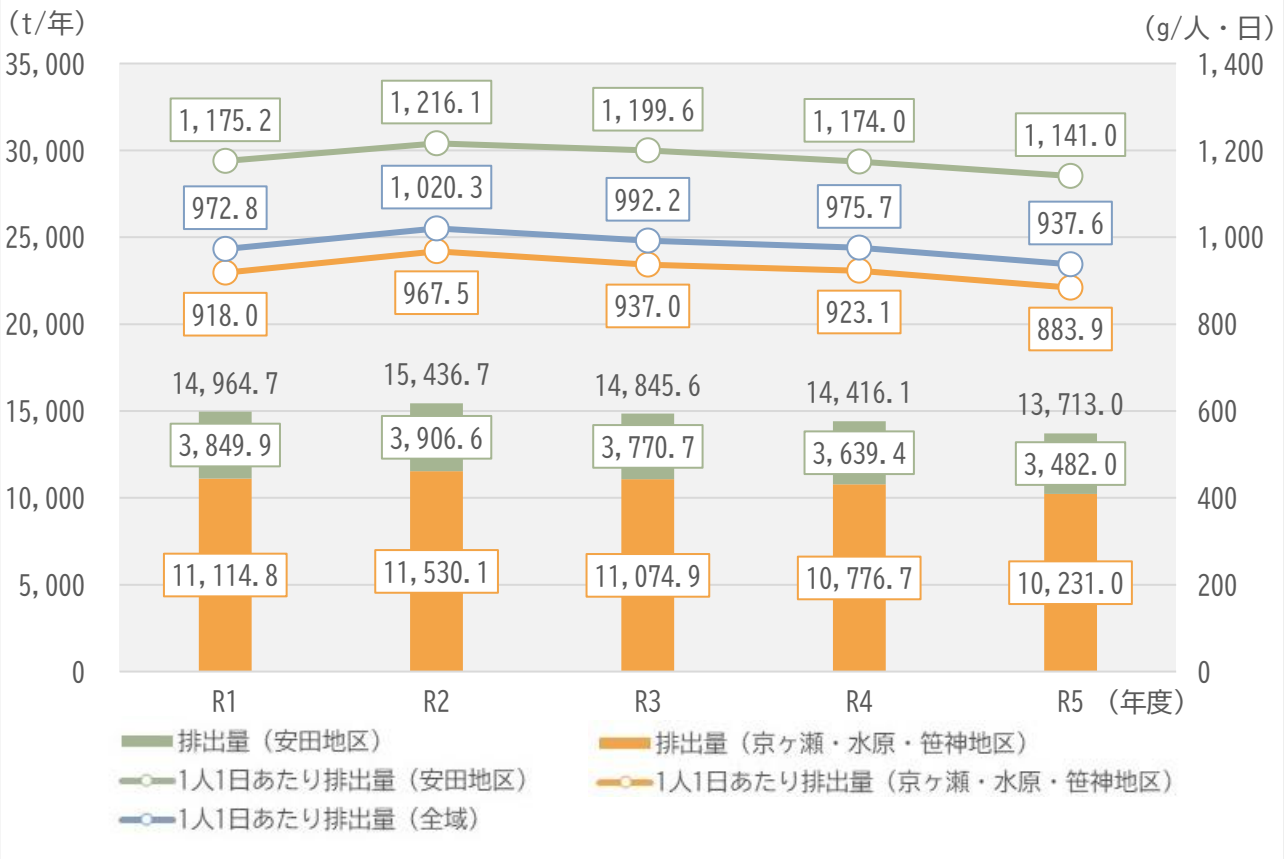

注）端数処理しているため、内訳とその合計が一致しないことがあります。

図２－１－４　ごみ総排出量の推移

（２）家庭系ごみ排出量の推移

本市の家庭系ごみ排出量は、令和２年度以降減少傾向にあり、令和５年度には 10,523.1t/年となっています。１人１日あたり排出量も同様に減少し、令和５年度は 719.5g/人・日となっています。令和２年度から令和４年度の期間は、新型コロナウイルス感染症対策の影響で、在宅時間の増加や衛生用品の使用増加などで、一時的にごみ排出量も増加しましたが、令和３年度以降、生活様式が正常化する中で、徐々に減少したものと考えられます。

地区別に見てもこの傾向は共通していて、令和５年度の１人１日あたり排出量は「安田地区」で 729.9g/人・日、「京ヶ瀬・水原・笹神地区」で 716.7g/人・日となっています。

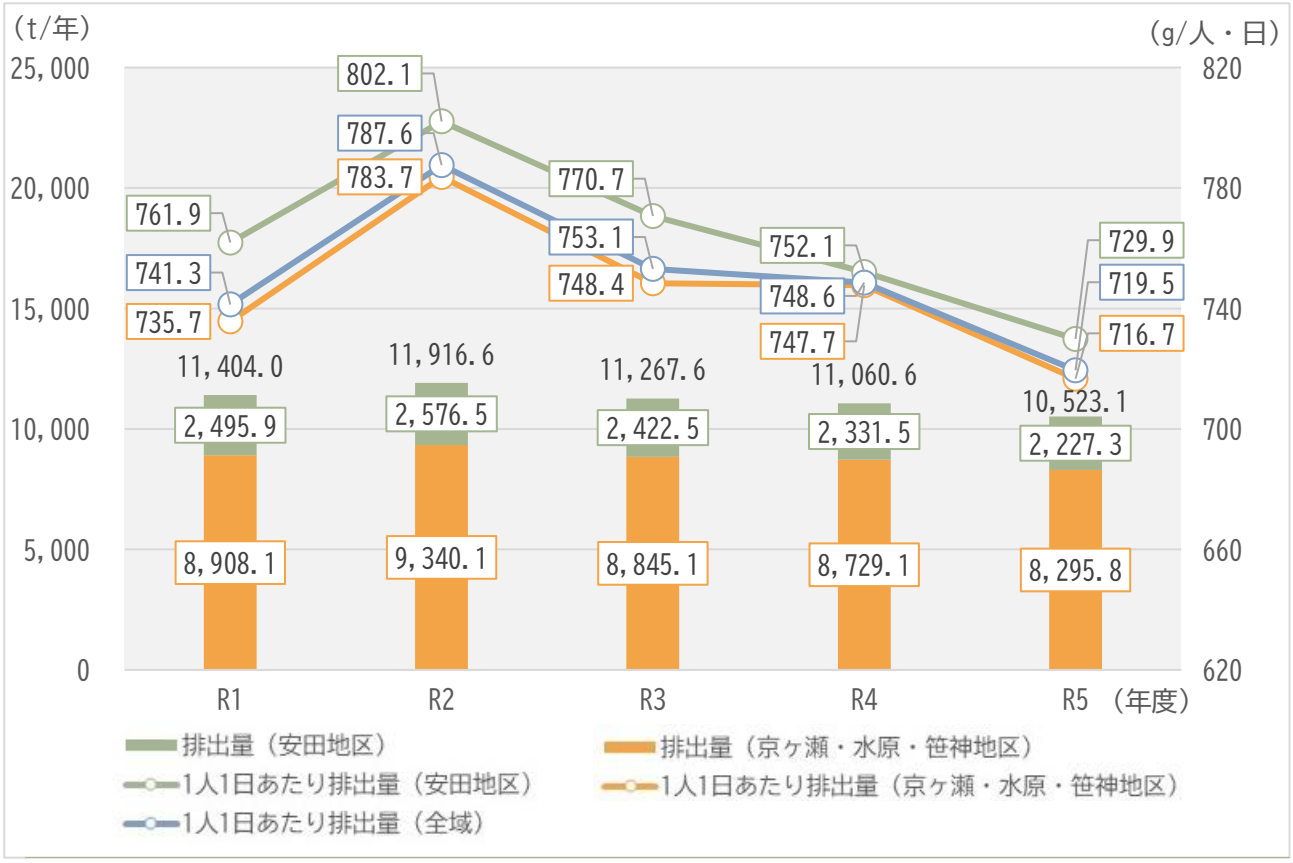

注）端数処理しているため、内訳とその合計が一致しないことがあります。

図２－１－５　家庭系ごみ排出量の推移

（３）事業系ごみ排出量の推移

本市の事業系ごみ排出量は、令和３年度まで横ばいで推移していましたが、その後減少傾向に転じ、令和５年度は 3,189.9t/年となっています。事業系ごみについては、家庭系ごみで見られたような新型コロナウイルス感染症対策に伴う令和２年度以降の排出量の増加は見られません。

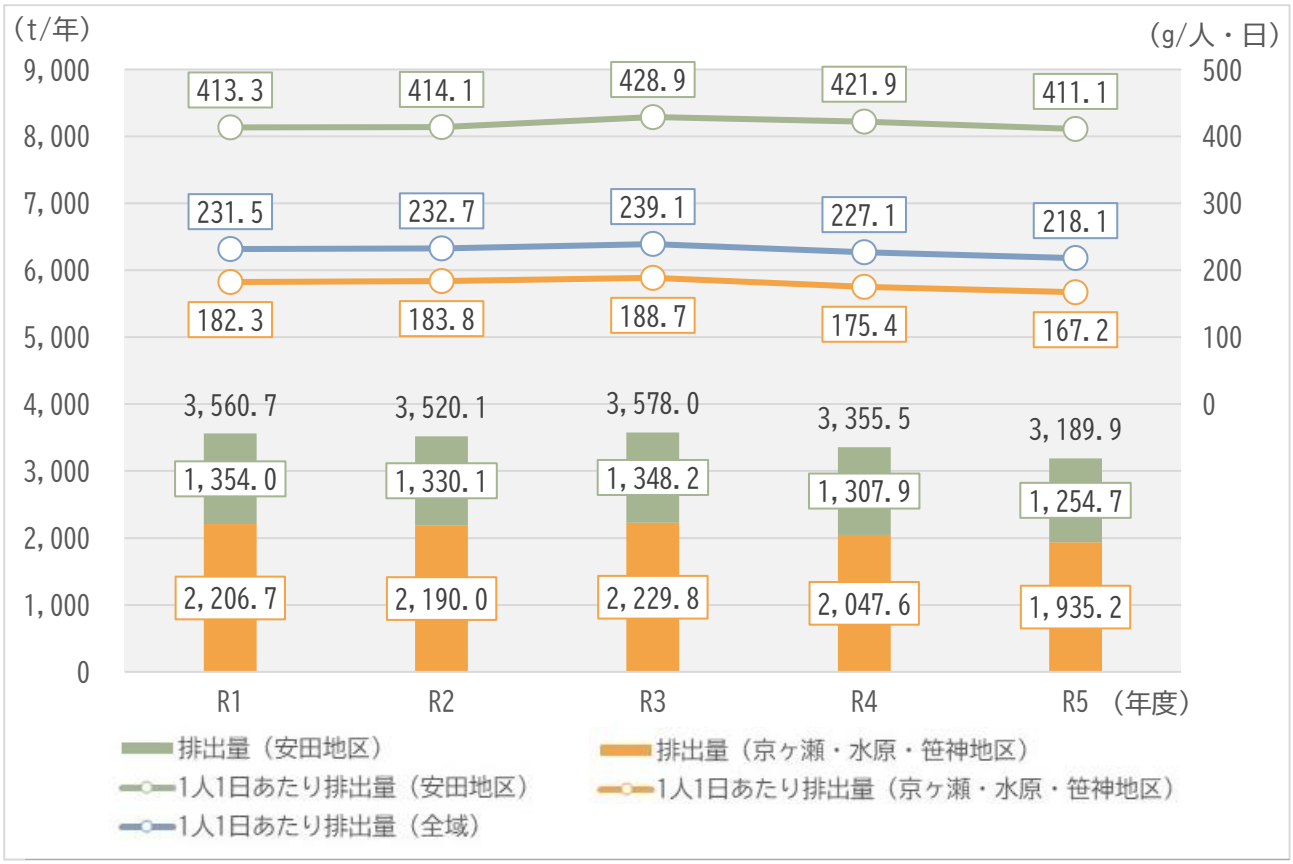

注）端数処理しているため、内訳とその合計が一致しないことがあります。

図２－１－６　事業ごみ排出量の推移

表２－１－14　ごみ排出量の推移

項目			単位	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
安田地区	家庭系ごみ		t/年	2,495.9	2,576.5	2,422.5	2,331.5	2,227.3
		可燃ごみ	t/年	2,044.6	2,110.4	1,997.2	1,944.7	1,857.5
		不燃ごみ	t/年	146.4	161.0	152.1	131.2	116.4
		粗大ごみ	t/年	22.0	24.3	23.5	18.5	17.1
		プラスチックごみ	t/年	20.5	26.1	27.8	23.7	22.3
		有害ごみ	t/年	3.8	3.8	3.2	3.1	3.0
		資源ごみ	t/年	258.6	250.9	218.7	210.3	211.0
	事業系ごみ		t/年	1,354.0	1,330.1	1,348.2	1,307.9	1,254.7
		可燃ごみ	t/年	1,329.7	1,307.0	1,321.7	1,286.6	1,238.3
		不燃ごみ	t/年	20.2	18.2	22.3	18.1	14.4
		粗大ごみ	t/年	3.1	3.4	3.3	2.5	2.0
		有害ごみ	t/年	1.0	1.5	0.9	0.7	0.0
	家庭系+事業系		t/年	3,849.9	3,906.6	3,770.7	3,639.4	3,482.0
		可燃ごみ	t/年	3,374.3	3,417.4	3,318.9	3,231.3	3,095.8
		不燃ごみ	t/年	166.6	179.2	174.4	149.3	130.8
		粗大ごみ	t/年	25.1	27.7	26.8	21.0	19.1
		プラスチックごみ	t/年	20.5	26.1	27.8	23.7	22.3
		有害ごみ	t/年	4.8	5.3	4.1	3.8	3.0
		資源ごみ	t/年	258.6	250.9	218.7	210.3	211.0
	総排出量		t/年	3,849.9	3,906.6	3,770.7	3,639.4	3,482.0
	１人１日あたり排出量		g/人・日	1,175.2	1,216.1	1,199.6	1,174.0	1,141.0
		家庭系ごみ	g/人・日	761.9	802.1	770.7	752.1	729.9
		事業系ごみ	g/人・日	413.3	414.1	428.9	421.9	411.1
京ヶ瀬・水原・笹神地区	家庭系ごみ		t/年	8,908.1	9,340.1	8,845.1	8,729.1	8,295.8
		可燃ごみ	t/年	6,374.0	6,632.2	6,229.6	6,275.3	5,971.3
		不燃ごみ	t/年	116.7	142.0	137.0	123.0	117.1
		粗大ごみ	t/年	591.9	758.0	724.2	656.9	636.2
		資源ごみ	t/年	1,825.5	1,807.9	1,754.3	1,673.9	1,571.2
	事業系ごみ		t/年	2,206.7	2,190.0	2,229.8	2,047.6	1,935.2
		可燃ごみ	t/年	2,206.7	2,190.0	2,229.8	2,047.6	1,935.2
	家庭系+事業系		t/年	11,114.8	11,530.1	11,074.9	10,776.7	10,231.0
		可燃ごみ	t/年	8,580.7	8,822.2	8,459.4	8,322.9	7,906.5
		不燃ごみ	t/年	116.7	142.0	137.0	123.0	117.1
		粗大ごみ	t/年	591.9	758.0	724.2	656.9	636.2
		資源ごみ	t/年	1,825.5	1,807.9	1,754.3	1,673.9	1,571.2
	総排出量		t/年	11,114.8	11,530.1	11,074.9	10,776.7	10,231.0
	１人１日あたり排出量		g/人・日	918.0	967.5	937.0	923.1	883.9
		家庭系ごみ	g/人・日	735.7	783.7	748.4	747.7	716.7
		事業系ごみ	g/人・日	182.3	183.8	188.7	175.4	167.2
阿賀野市全域	家庭系ごみ		t/年	11,404.0	11,916.6	11,267.6	11,060.6	10,523.1
		可燃ごみ	t/年	8,418.6	8,742.6	8,226.8	8,220.0	7,828.8
		不燃ごみ	t/年	263.1	303.0	289.1	254.2	233.5
		粗大ごみ	t/年	613.9	782.3	747.7	675.4	653.3
		プラスチックごみ	t/年	20.5	26.1	27.8	23.7	22.3
		有害ごみ	t/年	3.8	3.8	3.2	3.1	3.0
		資源ごみ	t/年	2,084.1	2,058.8	1,973.0	1,884.2	1,782.2
	事業系ごみ		t/年	3,560.7	3,520.1	3,578.0	3,355.5	3,189.9
		可燃ごみ	t/年	3,536.4	3,497.0	3,551.5	3,334.2	3,173.5
		不燃ごみ	t/年	20.2	18.2	22.3	18.1	14.4
		粗大ごみ	t/年	3.1	3.4	3.3	2.5	2.0
		有害ごみ	t/年	1.0	1.5	0.9	0.7	0.0
	家庭系+事業系		t/年	14,964.7	15,436.7	14,845.6	14,416.1	13,713.0
		可燃ごみ	t/年	11,955.0	12,239.6	11,778.3	11,554.2	11,002.3
		不燃ごみ	t/年	283.3	321.2	311.4	272.3	247.9
		粗大ごみ	t/年	617.0	785.7	751.0	677.9	655.3
		プラスチックごみ	t/年	20.5	26.1	27.8	23.7	22.3
		有害ごみ	t/年	4.8	5.3	4.1	3.8	3.0
		資源ごみ	t/年	2,084.1	2,058.8	1,973.0	1,884.2	1,782.2
	総排出量		t/年	14,964.7	15,436.7	14,845.6	14,416.1	13,713.0
	１人１日あたり排出量		g/人・日	972.8	1,020.3	992.2	975.7	937.6
		家庭系ごみ	g/人・日	741.3	787.6	753.1	748.6	719.5
		事業系ごみ	g/人・日	231.5	232.7	239.1	227.1	218.1

注）端数処理しているため、内訳とその合計が一致しないことがあります。

2　ごみ処理量・処分量

（1）焼却処理量の推移

ごみ焼却場と環境センターでは、可燃ごみおよび可燃残渣の焼却を行っています。また、ごみ焼却場では、これに加えて大沢最終処分場やし尿処理場から発生する脱水汚泥も処理しています。焼却処理量の大部分を占める可燃ごみが令和２年度以降減少傾向にあるため、全体の焼却処理量も減少傾向にあり、令和５年度には 11,471.5t/年となっています。

表２－１－15　焼却処理量の推移

項目		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみ焼却場焼却処理量(①)		t/年	3,446.0	3,502.9	3,402.2	3,315.6	3,205.2
	可燃ごみ	t/年	3,374.3	3,417.4	3,318.9	3,231.3	3,095.8
	大沢最終処分場脱水汚泥	t/年	2.5	2.0	2.1	1.8	1.8
	し尿処理場脱水汚泥	t/年	43.8	54.3	51.5	56.3	82.2
	可燃残渣	t/年	25.4	29.2	29.7	26.2	25.4
阿賀野市環境センター焼却処理量(②)		t/年	9,000.3	9,246.6	8,847.5	8,715.7	8,266.3
	可燃ごみ	t/年	8,580.7	8,822.2	8,459.4	8,322.9	7,906.5
	可燃残渣	t/年	419.6	424.4	388.1	392.8	359.8
焼却処理量合計(①+②)		t/年	12,446.3	12,749.5	12,249.7	12,031.3	11,471.5
	可燃ごみ	t/年	11,955.0	12,239.6	11,778.3	11,554.2	11,002.3
	大沢最終処分場脱水汚泥	t/年	2.5	2.0	2.1	1.8	1.8
	し尿処理場脱水汚泥	t/年	43.8	54.3	51.5	56.3	82.2
	可燃残渣	t/年	445.0	453.6	417.8	419.0	385.2

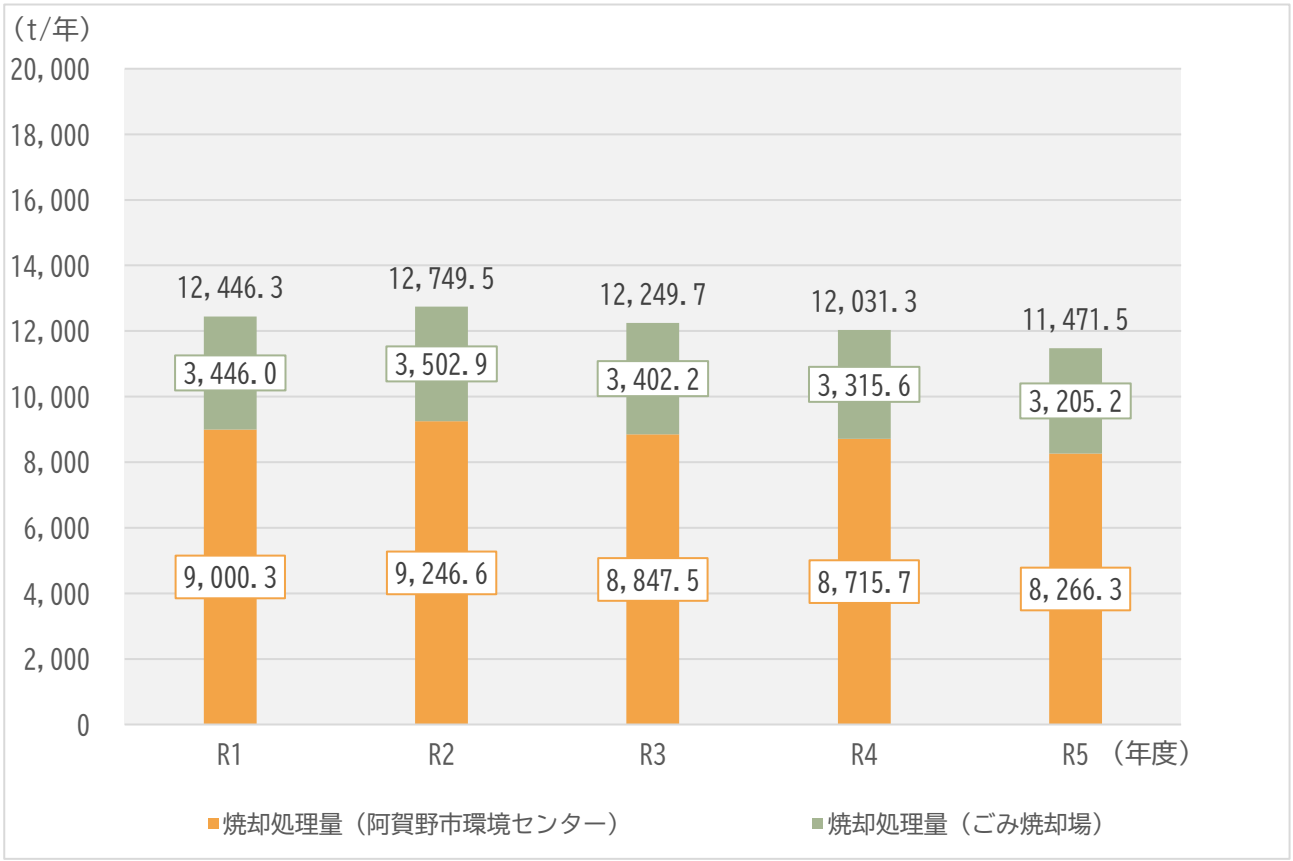

図２－１－７　焼却処理量の推移

（２）資源化量の推移

本市の資源化量は減少傾向にあります。品目別の排出量（資料編参照）では、「金属」「新聞紙」「本・雑誌」の減少が特に顕著です。資源化率は概ね横ばいで推移していますが、令和元年度に 1.2 ポイントだった「安田地区」と「京ヶ瀬・水原・笹神地区」の資源化率の差は、令和５年度には 3.3 ポイントまで広がっています。この差は、「京ヶ瀬・水原・笹神地区」で「プラ容器包装」や「紙製容器包装」を資源ごみとして回収していることが一因となっています。

なお、安田地区でも令和７年３月から同様の回収が開始されています。

表２－１－16　資源化量の推移

項目	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資源化量（安田地区）（①）	t/年	639.2	636.6	552.8	527.3	521.5
直接資源化量	t/年	258.6	250.9	218.7	210.3	211.0
処理後再生利用量	t/年	380.6	385.7	334.1	317.0	310.5
資源化率（安田地区）	%	16.6	16.3	14.7	14.5	15.0
資源化量(京ヶ瀬・水原・笹神地区)(②)	t/年	1,974.2	2,132.4	2,089.0	1,964.8	1,875.2
直接資源化量	t/年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
処理後再生利用量	t/年	1,974.2	2,132.4	2,089.0	1,964.8	1,875.2
資源化率(京ヶ瀬・水原・笹神地区)	%	17.8	18.5	18.9	18.2	18.3
資源化量合計(①+②)	t/年	2,613.4	2,769.0	2,641.8	2,492.1	2,396.7
直接資源化量	t/年	258.6	250.9	218.7	210.3	211.0
処理後再生利用量	t/年	2,354.8	2,518.1	2,423.1	2,281.8	2,185.7
資源化率（全域）	%	17.5	17.9	17.8	17.3	17.5

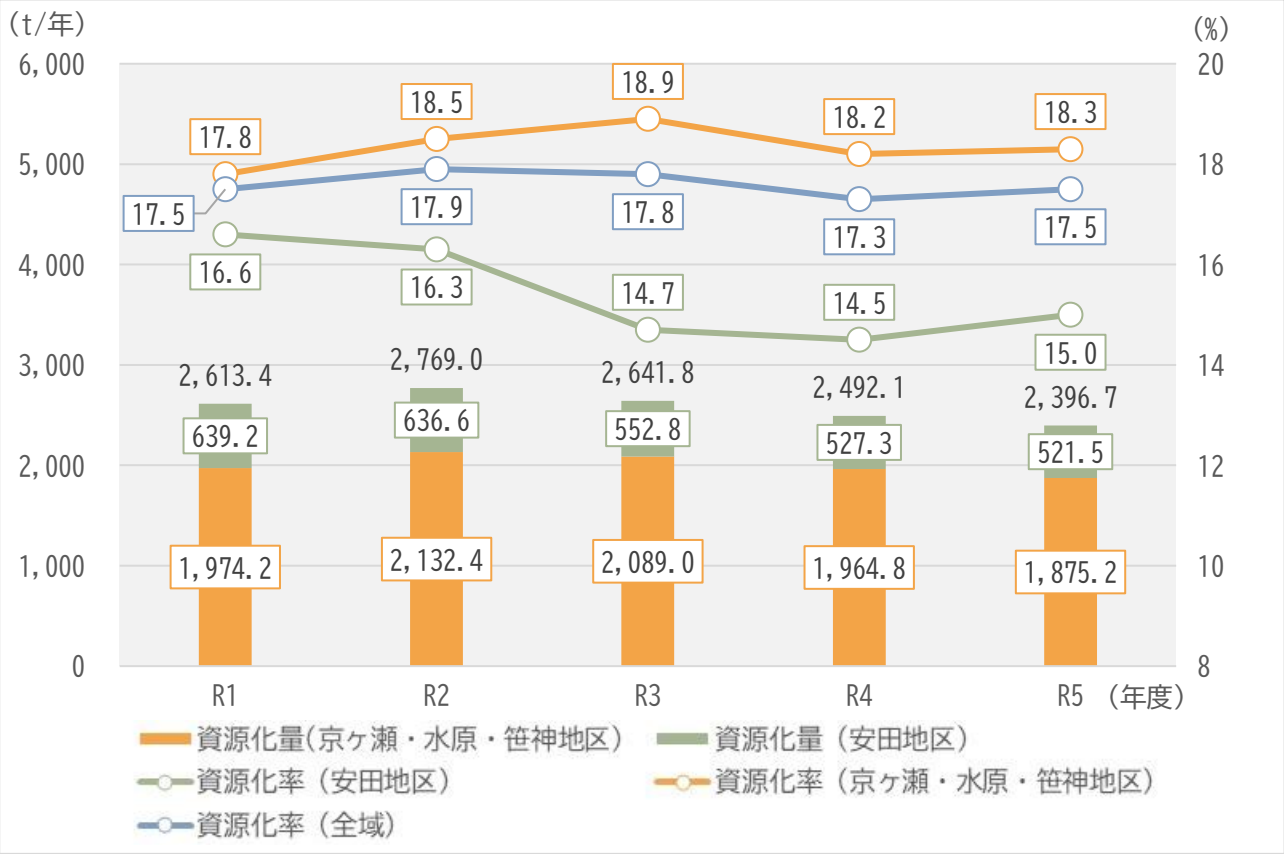

図２－１－８　資源化量の推移

（3）最終処分量の推移

本市の最終処分量は減少傾向にあり、令和５年度は 1,260.9t/年となっています。環境センターで発生する焼却残渣は阿賀野市最終処分場で埋立処分されていますが、平成 19 年度からは同処分場の延命化を目的に、一部を民間最終処分場で埋立処分していました。現在では全量が阿賀野市最終処分場で埋立しています。最終処分率は横ばいで推移しており、令和５年度の最終処分率は 9.1%となっています。

表２－１－17　最終処分量の推移

項目	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
阿賀野市最終処分場	t/年	956.7	1,017.8	974.3	923.4	852.5
焼却残渣(①)	t/年	816.4	866.7	835.9	827.2	763.0
不燃残渣(②)	t/年	140.3	151.1	138.4	96.2	89.5
民間最終処分場	t/年	444.3	441.7	432.2	421.2	408.4
安田地区分	t/年	444.3	441.7	432.2	421.2	408.4
焼却残渣(③)	t/年	399.1	401.2	390.7	385.0	376.2
不燃残渣(④)	t/年	45.2	40.5	41.5	36.2	32.2
京ヶ瀬・水原・笹神地区分	t/年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
焼却残渣(⑤)注)	t/年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不燃残渣(⑥)	t/年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
最終処分量合計	t/年	1,401.0	1,459.5	1,406.5	1,344.6	1,260.9
直接最終処分量	t/年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
処理後最終処分量(①～⑥の合計)	t/年	1,401.0	1,459.5	1,406.5	1,344.6	1,260.9
最終処分量(し尿・汚泥起源焼却残渣除く)	t/年	1,381.4	1,443.9	1,392.9	1,337.8	1,251.0
焼却残渣量合計(①+③+⑤)	t/年	1,215.5	1,267.9	1,226.6	1,212.2	1,139.2
不燃残渣量合計(②+④+⑥)	t/年	185.5	191.6	179.9	132.4	121.7
最終処分率（全域）	%	9.2	9.4	9.4	9.3	9.1

注）阿賀野市最終処分場の延命化を目的として、平成 29 年度まで焼却残渣の一部を民間最終処分場で埋立。

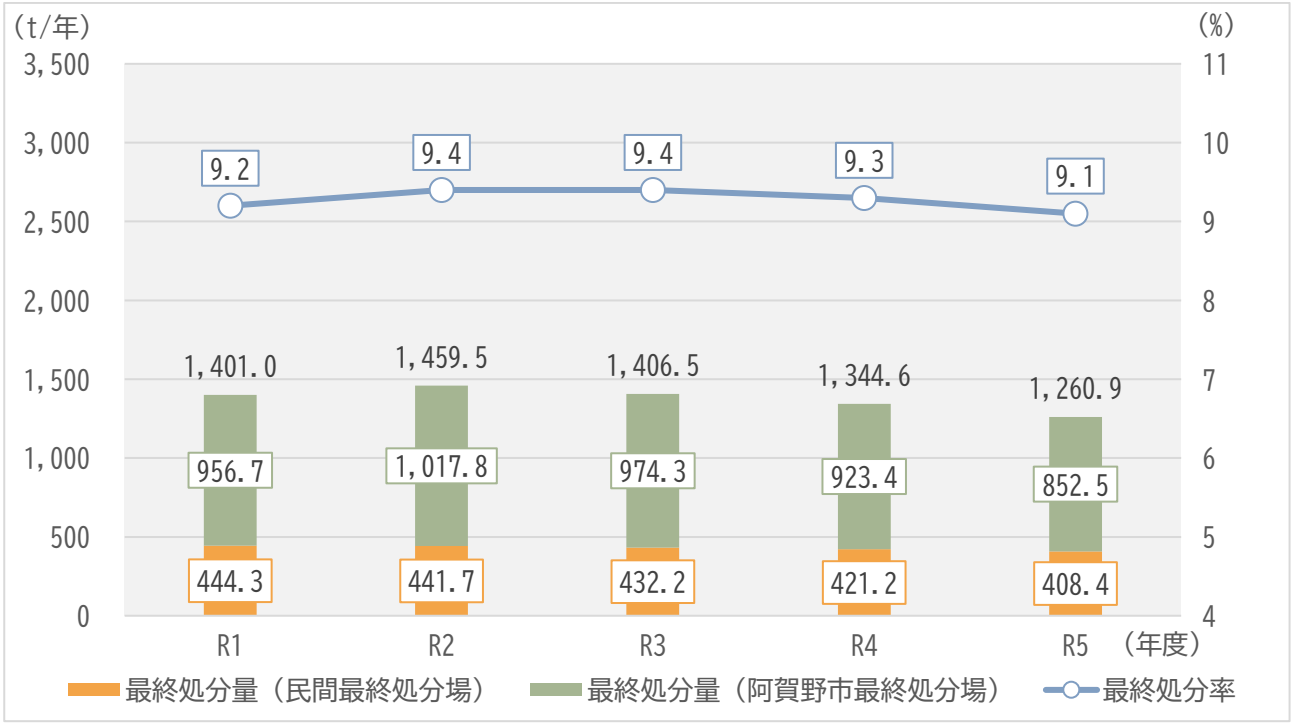

図２－１－９　最終処分量の推移

第３節　ごみの組成

1　ごみ焼却場

「安田地区」の可燃ごみを搬入しているごみ焼却場の令和５年度のごみ組成をみると、「紙・布類」が 42.3%と最も割合が高く、次いで「木、竹、わら類」が 25.4%、「ビニール類、合成樹脂、ゴム、皮革類」が 22.6%と続いています。

表２－１－18　ごみ質分析結果の推移（五泉地域衛生施設組合ごみ焼却場）

項目		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乾きベース組成	紙・布類	%	41.7	41.5	45.9	41.0	42.3
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	%	31.3	21.1	21.0	26.5	22.6
	木、竹、わら類	%	11.5	24.3	14.5	20.9	25.4
	ちゅう芥類	%	14.4	9.7	14.7	9.8	7.6
	不燃物類	%	0.9	2.3	3.2	1.1	1.2
	その他	%	0.3	1.2	0.7	0.8	0.9
単位容積重量		kg/m^3	105	111	107	111	106
低位発熱量（計算値）		kJ/kg	7,688	8,190	8,107	8,295	8,337
三成分	水分	%	48.6	45.1	46.0	45.5	44.3
	可燃分	%	47.3	49.5	49.2	50.2	50.2
	灰分	%	4.2	5.4	4.8	4.3	5.6

出典：「五泉地域衛生施設組合資料」

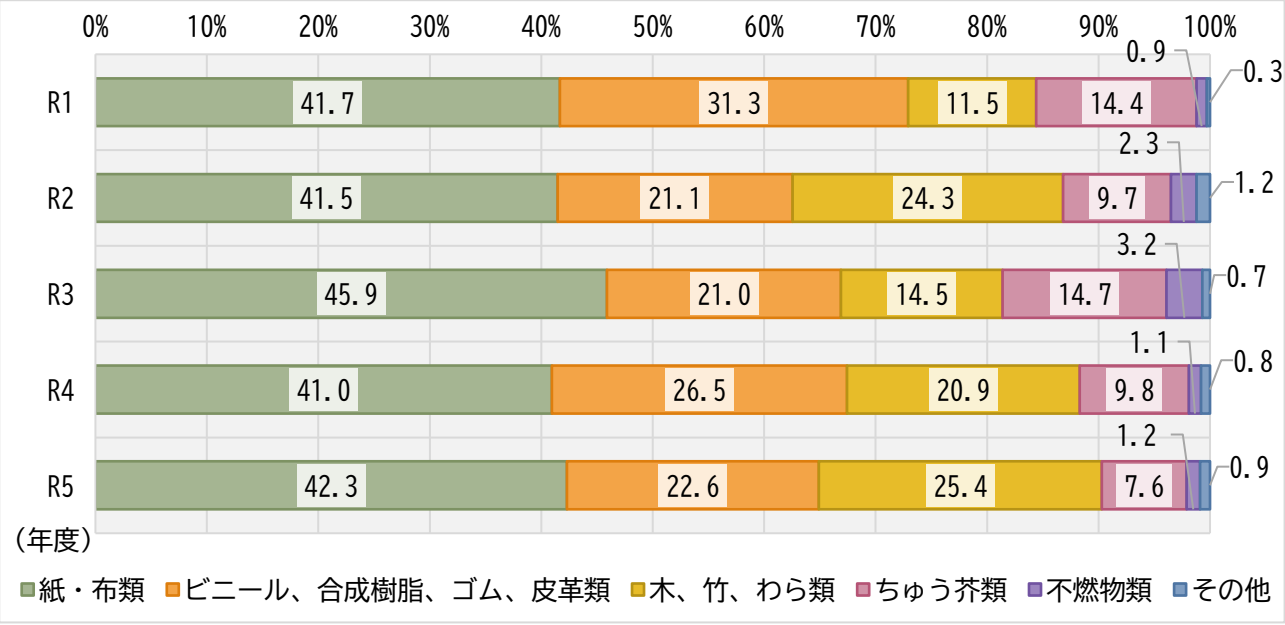

図２－１－10　可燃ごみの組成の推移（五泉地域衛生施設組合ごみ焼却場）

2　環境センター

「京ヶ瀬・水原・笹神地区」の可燃ごみを搬入している環境センターの令和５年度のごみ組成をみると、「紙・布類」が 37.2%と最も割合が高く、次いで「ビニール類、合成樹脂、ゴム、皮革類」が 24.8%、「木、竹、わら類」が 18.1%と続いています。「紙類・布類」の割合は年度による差が大きく、上は 60%近くに達しています。

環境センターの可燃ごみは、ごみ焼却場の可燃ごみに比べて水分量が多く、50%～60%の範囲で推移しています。

表２－１－19　ごみ質分析結果の推移（阿賀野市環境センター）

項目		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乾きベース組成	紙・布類	%	56.3	44.4	54.5	59.8	37.2
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	%	12.9	26.0	19.3	15.1	24.8
	木、竹、わら類	%	19.9	11.3	13.4	14.3	18.1
	ちゅう芥類	%	7.9	9.3	6.0	9.2	7.7
	不燃物類	%	0.1	4.4	1.7	0.8	7.2
	その他	%	2.9	4.6	5.1	0.8	4.9
単位容積重量		kg/m^3	163	206	214	134	172
低位発熱量（計算値）		kJ/kg	5,303	6,046	6,255	5,732	5,730
三成分	水分	%	60.0	52.6	53.7	58.2	53.3
	可燃分	%	36.2	39.1	40.4	38.3	37.6
	灰分	%	3.9	8.3	5.8	3.5	9.1

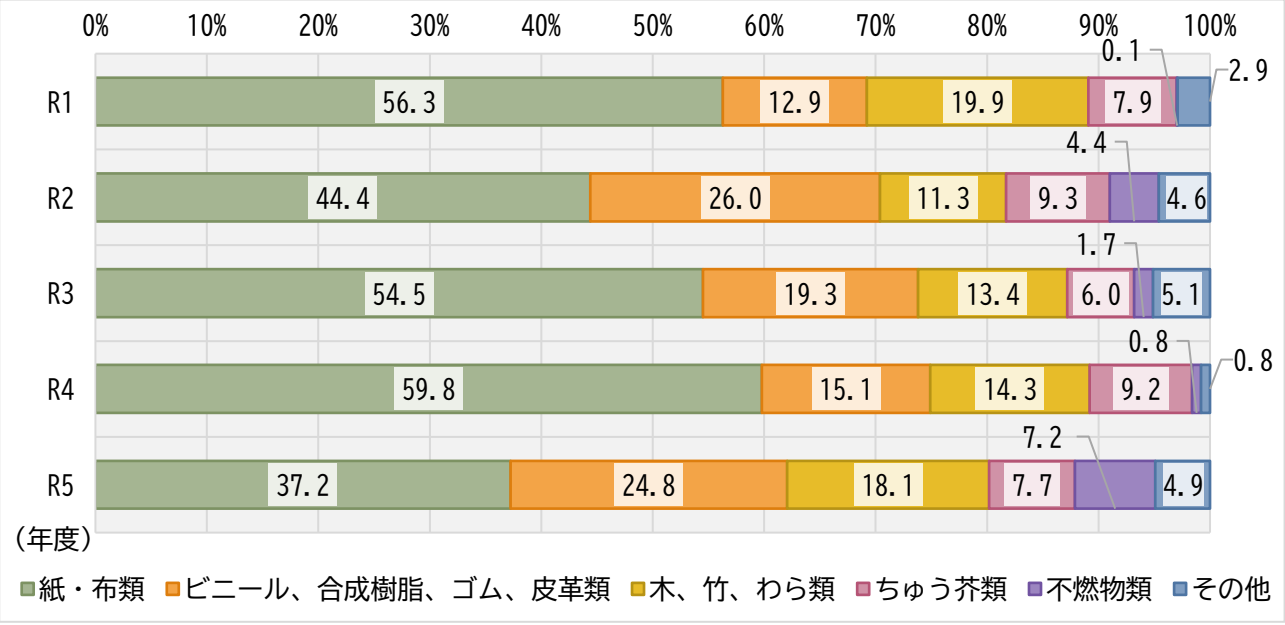

図２－１－11　可燃ごみの組成の推移（阿賀野市環境センター）

第４節　ごみ処理に係る経費

令和３年度から「クリーンセンターあがのがわ」の建設工事が開始され、工事が本格化した令和４年度以降、ごみ処理費が多くなっています。令和５年度のごみ処理経費は約 13 億 9 千万円となっており、１ｔあたりの処理費用に換算すると 126,211 円、１人あたりでは 34,748 円の経費がかかっています。このような費用負担の増加は、施設整備に伴う一時的なものですが、建設工事の有無に関わらず効率的な運営が求められています。

表２－１－20　ごみ処理経費の推移

単位：千円

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
環境センター運営費	191,038	218,709	207,233	188,287	190,710
ごみ処理費	333,786	314,215	333,461	596,289	1,197,897
合計	524,824	532,924	540,694	784,576	1,388,607

注）環境センター運営費：ごみの焼却処理に係る経費及び最終処分場管理費
　　ごみ処理費：ごみ収集・運搬、中間処理、資源物分別等に係る費用及び一部事務組合分担金
出典：「一般廃棄物処理の概況（令和５年度実績）」

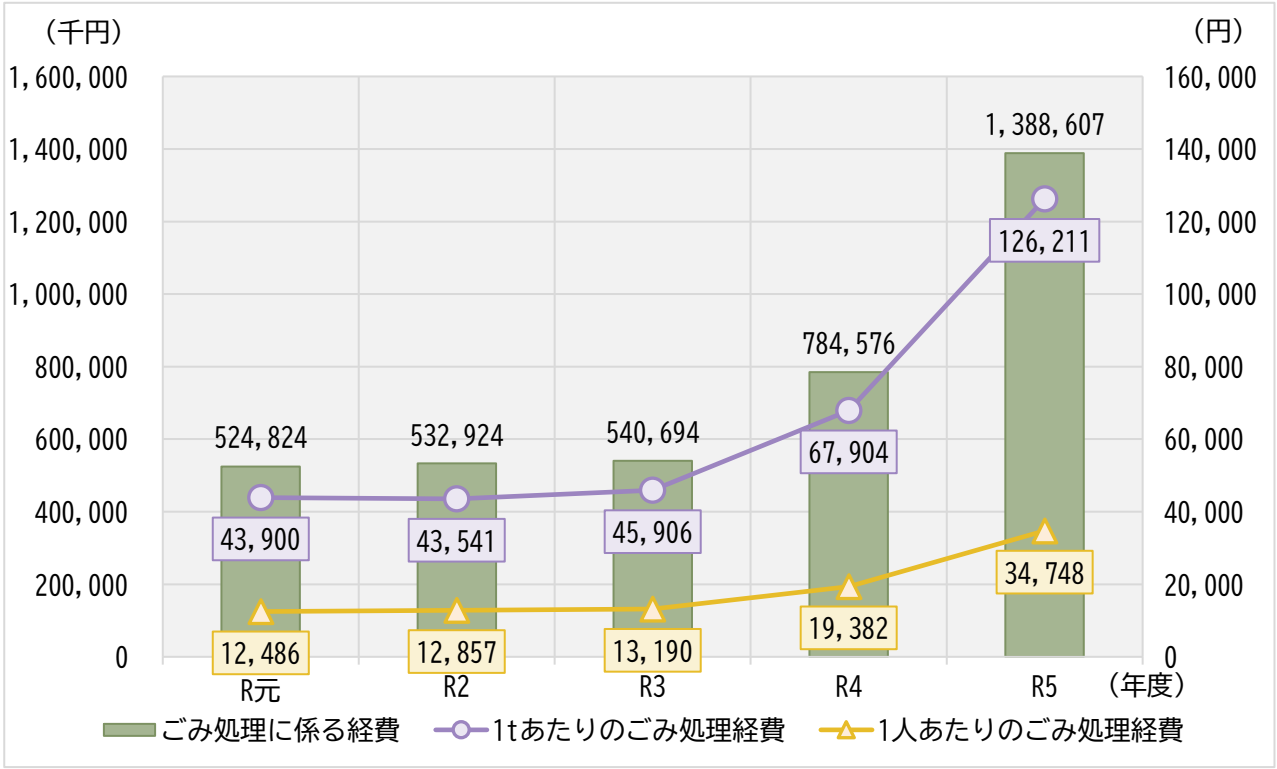

図２－１－12　ごみ処理経費の推移

第５節　他自治体との比較

1　全国及び新潟県との比較

本市の１人１日あたりの排出量は 976g/人・日で、県内平均よりわずかに少ないものの、全国平均を約 100g 上回っています。特に生活系ごみの排出量は 749g/人・日と、全国平均の 620g /人・日や県内平均の 687g/人・日を大きく上回っており、改善が必要といえます。一方、事業系ごみは 227g/人・日で、全国平均や県内平均と比べても少ない状況です。本市のリサイクル率は 17.3%で、全国平均の 19.6%や県内平均の 19.9%を 2 ポイント以上下回っています。

表２－１－21　全国及び新潟県との比較（令和４年度）

項目	単位	全国平均出典	新潟県平均出典	阿賀野市
１人１日あたり排出量	g/人・日	880	994	976
生活系（家庭系）	g/人・日	620	687	749
事業系	g/人・日	260	307	227
リサイクル率（資源化率）	%	19.6	19.9	17.3

注）全国平均と新潟県平均の生活系ごみの１人１日あたり排出量には、集団回収が含まれています。
出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）

2　県内 20 市との比較

令和４年度における県内 20 市の１人１日あたり排出量は 992g/人・日で、本市はこれより 16g 少ない 976g/人・日となっています。これは、事業系ごみの１人１日あたり排出量が低いことが影響しています。一方で、生活系ごみの１人１日あたり排出量は平均より 65g 多くなっています。

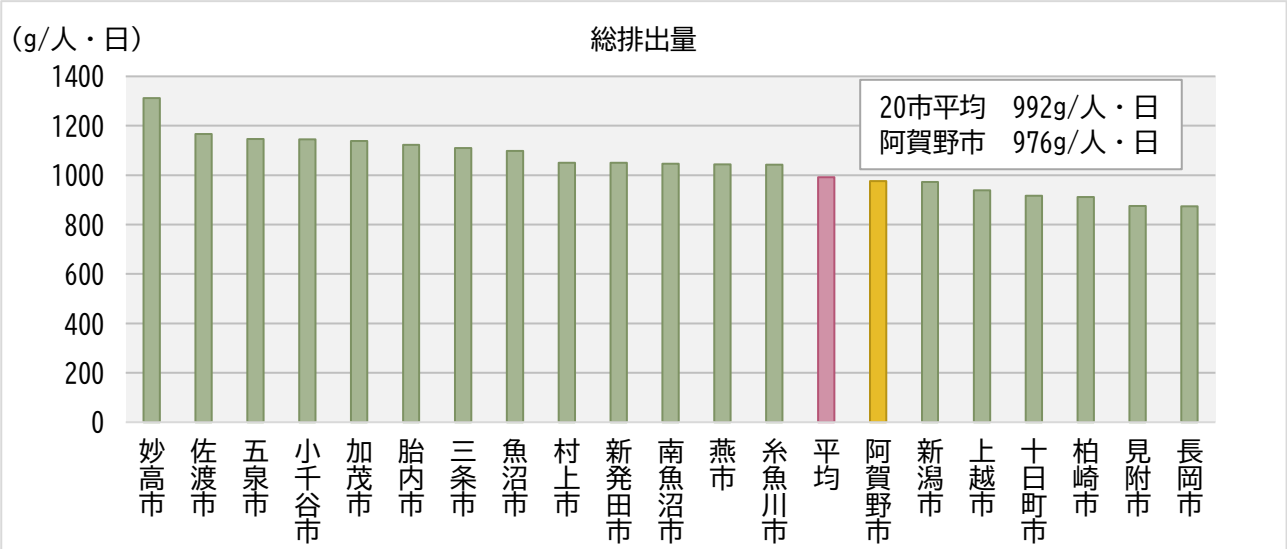

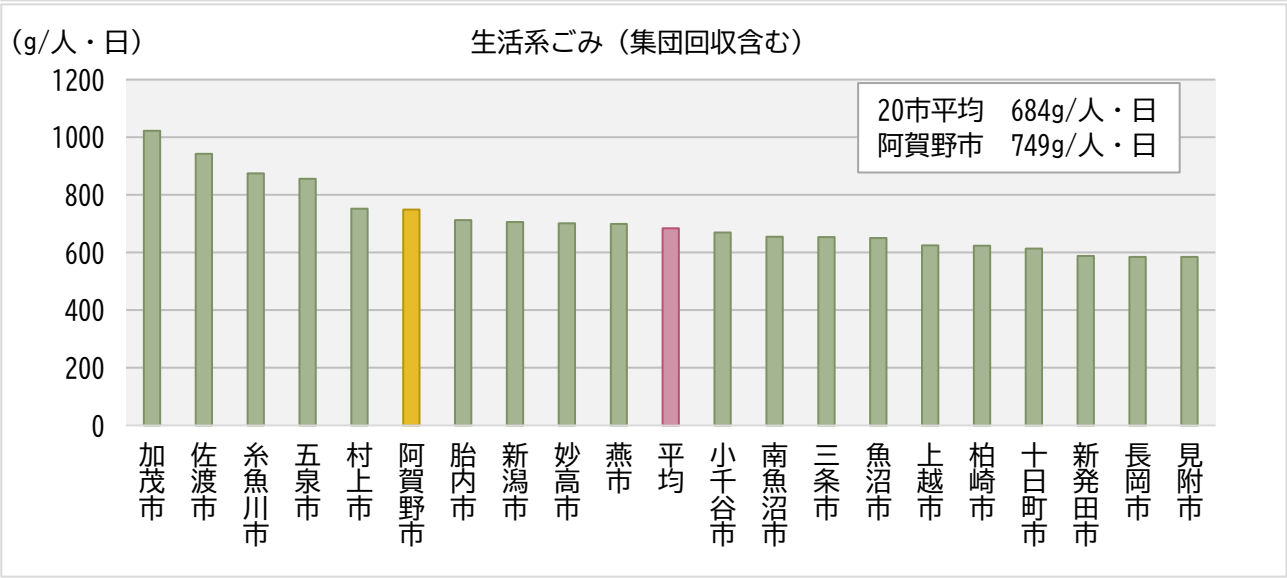

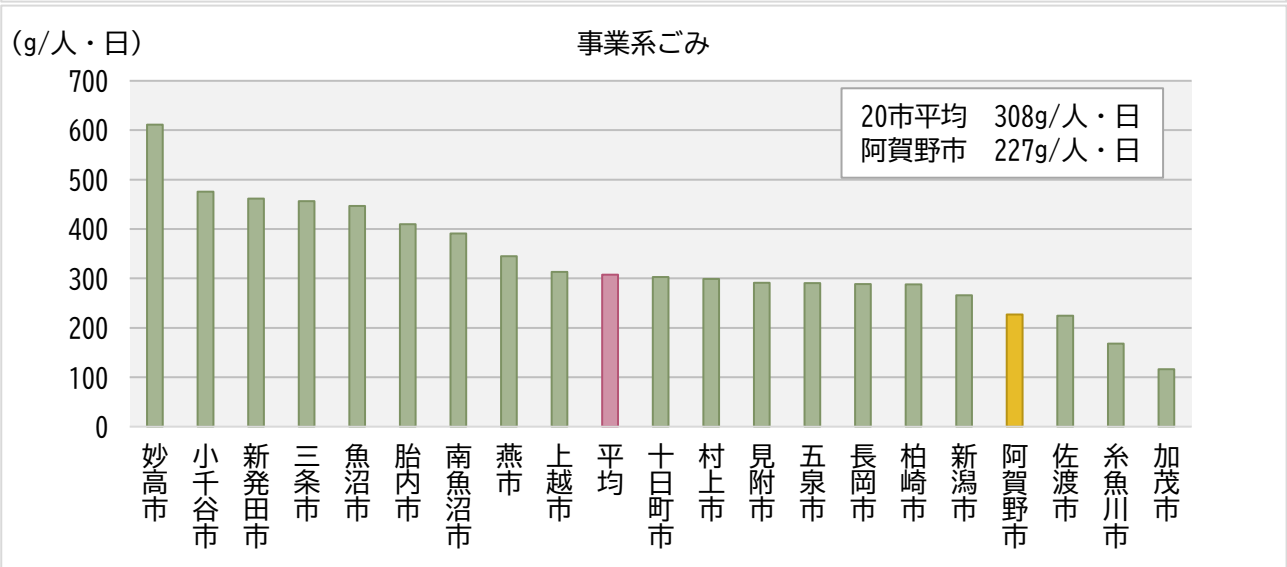

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）　ただし、阿賀野市の数値は、本計画の集計結果を掲載

図２－１－13　新潟県内 20 市との１人１日あたり排出量の比較（令和４年度）

第６節　現行計画目標の達成状況

排出抑制の数値目標は、①家庭系ごみと②事業系ごみのいずれも達成する見込みです。

一方で、資源化の数値目標は、資源化量が減少傾向にある一方で、ごみ排出量も減少しているため、過去５年間の資源化率は低下していないものの、目標を達成するのは難しい状況です。

表２－１－22　数値目標の達成状況

項目			単位	数値目標（令和６年度）	令和５年度		達成状況
					実績値	数値目標との比(%)	
排出抑制	①家庭系ごみ	１人１日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	724	719.5	▲0.6	達成
	②事業系ごみ	事業系ごみ排出量[注1)]	t/年	3,645	3,189.9	▲12.5	達成
資源化	③資源化	資源化率	%	21.0	17.5	3.5[注2)]ポイント	未達成

注１）事業系ごみ排出量の目標は「現状推移のまま推移した場合と比較して 2.5%減」です。数値目標（令和６年度）には、それに相当する排出量を記載しています。

注２）令和５年度実績値と令和６年度数値目標との差を示しています。

第７節　ごみ処理行政の動向

１　主な法律の制定

（１）食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品の削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。

【基本理念】

【法の制定】
・令和元年５月に成立、同年 10 月に施行
【地方公共団体の責務】
・地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及びその実施する責務を有している

（２）プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環法)

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

【法の制定】
・令和３年６月に成立、令和４年４月に施行
【地方公共団体の責務】
・市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない
・都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならない

2　国の動き

（1）循環型社会形成推進基本計画

国は「循環型社会形成推進基本法」に基づき、「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきました。令和６年８月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済への移行を前面に打ち出し、気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現に貢献するとしています。この改定では、循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉えられており、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として、本計画が策定されています。

計画では、５つの柱（重点分野※1）が設定され、その実現に向けて国が講ずべき施策が示されています。取組の進捗を把握するため、「循環型社会の全体像に関する指標※2」と「循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標（重点分野別の指標※3）」が設定されています。

※１：「循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現」「資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行」「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」の５つの分野。分野ごとに循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性や目指すべき循環型社会の将来像、各主体の連携と役割、国の取組が位置づけられています。

※２：10 の指標が設定されており、物質フロー指標と取組指標から構成されています。

物質フロー指標：「資源生産性」「一人あたり天然資源消費量（マテリアルフットプリント）」「再生可能資源及び循環資源の投入割合」「入口側の循環利用率」「出口側の循環利用率」「最終処分量」

取　組　指　標：「循環型社会ビジネスの市場規模」「循環型社会形成に関する国民の意識・行動」「循環経済への移行に関わる部門由来の温室効果ガス排出量と廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量」「カーボンフットプリントを除いたエコロジカルフットプリント」

※３：５つの柱（重点分野）ごとに、示されている方向性の達成状況を示す指標。

表２－１－23　第五次循環型社会形成推進基本計画の指標抜粋

指標	数値目標	目標年度
出口側の循環利用率注)	約 44%	2030 年度
１人１日当たりごみ焼却量	約 580g	2030 年度

注）循環利用量 / 廃棄物等発生量

（2）地球温暖化対策計画

地球温暖化対策計画（令和３年 10 月 22 日閣議決定）では、2050 年でのカーボンニュートラル、2030 年度に 2013 年度比温室効果ガス排出量を 46%削減することを目指しています。

廃棄物分野における温室効果ガスの削減

ごみの焼却（CO_2、CH_4、N_2O）、ごみの埋立（CH_4）、中間処理施設での燃料や電気の使用（CO_2）、収集車等の走行（CO_2、CH_4、N_2O）等から温室効果ガスが発生します。廃棄物分野ではごみの焼却に伴い発生する温室効果ガスの排出量が多いため、一般廃棄物の削減、特にプラスチックごみの削減は、温室効果ガスの削減に大きな効果があります。

3　新潟県の動き

（1）新潟県資源循環型社会推進計画

新潟県では、令和３年３月に、令和７年度を目標年度とする「第３次新潟県資源循環型社会推進計画」を策定しています。この計画では、廃棄物の排出をできる限り抑制し、廃棄物となったものは再使用、再生利用、エネルギー回収の順にできる限り循環的な利用を行った上で、循環的利用ができないものは適正な処分を確保するという環境と経済が調和した「資源を大切にする循環型の地域社会づくり」の推進を基本理念としています。「３Ｒの推進」「適正処理の推進と処理基盤の整備」「不法投棄対策の推進」の取組を推進し、ＳＤＧｓの実現にも寄与することを目指す内容となっています。

表２－１－24　第３次新潟県資源循環型社会推進計画の目標

項目	平成 30 年度実績		令和５年度	令和７年度
	新潟県	全国	中間目標	目標
１人１日当たりごみ排出量 （再生利用を除く）	1,034g （797g）	918g （735g）	979g 以下 （701g 以下）	957g 以下 （663g 以下）
再生利用率	22.9%	19.9%	26.5%以上	28.0%以上
最終処分率	8.6%	9.0%	8.0%以下	7.8%以下

注）産業廃棄物に関する目標は、省略しています。

第８節　ごみ処理に関する課題の抽出

１　ごみの減量化・資源化

（１）家庭系ごみの削減

本市の家庭系ごみの１人１日あたり排出量は 749g/人・日で、新潟県平均（687g/人・日）、県内 20 市平均（684g/人・日）、全国平均（620g/人・日）を上回っています（いずれも令和４年度実績）。令和２年度～令和５年度にかけて減少傾向にあるものの、ごみの減量化には、温室効果ガスの削減やごみ処理経費の抑制につながるため、排出抑制や再使用の取組をより一層推進していく必要があります。

（２）紙類の分別

可燃ごみのごみ質分析の結果によると、「紙類・布類」の占める割合は、ごみ焼却場（安田地区）で約 40%、環境センター（京ヶ瀬・水原・笹神地区）で約 40%～60%に上ります。古紙類の分別徹底が重要となっています。

（３）生ごみの水切り及び食品ロスの削減

同じく可燃ごみのごみ質分析の結果では、可燃ごみに含まれる水分量が、ごみ焼却場（安田地区）で 45%程度、環境センター（京ヶ瀬・水原・笹神地区）で 50%～60%と高い水準になっています。水分を減らすことは、ごみの減量化に直結します。特に、生ごみ由来の水分については、捨てる前にしっかりと水切りをすることが重要であり、その徹底を図る必要があります。また、生ごみの発生を抑える観点から、食品ロスの削減も効果的な取組です。食品ロスを減らすことで、生ごみ自体の量が減るだけでなく、可燃ごみに含まれる水分量の削減にも寄与します。これらの取り組みを通じて、全体的なごみの減量を目指します。

（４）製品プラスチックの使用削減と資源化

プラスチックは焼却時に多量の温室効果ガスを発生させるだけでなく、環境中に排出されれば海洋汚染やマイクロプラスチック※の発生の原因となります。そのため、以下の取組を推進する必要があります。

※マイクロプラスチックとは、5㎜ 以下の小さなプラスチック片を指します。プラスチックは自然界で簡単に分解されませんが、紫外線や波の力によって劣化し、細かく砕けていきます。このマイクロプラスチックは、生態系や人間の健康に悪影響を及ぼす可能性があります。

・使い捨てのプラスチック製品（ストロー、スプーンなど）の利用を控える
・マイボトルやマイバッグを活用する
・プラスチックの代替品を利用する

また、排出されたプラスチックについては適切な処理が求められます。現在、本市ではプラスチック製容器包装は資源化していますが、製品プラスチックは可燃ごみとして焼却しています。令和３年６月に公布されたプラスチック資源循環法では、市町村に対して製品プラスチックの収集と資源化が求められています。温室効果ガス削減の観点からも、本市においても製品プラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。

さらに、ごみ処理施設や最終処分場の整備、焼却施設の解体には交付金を活用することが可能ですが、そのためには、「循環型社会形成推進地域計画」を策定する必要があります。この計画には、

製品プラスチックの収集と資源化に必要となる措置を盛り込むことが求められています。本市では現在、この交付金を使用した事業計画はありませんが、製品プラスチックの収集や資源化方法の検討には時間を要するため、今後の対応に向けて早めに検討を進めていくことが重要です。

2　ごみ処理体制

（1）処理体制の統一に向けた検討

本市では旧町村ごとのごみ処理体制を合併後も引き継いでいるため、「安田地区」と「京ヶ瀬・水原・笹神地区」とは処理体制が異なっています。令和７年４月からは可燃ごみの処理先についてはクリーンセンターあがのがわに統一される予定ですが、不燃ごみや粗大ごみ、資源ごみなどについては、依然として処理体制が異なります。同一市内における処理体制の相違は、不公平感による市民の不満や運営効率の低下を招く要因にもなり得ます。

特に、「京ヶ瀬・水原・笹神地区」では多くの処理を民間に委託していることから、長期的な視点で効率的かつ公平な処理体制の方向性を検討していくことが求められます。

（2）最終処分先の検討

五泉地域衛生施設組合の大沢最終処分場は、平成 23 年 12 月に埋立が終了しました。このため、五泉地域衛生施設組合では新たな最終処分場の整備を計画していましたが、整備費用の高騰などを理由に計画は一時的に凍結されています。令和７年４月にはクリーンセンターあがのがわが供用開始予定で、そこで発生する残渣については、当面五泉地域衛生施設組合を通じて県外の民間業者に委託して処分する計画です。

一方で、本市が所管する阿賀野市最終処分場には令和６年３月末時点で 7,180㎥ の残余容量を残していますが、この処分場は災害時の仮置場としての活用を計画しています。

「廃棄物処理法」では、ごみの域内処理・処分を直接義務付ける規定はありませんが、地域での適切な処理を基本とする枠組みが示されています。今後は、最終処分場の新たな候補地を選定するのかどうかを含め、最終処分のあり方について慎重に検討を進める必要性があります。

3　その他

（1）効果的な啓発方法の検討

ごみの減量化には、市民や事業者の協力が不可欠です。そのため、市では広報誌や市ホームページなどを通じた周知や啓発活動を行ってきました。特に、子どもたちにごみの処理に関心を持たせ、循環型社会を担う意識を育むことが重要です。このため、阿賀野市環境センター等の施設見学や中学生に対する副読本冊子の配布を継続し、学習機会の提供や環境教育の充実を図ってきました。

また、市民や事業者に対しては、地域ぐるみで参加できる「地域ふれあいクリーン作戦」の推進に加え、４Ｒに関する優良事業所認定制度の創設など、新たな取組を検討していきます。こうした啓発活動を通じて、ごみ減量化の意識をさらに高めることを目指します。

（2）不法投棄の防止

不法投棄は、新たな処理費用の発生や自然環境への悪影響を及ぼすため、これを防ぐことが重要です。本市では、不法投棄の防止に向けて様々な取組を実施しています。

具体的には、市ホームページによる啓発、不法投棄の禁止を周知するのぼり旗や看板の設置、監視カメラの設置や市民からの通報、市職員や巡視員によるパトロールによる監視強化を行っています。その結果、平成 23 年度に 150 件だった不法投棄の件数は、令和５年度には 22 件まで減少しました。しかし、過去５年間の推移を見ると、件数は令和３年度から増加に転じています。

今後監視体制を継続するとともに、悪質な不法投棄には警察と連携を強化し、厳正に対処することが求められています。

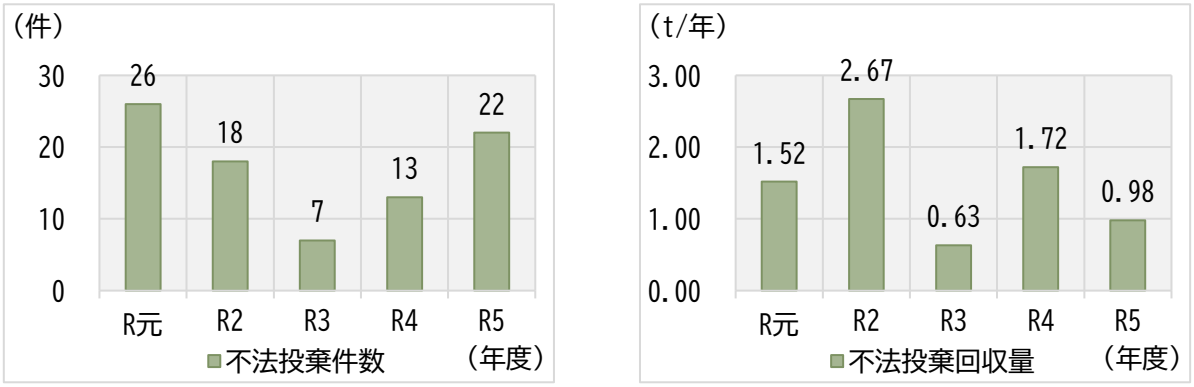

図２－１－14　不法投棄件数と不法投棄回収量の推移

（３）高齢者や身体の不自由な方を含む排出困難世帯への対応

年齢階級別人口や世帯数の推移をみると、更なる高齢化や核家族化の進展に伴い、高齢者のみの世帯が増加すると考えられます。これにより、日々のごみ出しが困難となる世帯が増加することが懸念されます。その対応にあたっては、高齢者のみの世帯に加え、身体に障がいがある方を含む世帯も考慮し、従来の廃棄物処理体制から、こうした多様な状況に対応できる廃棄物処理体制への転換が求められます。

第２章　ごみの将来予測

第１節　人口及び総排出量の予測

1　将来人口

ごみ排出量の予測に使用する将来人口は、「阿賀野市総合計画（2025-2032）」の推計結果を基に設定します。本計画の目標年度である令和 16 年度には、人口が 33,934 人となる見込みです。

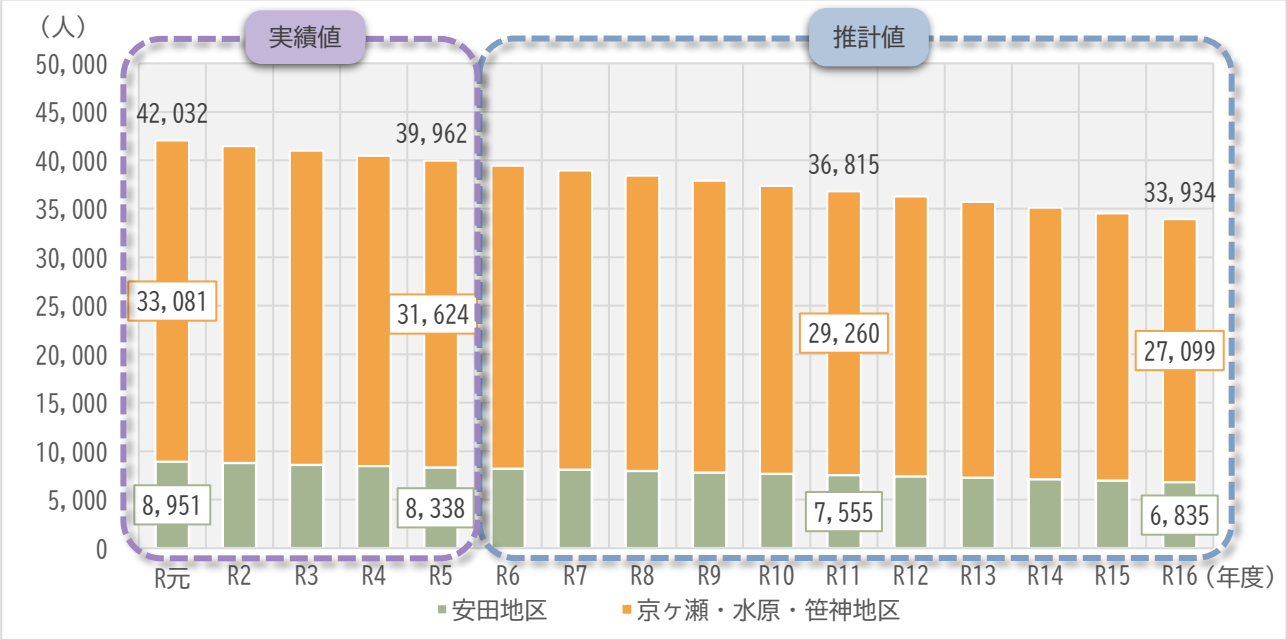

出典：「阿賀野市総合計画（2025-2032）」に掲載されている「全市推計」の人口を採用

図２－２－１　将来人口の推移

2　ごみ排出量の見込み

令和５年度における本市のごみ総排出量は 13,713.0t/年でした。現状のまま推移した場合※（以下「現状推移」といいます。）、本市全体の１人１日あたりのごみ排出量は、市全体としては横ばいの状態で推移すると見込まれます。

ただし、令和５年度に 39,962 人であった本市の人口は、令和 16 年度には 33,934 人まで減少すると想定されています。そのため、人口減少に伴い、ごみ総排出量も 11,647.5t/年まで減少する見込みです。

※現行の取組が続くと仮定し、過去の傾向を踏まえて将来の見通しを立てたものです。

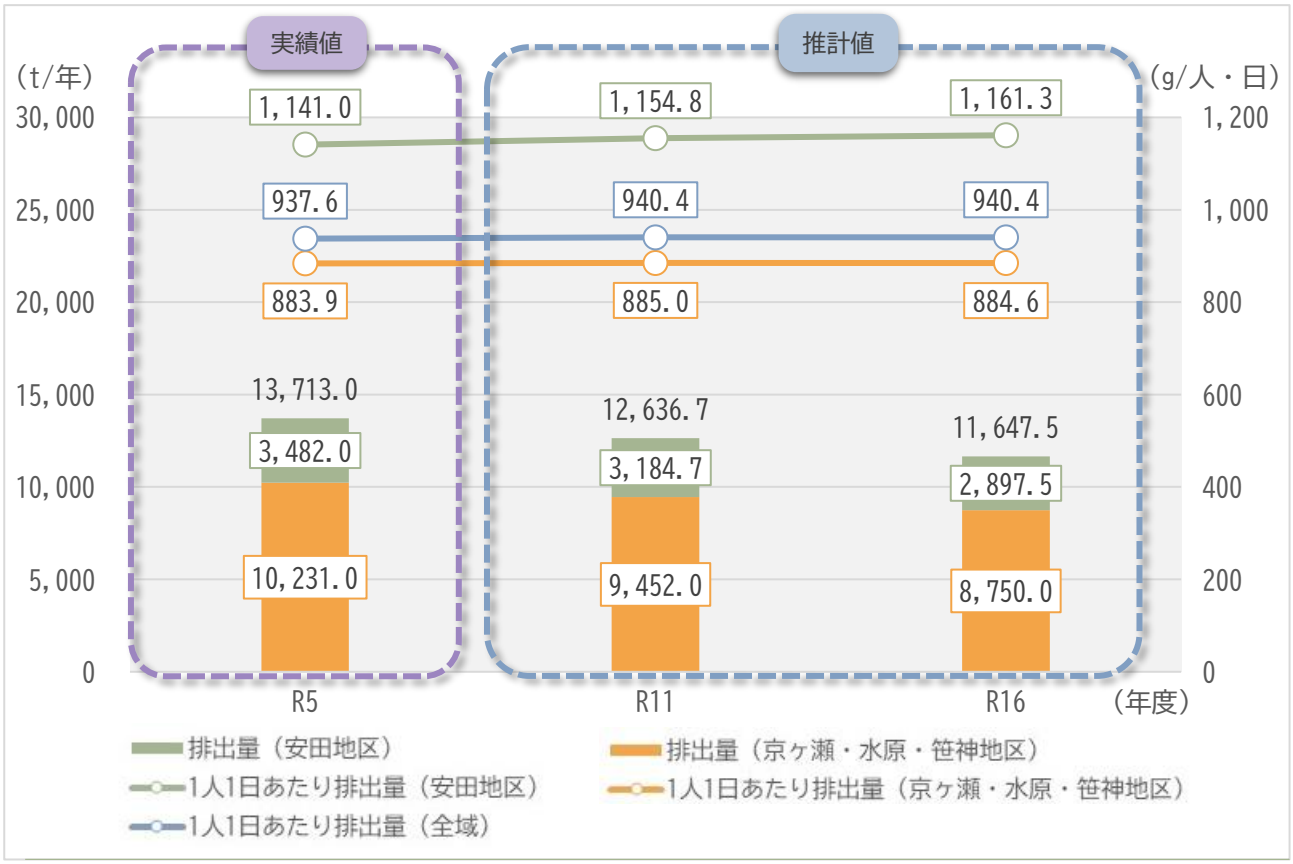

図２－２－２　ごみ総排出量の推移（現状推移）

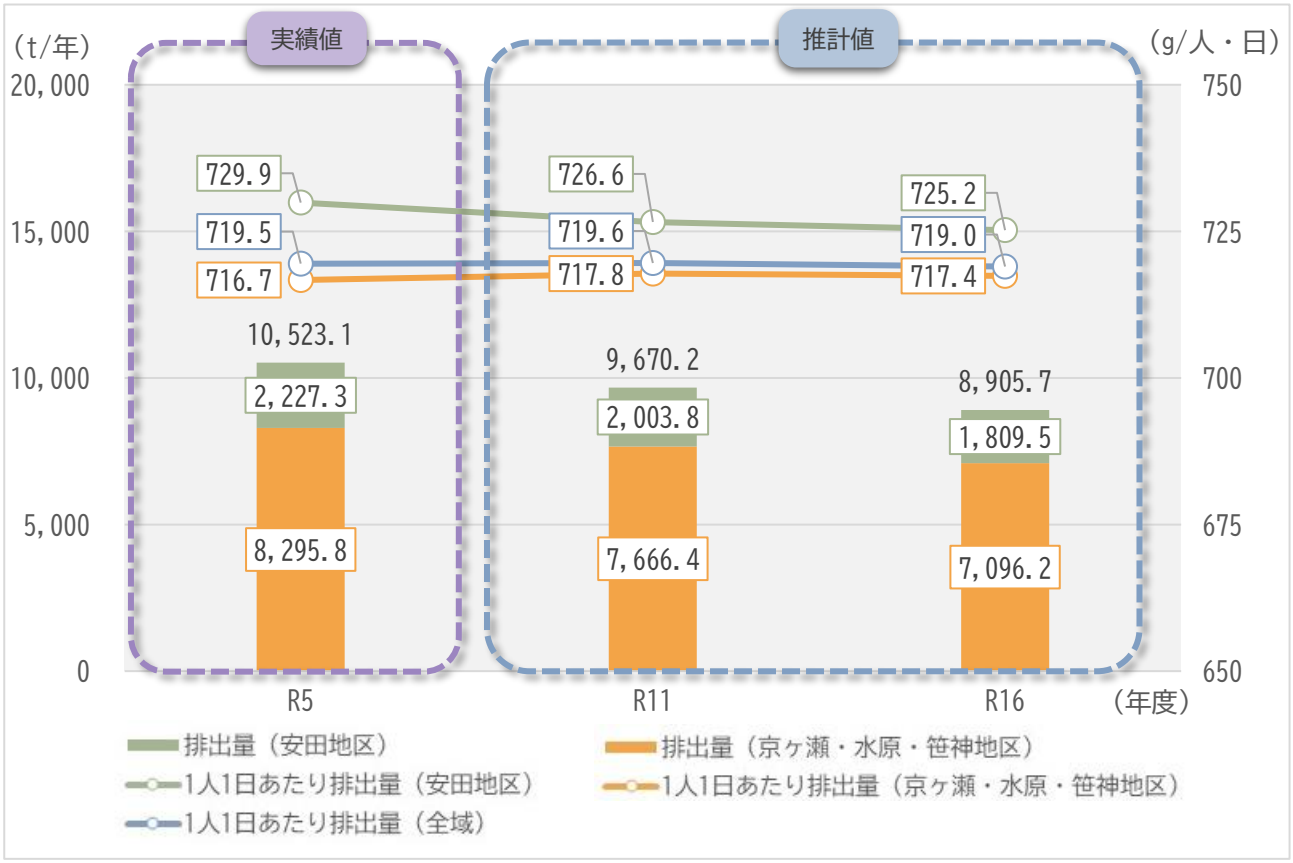

図２－２－３　家庭系ごみ排出量の推移（現状推移）

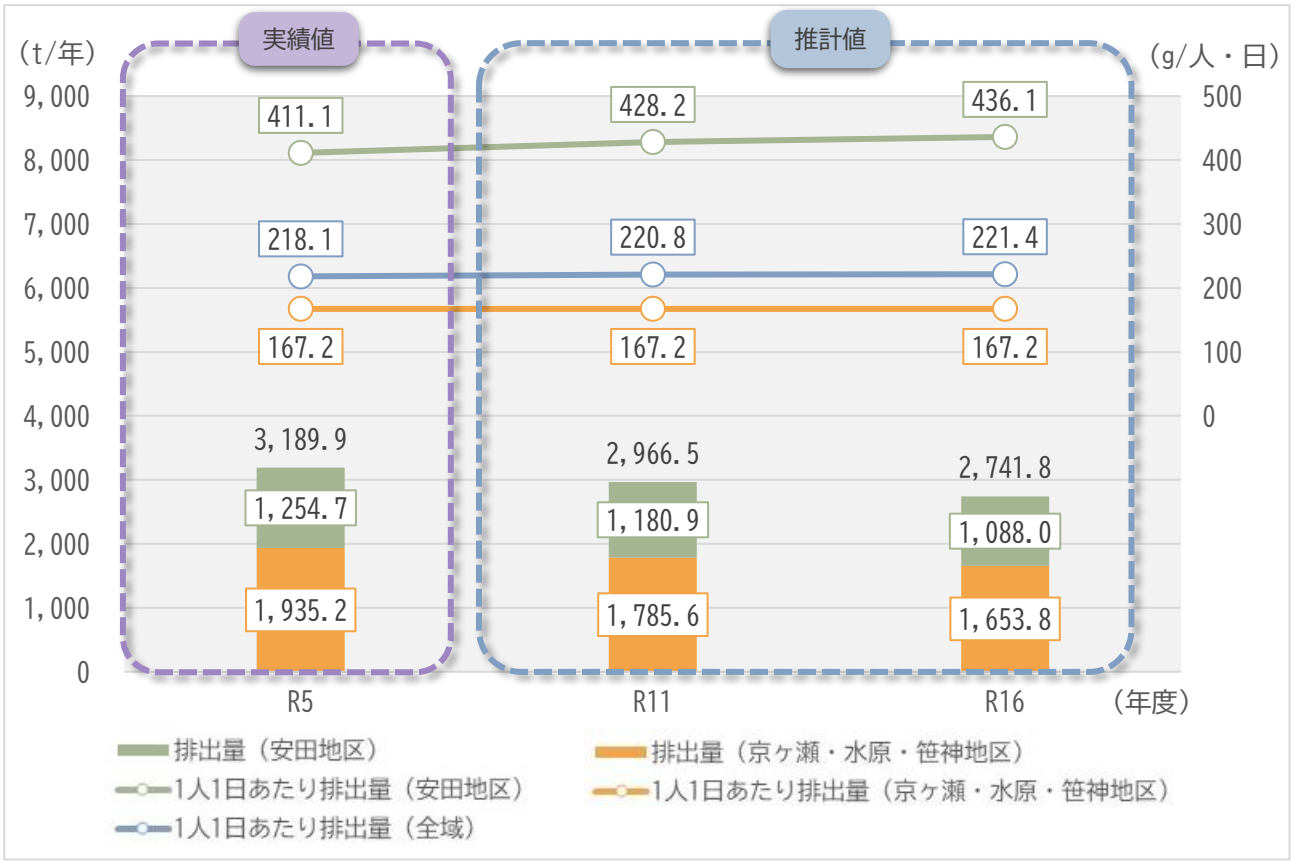

図２－２－４　事業系ごみ排出量の推移（現状推移）

表２－２－１　ごみ排出量の推移（現状推移）

項目			単位	実績値	推計値	
				令和5年度	令和11年度	令和16年度
安田地区	家庭系ごみ		t/年	2,227.3	2,003.8	1,809.5
		可燃ごみ	t/年	1,857.5	1,688.2	1,532.6
		不燃ごみ	t/年	116.4	101.4	90.0
		粗大ごみ	t/年	17.1	15.2	13.7
		プラスチックごみ	t/年	22.3	20.1	18.2
		有害ごみ	t/年	3.0	3.0	2.7
		資源ごみ	t/年	211.0	175.9	152.3
	事業系ごみ		t/年	1,254.7	1,180.9	1,088.0
		可燃ごみ	t/年	1,238.3	1,161.8	1,070.8
		不燃ごみ	t/年	14.4	16.5	15.0
		粗大ごみ	t/年	2.0	2.0	1.7
		有害ごみ	t/年	0.0	0.6	0.5
	家庭系+事業系		t/年	3,482.0	3,184.7	2,897.5
		可燃ごみ	t/年	3,095.8	2,850.0	2,603.4
		不燃ごみ	t/年	130.8	117.9	105.0
		粗大ごみ	t/年	19.1	17.2	15.4
		プラスチックごみ	t/年	22.3	20.1	18.2
		有害ごみ	t/年	3.0	3.6	3.2
		資源ごみ	t/年	211.0	175.9	152.3
	総排出量		t/年	3,482.0	3,184.7	2,897.5
	１人１日あたり排出量		g/人・日	1,141.0	1,154.8	1,161.3
		家庭系ごみ	g/人・日	729.9	726.6	725.2
		事業系ごみ	g/人・日	411.1	428.2	436.1
京ヶ瀬・水原・笹神地区	家庭系ごみ		t/年	8,295.8	7,666.4	7,096.2
		可燃ごみ	t/年	5,971.3	5,571.7	5,192.8
		不燃ごみ	t/年	117.1	110.0	103.9
		粗大ごみ	t/年	636.2	605.6	560.8
		資源ごみ	t/年	1,571.2	1,379.1	1,238.7
	事業系ごみ		t/年	1,935.2	1,785.6	1,653.8
		可燃ごみ	t/年	1,935.2	1,785.6	1,653.8
	家庭系+事業系		t/年	10,231.0	9,452.0	8,750.0
		可燃ごみ	t/年	7,906.5	7,357.3	6,846.6
		不燃ごみ	t/年	117.1	110.0	103.9
		粗大ごみ	t/年	636.2	605.6	560.8
		資源ごみ	t/年	1,571.2	1,379.1	1,238.7
	総排出量		t/年	10,231.0	9,452.0	8,750.0
	１人１日あたり排出量		g/人・日	883.9	885.0	884.6
		家庭系ごみ	g/人・日	716.7	717.8	717.4
		事業系ごみ	g/人・日	167.2	167.2	167.2
阿賀野市全域	家庭系ごみ		t/年	10,523.1	9,670.2	8,905.7
		可燃ごみ	t/年	7,828.8	7,259.9	6,725.4
		不燃ごみ	t/年	233.5	211.4	193.9
		粗大ごみ	t/年	653.3	620.8	574.5
		プラスチックごみ	t/年	22.3	20.1	18.2
		有害ごみ	t/年	3.0	3.0	2.7
		資源ごみ	t/年	1,782.2	1,555.0	1,391.0
	事業系ごみ		t/年	3,189.9	2,966.5	2,741.8
		可燃ごみ	t/年	3,173.5	2,947.4	2,724.6
		不燃ごみ	t/年	14.4	16.5	15.0
		粗大ごみ	t/年	2.0	2.0	1.7
		有害ごみ	t/年	0.0	0.6	0.5
	家庭系+事業系		t/年	13,713.0	12,636.7	11,647.5
		可燃ごみ	t/年	11,002.3	10,207.3	9,450.0
		不燃ごみ	t/年	247.9	227.9	208.9
		粗大ごみ	t/年	655.3	622.8	576.2
		プラスチックごみ	t/年	22.3	20.1	18.2
		有害ごみ	t/年	3.0	3.6	3.2
		資源ごみ	t/年	1,782.2	1,555.0	1,391.0
	総排出量		t/年	13,713.0	12,636.7	11,647.5
	１人１日あたり排出量		g/人・日	937.6	940.4	940.4
		家庭系ごみ	g/人・日	719.5	719.6	719.0
		事業系ごみ	g/人・日	218.1	220.8	221.4

第３章　ごみ処理基本計画

第１節　ごみ処理の基本理念と基本方針

１　ごみ処理の基本理念

本市は、現行計画で「みんなで進める３Ｒ⁺（スリーアール プラス）～環境にやさしいまちを目指して～」を基本理念に掲げ、市民・事業者・市が協働で３Ｒを推進し、循環型社会の実現を目指してきました。ごみの排出削減が進みましたが、なお１人１日あたりのごみ排出量は全国平均と比較して多い状況が続いています。

本計画では、阿賀野市環境基本計画で定める基本目標「循環型社会を構築し安心して暮らせるまち」を実現するため、市民、事業者及び行政が連携し、４Ｒ（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを通じて次世代への環境保全を目指します。

【基本理念】

共に取り組む４Ｒ

～　次世代へ豊かな環境を残そう　～

２　ごみ処理の基本方針

ごみ処理の基本理念を実現するためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識し、協力して４Ｒをさらに推進することが重要です。

４Ｒの推進にあたっては、市が行う施策だけでなく、市民一人ひとりの生活スタイルや事業者を取り巻く環境を見据え、それぞれのごみへの意識を高めることが求められます。本市はこれまでも協働でごみの減量化や資源化に取り組んできましたが、市民や事業者のさらなるごみの排出抑制や分別の徹底など、一層の取組が期待されます。

そこで、「ごみ減量化意識の啓発」「４Ｒの推進」「ごみの適正処理」の３つを基本方針の柱とし、各種施策を展開していきます。

【基本方針】

基本方針１　ごみ減量化意識の啓発
基本方針２　４Ｒの推進
基本方針３　ごみの適正処理

第２節　数値目標

１　数値目標の設定

計画期間の最終年度となる令和 16 年度に達成すべき目標を以下のとおり定めます。本計画で定める施策に取り組むことにより、数値目標の達成を目指します。

【数値目標】

◆排出抑制の目標

①家庭系ごみの１人１日あたり排出量

680g/人・日（令和 16 年度）

②事業系ごみ排出量

2,700t/年（令和 16 年度）

◆資源化の目標

③資源化率

17.5%（令和 16 年度）

２　数値目標の考え方

（１）家庭系ごみの１人１日あたり排出量

令和５年度における本市の家庭系ごみの１人１日あたり排出量は 719.5g/人・日で、県内平均（令和４年度：687g/人・日）と比較して多い状況にあります。県内平均との差は 32.5g と大きく、さらなる削減が可能である（改善の余地がある）と考えられます。特に可燃ごみの排出削減を重点的に進めることで、令和 16 年度までに県内平均より少ない 680g/人・日を目指します。

（２）事業系ごみ排出量

令和５年度における本市の事業系ごみの１人１日あたり排出量は 218.1g/人・日で、家庭系ごみとは対照的に県内平均（令和４年度：307g/人・日）よりも少ない状況です。ただし、近年は増加傾向が見られ、今後も緩やかに増加すると見込まれます。事業系ごみの減量化や分別の推進により、１人１日あたり排出量を現在の水準に抑えるものとし、その水準に相当する排出量、2,700t/年を令和 16 年度の数値目標とします。

（３）資源化率

本市の令和５年度の資源化率は、17.5%でしたが、「金属」「新聞紙」「本・雑誌」などの減少に伴い資源化率は減少傾向にあります。このまま推移した場合、令和 16 年度には資源化率が 16.2%になると見込まれます。令和７年３月から安田地区で開始されたプラスチック製容器包装や紙製容器包装の回収とごみの減量化の取組により、現状の資源化率の水準を維持することを目指します。

第３節　目標達成時の推計

1　ごみ排出量の見込み（目標達成ケース）

目標達成ケース※におけるごみ排出量は、以下のとおりです。

※このケースは、目標を達成するために必要な施策や取組を実施した場合の予測です。

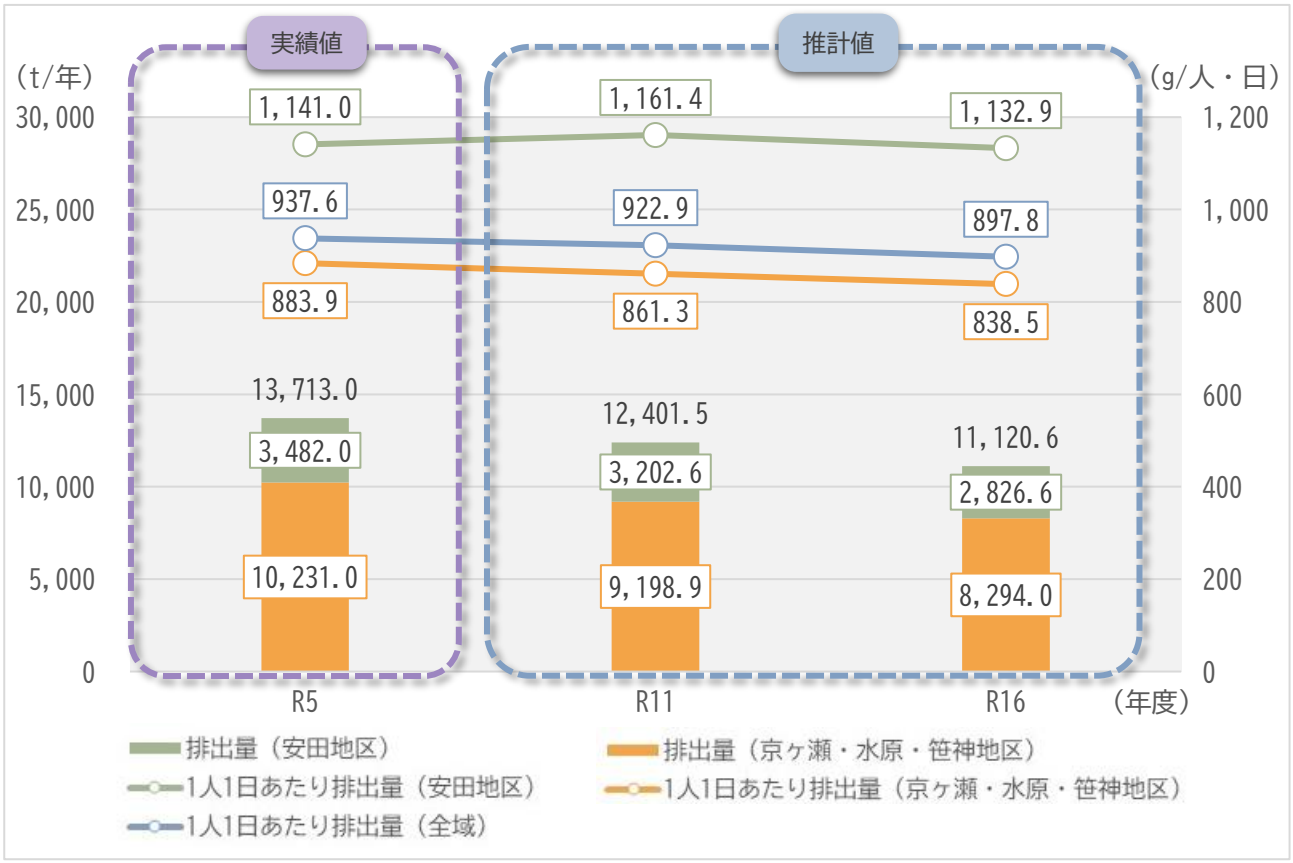

図２－３－１　ごみ総排出量の推移（目標達成ケース）

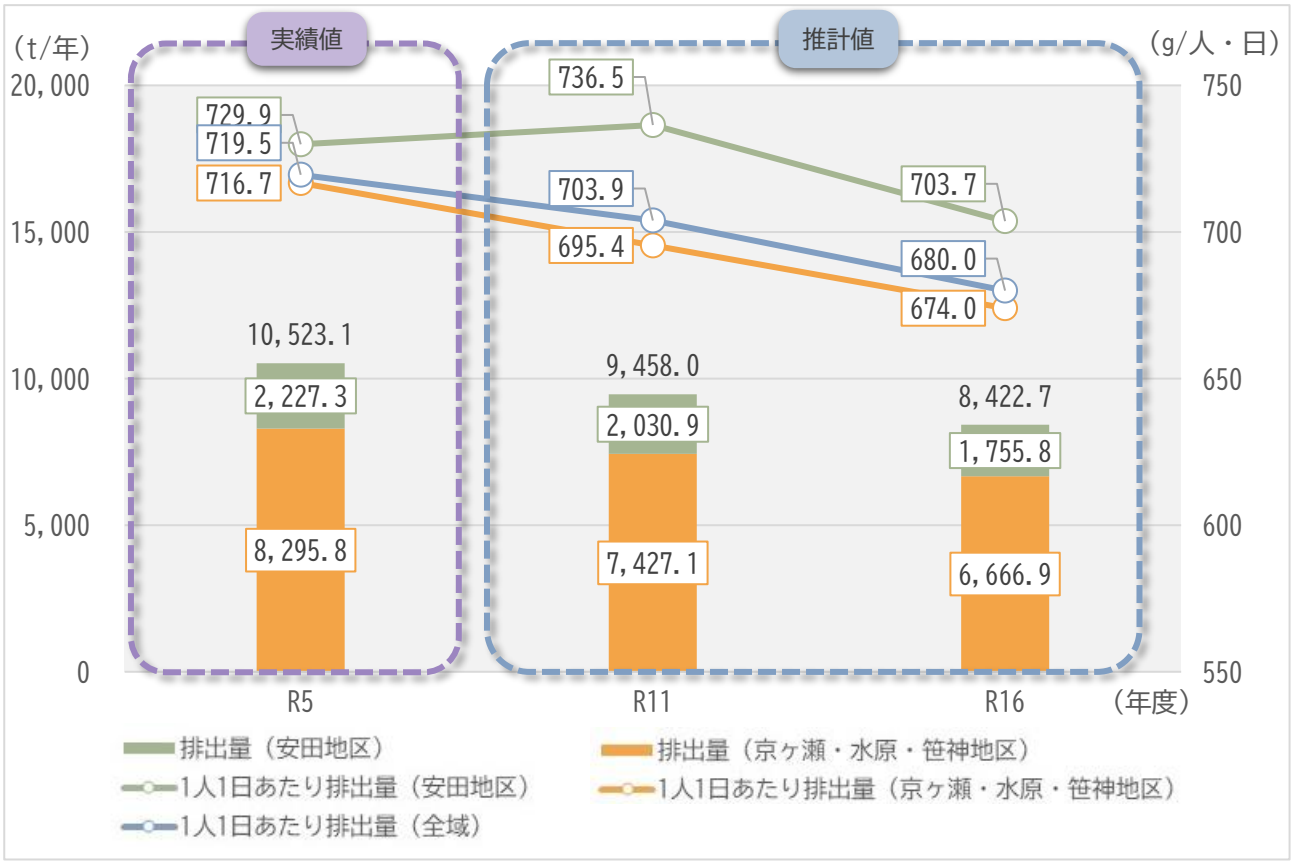

図２－３－２　家庭系ごみ排出量の推移（目標達成ケース）

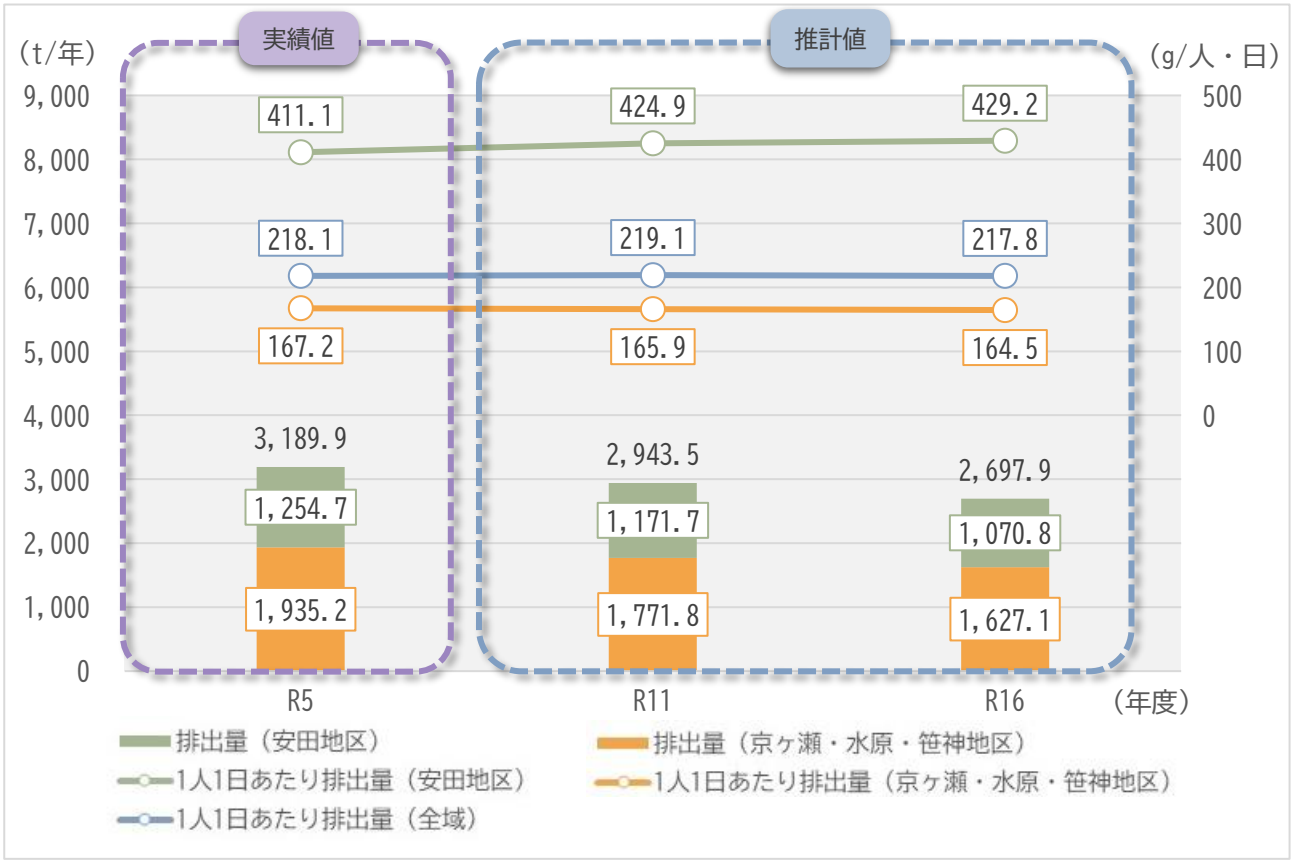

図２－３－３　事業系ごみ排出量の推移（目標達成ケース）

表２－３－１　ごみ排出量の推移（目標達成ケース）

項目			単位	実績値	推計値	
				令和5年度	令和11年度	令和16年度
安田地区	家庭系ごみ		t/年	2,227.3	2,030.9	1,755.8
		可燃ごみ	t/年	1,857.5	1,606.2	1,383.6
		不燃ごみ	t/年	116.4	99.5	86.5
		粗大ごみ	t/年	17.1	14.9	13.4
		プラスチックごみ	t/年	22.3	20.1	18.2
		有害ごみ	t/年	3.0	3.0	2.7
		資源ごみ	t/年	211.0	287.2	251.4
	事業系ごみ		t/年	1,254.7	1,171.7	1,070.8
		可燃ごみ	t/年	1,238.3	1,152.6	1,053.6
		不燃ごみ	t/年	14.4	16.5	15.0
		粗大ごみ	t/年	2.0	2.0	1.7
		有害ごみ	t/年	0.0	0.6	0.5
	家庭系+事業系		t/年	3,482.0	3,202.6	2,826.6
		可燃ごみ	t/年	3,095.8	2,758.8	2,437.2
		不燃ごみ	t/年	130.8	116.0	101.5
		粗大ごみ	t/年	19.1	16.9	15.1
		プラスチックごみ	t/年	22.3	20.1	18.2
		有害ごみ	t/年	3.0	3.6	3.2
		資源ごみ	t/年	211.0	287.2	251.4
	総排出量		t/年	3,482.0	3,202.6	2,826.6
	１人１日あたり排出量		g/人・日	1,141.0	1,161.4	1,132.9
		家庭系ごみ	g/人・日	729.9	736.5	703.7
		事業系ごみ	g/人・日	411.1	424.9	429.2
京ヶ瀬・水原・笹神地区	家庭系ごみ		t/年	8,295.8	7,427.1	6,666.9
		可燃ごみ	t/年	5,971.3	5,377.3	4,832.8
		不燃ごみ	t/年	117.1	107.9	99.9
		粗大ごみ	t/年	636.2	599.1	549.9
		資源ごみ	t/年	1,571.2	1,342.8	1,184.3
	事業系ごみ		t/年	1,935.2	1,771.8	1,627.1
		可燃ごみ	t/年	1,935.2	1,771.8	1,627.1
	家庭系+事業系		t/年	10,231.0	9,198.9	8,294.0
		可燃ごみ	t/年	7,906.5	7,149.1	6,459.9
		不燃ごみ	t/年	117.1	107.9	99.9
		粗大ごみ	t/年	636.2	599.1	549.9
		資源ごみ	t/年	1,571.2	1,342.8	1,184.3
	総排出量		t/年	10,231.0	9,198.9	8,294.0
	１人１日あたり排出量		g/人・日	883.9	861.3	838.5
		家庭系ごみ	g/人・日	716.7	695.4	674.0
		事業系ごみ	g/人・日	167.2	165.9	164.5
阿賀野市全域	家庭系ごみ		t/年	10,523.1	9,458.0	8,422.7
		可燃ごみ	t/年	7,828.8	6,983.5	6,216.4
		不燃ごみ	t/年	233.5	207.4	186.4
		粗大ごみ	t/年	653.3	614.0	563.3
		プラスチックごみ	t/年	22.3	20.1	18.2
		有害ごみ	t/年	3.0	3.0	2.7
		資源ごみ	t/年	1,782.2	1,630.0	1,435.7
	事業系ごみ		t/年	3,189.9	2,943.5	2,697.9
		可燃ごみ	t/年	3,173.5	2,924.4	2,680.7
		不燃ごみ	t/年	14.4	16.5	15.0
		粗大ごみ	t/年	2.0	2.0	1.7
		有害ごみ	t/年	0.0	0.6	0.5
	家庭系+事業系		t/年	13,713.0	12,401.5	11,120.6
		可燃ごみ	t/年	11,002.3	9,907.9	8,897.1
		不燃ごみ	t/年	247.9	223.9	201.4
		粗大ごみ	t/年	655.3	616.0	565.0
		プラスチックごみ	t/年	22.3	20.1	18.2
		有害ごみ	t/年	3.0	3.6	3.2
		資源ごみ	t/年	1,782.2	1,630.0	1,435.7
	総排出量		t/年	13,713.0	12,401.5	11,120.6
	１人１日あたり排出量		g/人・日	937.6	922.9	897.8
		家庭系ごみ	g/人・日	719.5	703.9	680.0
		事業系ごみ	g/人・日	218.1	219.1	217.8

2　現状推移と目標達成ケースとの比較

以下に、各指標の現状推移と目標達成ケースとの比較を示します。

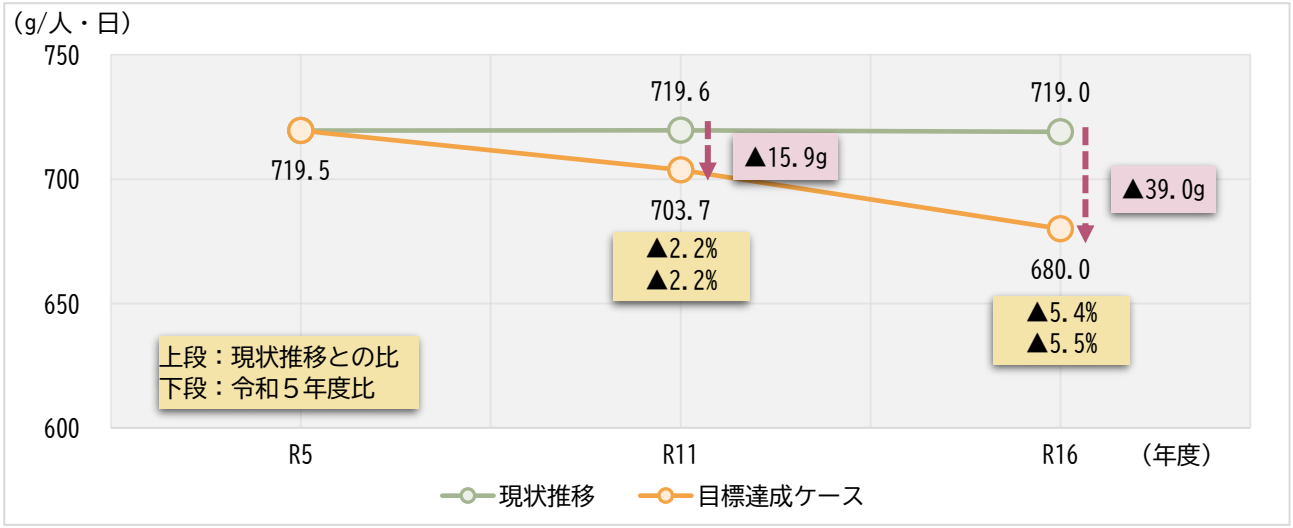

図２－３－４　家庭系ごみの１人１日あたり排出量の推移

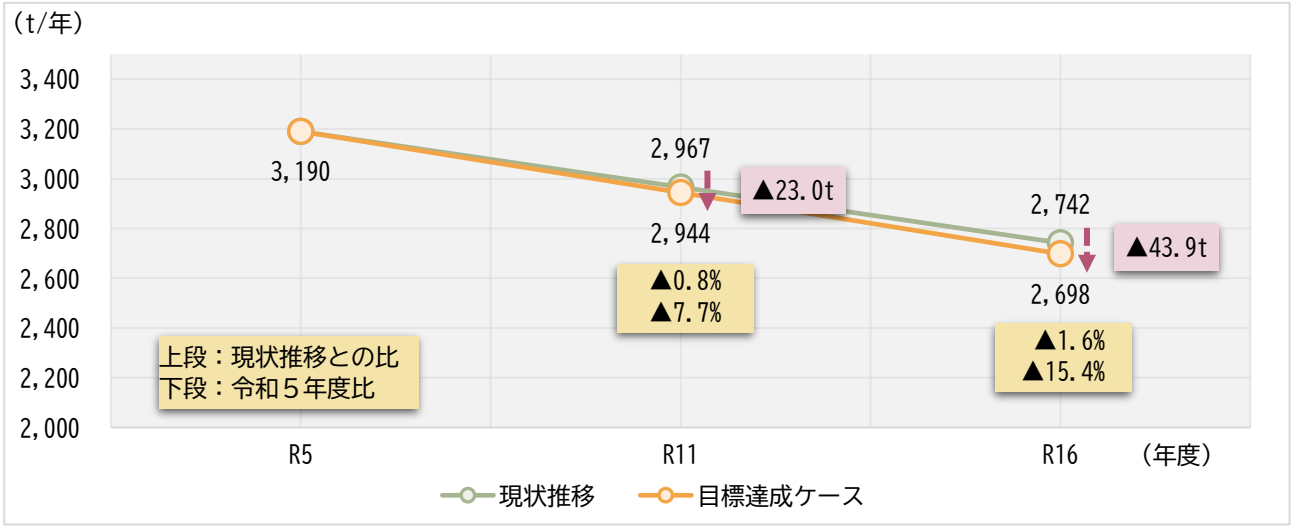

図２－３－５　事業系ごみ排出量の推移

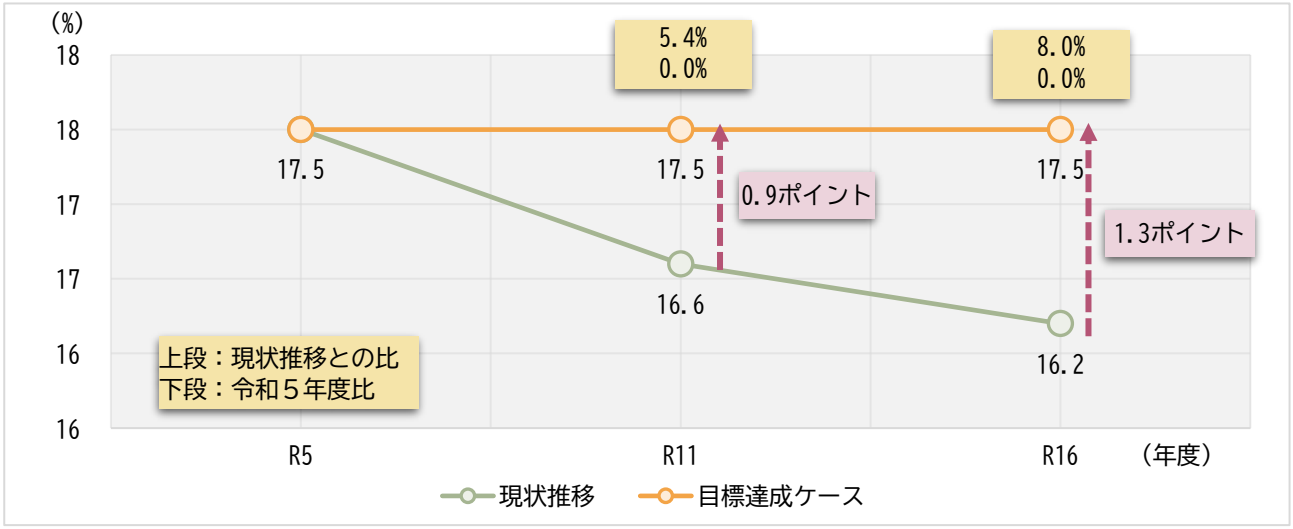

図２－３－６　資源化率の推移

第４節　目標達成に向けた基本施策

基本理念「共に取り組む４Ｒ　～　次世代へ豊かな環境を残そう　～」の実現に向け、基本方針に基づき、具体的な施策を着実に展開していきます。

これらの施策は、市民や事業者と連携しながら、すぐにごみとなるものを拒否する取り組み（リフューズ）、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、そして再資源化（リサイクル）を強化することで、持続可能な社会の実現を目指します。

基本方針１　ごみ減量化意識の啓発

施策１―１　ごみ処理に関する役割の周知

個別施策	①市民、事業者、市の役割の周知

施策１―２　市民・事業者への情報発信と学びの場の提供

個別施策	①わかりやすい情報発信 ②環境教育の充実

基本方針２　４Ｒの推進

施策２―１　リフューズの推進

個別施策	①不要なものを受け取らない文化の醸成

施策２―２　リデュースの推進

個別施策	①食品ロス削減の啓発 ②フードドライブの推進 ③生ごみの減量化 ④長寿命商品の普及と選択 ⑤家庭ごみ処理手数料の有料制度の検討 ⑥事業系ごみ削減の推進

施策２―３　リユース及びリサイクルの推進

個別施策	①リユースの拡大 ②分別の拡充

基本方針３　ごみの適正処理

施策３―１　安定した収集運搬体制の継続

個別施策	①効率的で安全なごみ収集運搬体制の構築 ②適正なごみ集積場管理と分別啓発の推進 ③ごみ収集箱の設置等の助成 ④多量一般廃棄物の適切な搬入と周知

施策３―２　安全・安心な中間処理、最終処分の継続

個別施策	①中間処理施設の適正な維持管理 ②中間処理体制の検討 ③最終処分先の検討

施策３―３　高齢化社会を見据えた対応

個別施策	①ごみ排出困難世帯への対応の検討

施策３―４　不法投棄対策の実施

個別施策	①不法投棄防止に向けた監視強化と啓発活動 ②市が収集しないとしたものへの対応

施策３―５　災害時の廃棄物処理体制の整備

個別施策	①災害廃棄物処理計画の見直し

基本方針１　ごみ減量化意識の啓発

施策１－１　ごみ処理に関する役割の周知

①　市民、事業者、市の役割の周知

市では、市民・事業者・市の三者が連携してそれぞれの役割を果たす重要性について、市ホームページや広報誌を通じて周知を行います。

市民の役割：排出者として、ごみの発生抑制に努め、市のごみ処理施策に協力することで、減量化・資源化の担い手として行動します。

事業者の役割：製品の生産者として、拡大生産者責任※の観点から生産・流通・販売等の各段階で「ごみをつくらない、売らない」事業活動を進め、また、ごみの排出者として減量化や適正処理を推進します。

※生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。

市の責務：ごみの発生を抑える仕組みや適正処理システムの構築を担い、市民や事業者と協働するための啓発活動を推進します。これには、市所有または委託している施設を活用した見学会や学校教育を通じた環境啓発事業が含まれます。

また、市自身も排出者としての責任を負い、減量・資源化を推進します。

施策１－２　市民・事業者への情報発信と学びの場の提供

①　わかりやすい情報発信

市民や事業者に向けて、ごみに関連した情報をわかりやすく提供します。特に視覚的に理解しやすい資料を作成し、以下の媒体を通じて情報を発信します。

表２－３－２　情報提供に使用する媒体等

媒体等	内容
広報あがの	ごみの分別方法や減量化・資源化に関する情報を定期的に掲載。
市ホームページ	分別方法や助成制度の情報を常時公開。
50 音別ゴミ分別検索	50 音順でごみの分別方法やごみを出す際の注意点が検索可能。
事業者向けパンフレット	事業系ごみの処理方法や分別手順をまとめたパンフレットを作成・配布。
事業者向け講習会	事業者向けに講習会を開催し、拡大生産者責任や分別方法を説明。
市公式 LINE	ごみ収集日の通知を前日または当日に受け取れるサービスの提供。

②　環境教育の充実

現在、市では、小学生を対象に廃棄物処理施設の見学を実施し、廃棄物処理と生活のつながりについて学ぶ機会を提供しています。また、中学生には副読本を配布し、廃棄物や環境問題に関する理解を深める取り組みを行っています。さらに、「地域ふれあいクリーン作戦」を展開しており、環境美化活動を通じて地域住民同士の交流を促進するとともに、地域の防犯意識の向上にもつなげています。

これらの活動を引き続き実施しながら、次のような追加の取組を検討します。

表２－３－３　環境教育の検討

媒体等	内容
中高生向け環境ワークショップ	リサイクルやごみ削減をテーマにした実践型ワークショップを開催し、日常生活での具体的な取り組みを学びます。
親子参加型イベント	廃棄物処理やリサイクルをテーマにした親子参加型イベントを通じて、家庭での実践を促進します。
出前講座	リサイクルや家庭内ごみ削減のノウハウを学ぶ公開講座を実施。

基本方針２　４Ｒの推進

施策２－１　リフューズの推進

①　不要なものを受け取らない文化の醸成

リフューズとは、ごみの発生を抑えるために、ごみとなるものを「買わない」「もらわない」という取組です。この考え方を市民や事業者に広く浸透させるため、市では啓発活動を強化します。

具体的には、広報誌や市ホームページでリフューズの意義や実践方法をわかりやすく紹介するとともに、地域イベントを活用して市民に直接呼びかけます。また、事業者に対しては、過剰包装を減らす取組や、リフューズを推進する商品づくりについて情報提供や協力を依頼します。

【取組の例】
・過剰な包装は断る
・使い捨てのプラスチック製品（ストロー、スプーンなど）の利用を控える
・マイボトルやマイバッグを活用する
・不要なものは買わない
・不要なパンフレットやチラシ、試供品を受け取らない

施策２－２　リデュースの推進

①　食品ロス削減の啓発

食品ロス削減のため、買い物の際に「買いすぎない」、料理を作る際に「作りすぎない」、外食の際に「注文しすぎない」、そして「食べきる」ことが重要です。以上を呼び掛け、食品ロスが発生しない行動を啓発していきます。

②　フードドライブの推進

「阿賀野市社会福祉協議会」では、家庭にある余剰食品の寄付を受け付けています。寄付された食品は、「暮らしサポートセンターあがの」を通じて食品の支援を必要としている団体等に寄付されています。市は「阿賀野市社会福祉協議会」と連携し余剰食品のフードバンクへの提供を呼び掛けるほか、市民や事業者のフードドライブの活動内容に対する理解を深めるため、その内容を広く周知していきます。

③　生ごみの減量化

生ごみの７割～８割は水分です。この水分を減らすことで、ごみを大幅に削減することが可能です。そのため、家庭や事業所での生ごみの水切りを積極的に啓発していきます。

さらに、市では家庭で発生する生ごみの減量を促進するために、生ごみ処理器（電動式、コンポスト容器）の購入費用に対する補助金を交付し、生ごみの減量と堆肥化を推進します。

④　長寿命商品の普及と選択

市民は、商品の購入・消費の段階から、ごみになりにくい商品（詰め替え式の商品や繰り返し使用可能な容器入りの製品）を選択したり、長く使える商品の活用、あるいは商品を修理して使用する長寿命化に努めます。

事業者は、商品の生産の段階から、長寿命の商品の開発に努めることでごみの排出抑制に努めます。

⑤　家庭ごみ処理手数料の有料制度の検討

本市では可燃ごみを出す場合、ごみ袋にごみシールを貼付することになっています。あらかじめ決められた時期に決められた枚数が配布され、使い切ったらごみシールを購入する必要があります。この方式は排出量が一定量に達するまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担することになります。一方で、費用負担が無料となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制する動機付けが働きにくいという特徴があります。

市では更なる家庭系ごみの減量化を促進するため、排出量に応じて排出者が手数料を負担する手数料の有料制度（均一従量制※）への移行を検討します。

※手数料は、ごみ袋１枚あたりの手数料単価と使用するごみ袋の枚数との積となります。

⑥　事業系ごみ削減の推進

市では、事業系ごみの排出削減を進めるため、優れた事業者の取組事例を紹介し、他の事業者が参考にできる情報を広く共有します。また、事業者が自主的に減量化に取り組めるよう、実践的な内容を盛り込んだ「事業所用ごみ減量マニュアル」を作成し、活用を促進します。

さらに、多量排出事業者を対象に、一定量を超えるごみの排出に関する届出制度を検討します。この制度を通じて、排出状況の把握を強化し、ごみ減量に向けた具体的な指導や助言を行います。

また、ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組んだ事業者を表彰する制度の創設を検討します。表彰を通じて、環境への配慮が評価される仕組みをつくり、事業者全体の意欲向上と連帯感の醸成を図ります。

施策２－３　リユース及びリサイクルの推進

①　リユースの拡大

令和６年度には、市内で「瓢湖フリーマーケット～EN-JOY HYOKO～」や「コスモスきょうがせまつり」など、リユースをテーマとしたイベントが開催されました。これらのイベントを契機として、市ではリユースのさらなる推進を図るため、運営支援や広報活動の充実に取り組み

ます。また、リユースやごみ減量化に関する啓発ブースの設置を通じて市民への意識啓発を進めるとともに、自治体主催イベントとの連携を強化し、地域全体でリユースの機運を盛り上げていきます。

② 分別の拡充

令和６年４月から、民間業者と連携して宅配便によるパソコンの無料回収を開始しました。これにより、市民が不要になったパソコンを簡便かつ無料で処分できる仕組みを整えています。また、これまで「京ヶ瀬・水原・笹神地区」で実施していた「プラスチック製容器包装」と「紙製容器包装」の回収を、令和７年３月から「安田地区」でも開始しました。これらの新たな取り組みについては、広報誌や市ホームページを通じて市民に周知し、徹底を図ります。

さらに、近年「プラスチック製容器包装」に加え、「製品プラスチック」の資源化が重要な課題となっています。これに対応するため、「製品プラスチック」の資源化を目指し、その手法や課題の整理を進めます。併せて、他自治体の先行事例を参考にしながら、実現可能な施策を検討し、具体的な取り組みにつなげていきます。

基本方針３　ごみの適正処理

施策３－１　安定した収集運搬体制の継続

① 効率的で安全なごみ収集運搬体制の構築

本市の一般廃棄物収集運搬業務は、委託業者及び許可業者によって実施されています。この体制を維持しながら、安全性や衛生面の向上を図るとともに、エコ運転など環境に配慮した作業を指導します。

また、収集運搬作業の効率化と環境負荷の軽減を目的に、収集時間やルートの合理化を進めます。随時検討と是正を行い、効率的な体制を構築します。さらに、収集職員の安全意識を高めるため、研修を実施し、事故防止に努めます。

家庭系ごみは民間業者に委託し、事業系ごみの収集は許可制としています。引き続き民間業者のノウハウを活用しつつ、収集頻度や市全体の効率化についても検討を重ねていきます。

② 適正なごみ集積場管理と分別啓発の推進

自治会が行うごみ集積場の清掃や維持管理を支援し、地域全体での適正管理を強化します。自治会や利用者の声を踏まえ、ごみ集積場の改善や適正化を進めるとともに、広報誌や市ホームページで、分別方法やごみ出しマナーの啓発を継続します。

また、分別が不徹底なごみの取り置きや、違反ごみに関する問い合わせ対応を強化するため、収集職員への研修を実施し、適切な指導が行える体制を整備します。市民には、ごみ出しルールの遵守を呼びかけ、分別意識の向上に努めます。

③ ごみ収集箱の設置等の助成

ごみ収集場所でのごみの飛散や、カラスやネコなどの鳥獣による散乱を防ぎ、生活環境を保全するため、市が指定したごみ収集場所に自治会が設置するごみ収集箱の設置費用や修理費用、または飛散防止用具の購入費用の一部を補助します。

④　多量一般廃棄物の適切な搬入と周知

引っ越しや家の整理に伴い、一時的に多量の一般廃棄物が発生する場合があります。このような場合には、ごみ集積場に出すのが困難になったり、ごみ集積場がごみであふれたりする可能性があるため、適切な処理のため直接処理施設への搬入を指導します。搬入時には、処理施設の機能に支障をきたさない量を限度とし、適切な搬入量を守るよう、啓発します。これらの取組については、広報紙や市ホームページを活用して周知を徹底し、市民の協力を促します。

施策３－２　安全・安心な中間処理、最終処分の継続

①　中間処理施設の適正な維持管理

排出された廃棄物を適正に処理し、良好な環境を維持するために、各設備の適切な維持管理を継続します。

②　中間処理体制の検討

本市では旧町村ごとのごみ処理体制を合併後も引き継いでいるため、「安田地区」と「京ヶ瀬・水原・笹神地区」とは処理体制が異なっています。効率的かつ公平な処理体制を構築するため、処理体制の今後の方向性について検討します。

③　最終処分先の検討

五泉地域衛生施設組合では、新たな最終処分場の整備を計画していましたが、計画は一時的に凍結されています。本市が所管する阿賀野市最終処分場については、災害廃棄物の仮置場としての活用を計画しています。

このため、令和７年４月以降、クリーンセンターあがのがわと併設するマテリアルリサイクル施設から出る残渣の処分は当面の間、県外の民間処理施設に委託して処分する計画です。

「廃棄物処理法」では、発生地域内での処理を直接的に義務付けているわけではありませんが、地域における適切な処理が基本とされています。そのため、今後は、最終処分のあり方について慎重に検討を進めていきます。

施策３－３　高齢化社会を見据えた対応

①　ごみ排出困難世帯への対応の検討

ごみ出しが困難と感じる高齢者等の状況について、福祉部門と連携して実態把握を進めるとともに、他自治体の取組事例を調査します。その上で、ごみ出し支援制度の導入に向けた必要性や、実現に際しての課題を明確にしていきます。

施策３－４　不法投棄対策の実施

①　不法投棄防止に向けた監視強化と啓発活動

本市では、不法投棄を防止し地域の環境を保全するため、監視体制の強化と市民意識の啓発を中心とした総合的な対策を進めます。市職員や巡視員によるパトロールを計画的に実施し、不法投棄が多発する地域には看板や監視カメラを設置して未然防止を図ります。特に悪質な不

法投棄については警察と連携し、厳正な法的対処を行うことで、さらなる不法投棄の抑止を目指します。

一方で、市民の協力を得ることも重要です。不法投棄の危険性やその影響を市の広報誌や市ホームページで広く周知し、ルールを守る意識の向上に努めます。また、通報体制を整え、自治会や地域住民からの情報提供に迅速に対応することで、地域全体での防止対策を強化します。

これらの対策を一体的に進めることで、不法投棄の発生を抑制し、安全で快適な生活環境の維持を目指します。

② 市が収集しないとしたものへの対応

市では、処理困難物やリサイクル家電など、市で処理できないごみについて、民間の一般廃棄物処理業者へ依頼し、適正な処理を行っています。これらの処理方法を市民や事業者に広く認知してもらうため、広報誌や市ホームページを活用し、普及啓発を行うとともに、事業者による自主回収を促進します。

特に、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機といった家電リサイクル法や資源有効利用促進法に基づく再資源化の取り組みについては、業界の自主回収システムを市民や事業者にＰＲし、積極的な利用を推進します。

また、リサイクル家電や産業廃棄物など、市が収集しないごみが不法投棄される問題に対応するため、適切な処理方法を市民や事業者へ啓発します。不法投棄防止のため、関連情報の周知や処理業者の活用を推奨し、地域の環境保全に取り組みます。

表２－３－４　市で処理できないごみ

●農業用資材（農薬、農業用ビニール類、育苗箱、肥料袋などであり、事業系および産業廃棄物）
●農機具
●自動車部品（タイヤ、バッテリー）
●ガスボンベ、消火器
●家電リサイクル法対象品（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）
●家具類（スプリング入りマットレス、スプリング入りソファ、マッサージチェア）
●在宅医療廃棄物（注射針のような鋭利なもの、感染の恐れのあるもの）
●その他処理できないごみ（塗料、廃油、瓦、ブロック、畳、漬物石、金庫、木の幹と根）

施策３－５　災害時の廃棄物処理体制の整備

① 災害廃棄物処理計画の見直し

本市では、令和７年３月に「阿賀野市災害廃棄物処理計画」を見直しました。国の方針等の変更、県の災害廃棄物処理計画の見直し、地震等の災害による被害想定の見直し等を受けて、継続的に計画の見直しを行います。

第３部　生活排水処理基本計画

第１章　生活排水処理の現状

第１節　生活排水処理の区分と体制

1　生活排水処理フロー

本市のし尿及び生活雑排水は、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びし尿処理施設により処理されます。単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の家庭では、生活雑排水が未処理のまま河川等へ放流される状況が残っています。

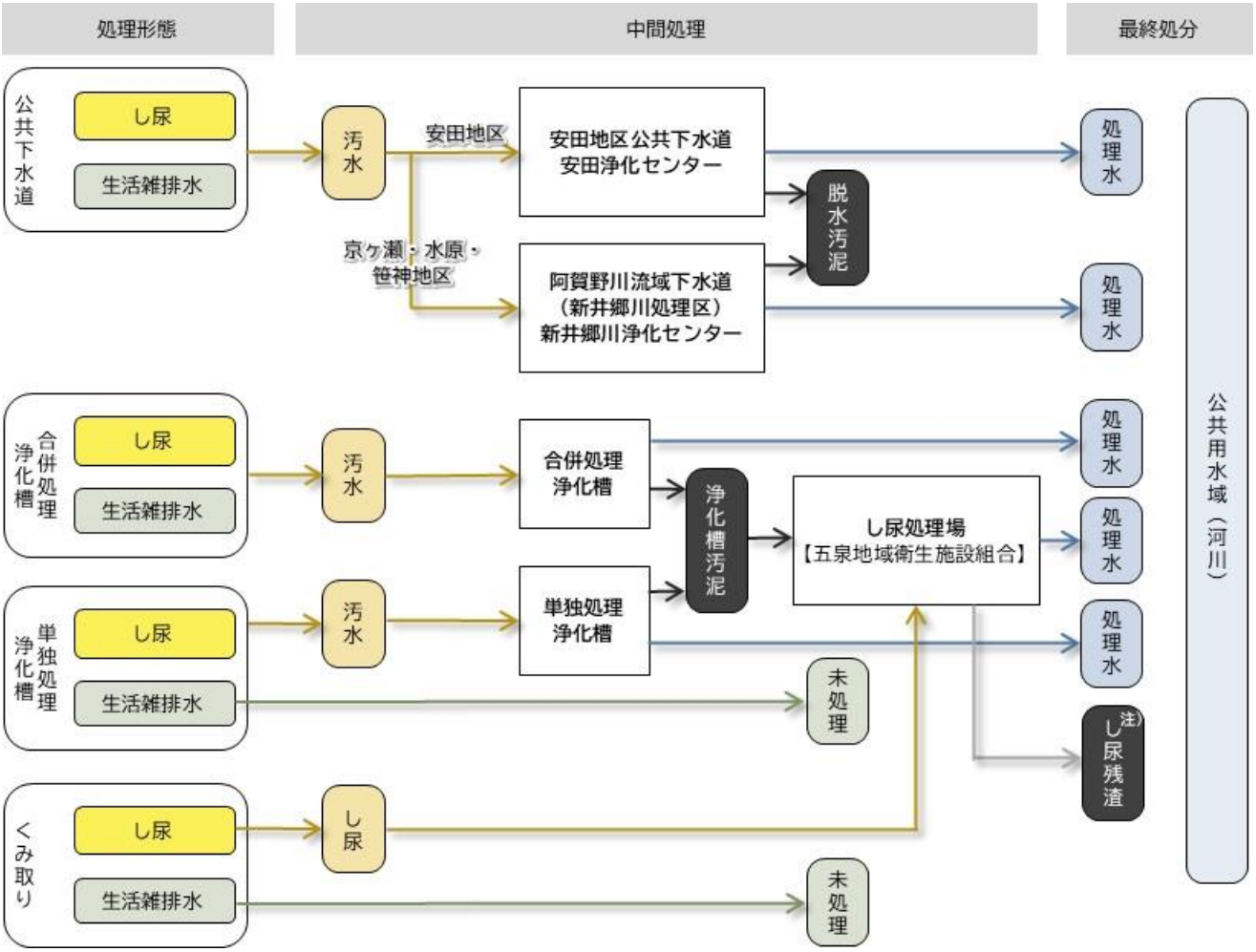

注）し尿残渣（し尿夾雑物及び脱水汚泥）は隣接する五泉地域衛生施設組合が所管するごみ焼却場（令和７年４月からは、クリーンセンターあがのがわ）で焼却処理後、県外にある民間の一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

図３－１－１　生活排水処理フロー

2　生活排水処理体制

（1）処理形態

便所等からのし尿の処理は、公共下水道では集合処理を行い、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽では個別処理を行っています。また、台所や風呂場からの生活雑排水の処理は、公共下水道で集合処理を、合併処理浄化槽で個別処理を行っています。

本市では、農業集落排水施設でもし尿及び生活雑排水の処理を行ってきました。しかし、効率的な管理を実現し維持管理費を削減するため、これらの施設を順次公共下水道に接続する取り組みを進めてきました。その結果、令和５年度末時点で６地区（大室地区、分田地区、笹岡地区、渡場地区、小松地区及び大和地区）すべての施設が公共下水道への接続を完了しました。

表３－１－１　生活排水処理体制

処理形態		整備状況（○：整備、－：整備なしまたは利用なし）	
		安田地区	京ヶ瀬・水原・笹神地区
水洗化・生活雑排水処理	公共下水道	○ 安田地区公共下水道 安田浄化センター	○ 阿賀野川流域下水道 （新井郷川処理区） 新井郷川浄化センター
	農業集落排水処理施設	－	－
	合併処理浄化槽	○	○
	コミュニティ・プラント	－	－
水洗化・生活雑排水未処理	単独処理浄化槽	○	○
非水洗化・生活雑排水未処理	くみ取り	○	○
	自家処理	－	－

（2）処理主体

安田地区と京ヶ瀬･水原･笹神地区では、し尿及び浄化槽汚泥の搬入先が別となっていましたが、令和３年 12 月から五泉地域衛生施設組合が所管するし尿処理施設に統一しました。詳細は、「５施設の概要」を参照してください。）。

表３－１－２　し尿及び浄化槽汚泥の処理主体

対象地区	収集運搬		し尿及び浄化槽汚泥処理	
	し尿	浄化槽汚泥	中間処理	最終処分
市内全域	阿賀野市 委託業者	阿賀野市 許可業者	五泉地域衛生施設組合	五泉地域衛生施設組合

3　処理手数料

本市では、し尿のくみ取りは、民間の収集業者への委託により行っています。

表３－１－３　くみ取り手数料

対象地区	処理手数料
市内全域	10L につき 105 円（消費税込み。10L 未満は 10L と見なします。）

4　補助制度

本市では、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を促進するため、各種補助制度を実施しています。

表３－１－４　補助制度の概要

<table>
<tr><th>項目</th><th>補助概要</th></tr>
<tr><td>公共下水道</td><td>
○下水道普及促進制度
（概要）供用開始日から３年以内に下水道に接続した場合、接続時期に応じて一定期間下水道使用料を免除する制度。
<table>
<tr><th>区分</th><th>１年目接続</th><th>２年目接続</th><th>３年目接続</th></tr>
<tr><td>免除の期間</td><td>最初の請求月から 12 カ月</td><td>最初の請求月から６カ月</td><td>最初の請求月から３カ月</td></tr>
<tr><td>免除の額</td><td>月額使用料全額</td><td>月額使用料全額</td><td>月額使用料全額</td></tr>
</table>
○下水道普及促進のための浄化槽撤去費等助成制度
（概要）供用開始日から３年以内に下水道への接続に伴い、既存浄化槽の撤去または廃止（埋め戻し等）する場合の費用の一部を助成する制度。
<table>
<tr><th>区分</th><th>１年目接続</th><th>２年目接続</th><th>３年目接続</th></tr>
<tr><td>助成額</td><td>３万円</td><td>２万円</td><td>１万円</td></tr>
</table>
○利子補給制度
（概要）供用開始日から３年以内に下水道への接続に伴う排水設備工事にかかる費用の利子補給を行う制度
<table>
<tr><th>区分</th><th>１年目接続</th><th>２年目接続</th><th>３年目接続</th></tr>
<tr><td>補給の範囲</td><td>利子の全額</td><td>利子の
１/２の額</td><td>利子の
１/３の額</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>合併処理浄化槽</td><td>
○合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付制度
（概要）補助対象区域に設置する合併処理浄化槽に対して補助金を交付する制度。
<table>
<tr><th>区分</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>補助対象地域</td><td>下水道事業の処理区域及び予定処理区域を除く区域</td></tr>
<tr><td>限度額</td><td>（５人槽まで）352,000 円／基
（６～７人槽）441,000 円／基
（８～10 人槽）588,000 円／基</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

5　施設の概要

（1）し尿処理施設

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥は、五泉地域衛生施設組合が所管するし尿処理場で処理しています。

なお、「京ヶ瀬・水原・笹神地区」で発生するし尿及び浄化槽汚泥は、阿賀北広域組合が所管するし尿処理施設で処理されていましたが、令和３年 11 月末日で施設への搬入を停止し、「京ヶ瀬・水原・笹神地区」のし尿及び浄化槽汚泥の処理は五泉地域衛生施設組合が所管するし尿処理場に引き継ぎました。

表３－１－５　し尿処理施設の概要

名称	五泉地域衛生施設組合 し尿処理場	阿賀北広域組合[注)] し尿処理施設（受入終了）
竣工年	平成４年３月	平成 14 年 12 月
所在地	五泉市論瀬 8902 番地２	阿賀野市船居 496-１
処理方式	一次・二次処理：標準脱窒素処理方式 高度処理：凝集分離、 オゾン処理、砂ろ過 汚泥処理：脱水、乾燥、焼却 脱臭：酸・アルカリ洗浄、活性炭吸着	汚水処理：高負荷、膜分離 汚泥処理：脱水、焼却、乾燥 汚泥焼却：施設内焼却
処理能力	91kL/日 し尿：78kL/日 浄化槽汚泥：13kL/日	99kL/日 し尿：48kL/日 浄化槽汚泥：44kL/日 コミュニティ・プラント汚泥：７kL/日
処理対象区域	【令和３年 11 月まで】 阿賀野市（安田地区）、五泉市 【令和３年 12 月以降】 阿賀野市全域、五泉市	【令和３年 11 月まで】 阿賀野市（京ヶ瀬・水原・笹神地区）、 新潟市（旧豊栄市の区域）
その他	―	令和３年 11 月末日　施設への搬入停止 令和４年３月 31 日　組合解散[注)]

注）京ヶ瀬・水原・笹神地区と新潟市豊栄地区のし尿は、阿賀北広域組合が処理を行っていましたが、新潟市豊栄地区のし尿等が新潟市内で処理できる見通しとなったため、共同処理を解消し、組合は解散しました。

第２節　生活排水処理の現状と課題

１　生活排水処理形態別人口

本市の公共下水道人口は、下水道の普及や各家庭での接続、さらに農業集落排水施設の公共下水道への接続によって増加傾向にあります。以前は６地区が農業集落排水施設を利用していましたが、令和５年度末までにすべての施設を公共下水道へ接続しました。

一方で、単独処理浄化槽及びし尿くみ取り人口は減少しています。生活排水処理人口は増加傾向にあり、令和５年度には普及率が 79.2%に達しています。

表３－１－６　生活排水処理形態別人口の推移

単位：人

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画処理区域内人口	41,702	41,238	40,639	40,133	39,584
水洗化・生活雑排水処理人口	30,658	30,504	30,874	31,447	31,363
公共下水道人口	26,412	26,750	27,017	27,882	27,843
農業集落排水施設人口	1,309	916	885	902	882
合併処理浄化槽人口	2,937	2,838	2,972	2,663	2,638
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	7,239	6,783	6,910	6,232	6,212
非水洗化人口	3,805	3,951	2,855	2,454	2,009
し尿くみ取り人口	3,805	3,951	2,855	2,454	2,009
自家処理人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率（%）	73.5	74.0	76.0	78.4	79.2

注１）各年度 10 月１日現在。
注２）生活排水処理率（%）＝ 水洗化・生活雑排水処理人口（人）／ 総人口（人）
水洗化・生活雑排水処理人口 ＝ 公共下水道人口（人）＋ 農業集落排水施設人口（人）＋ 合併処理浄化槽人口（人）

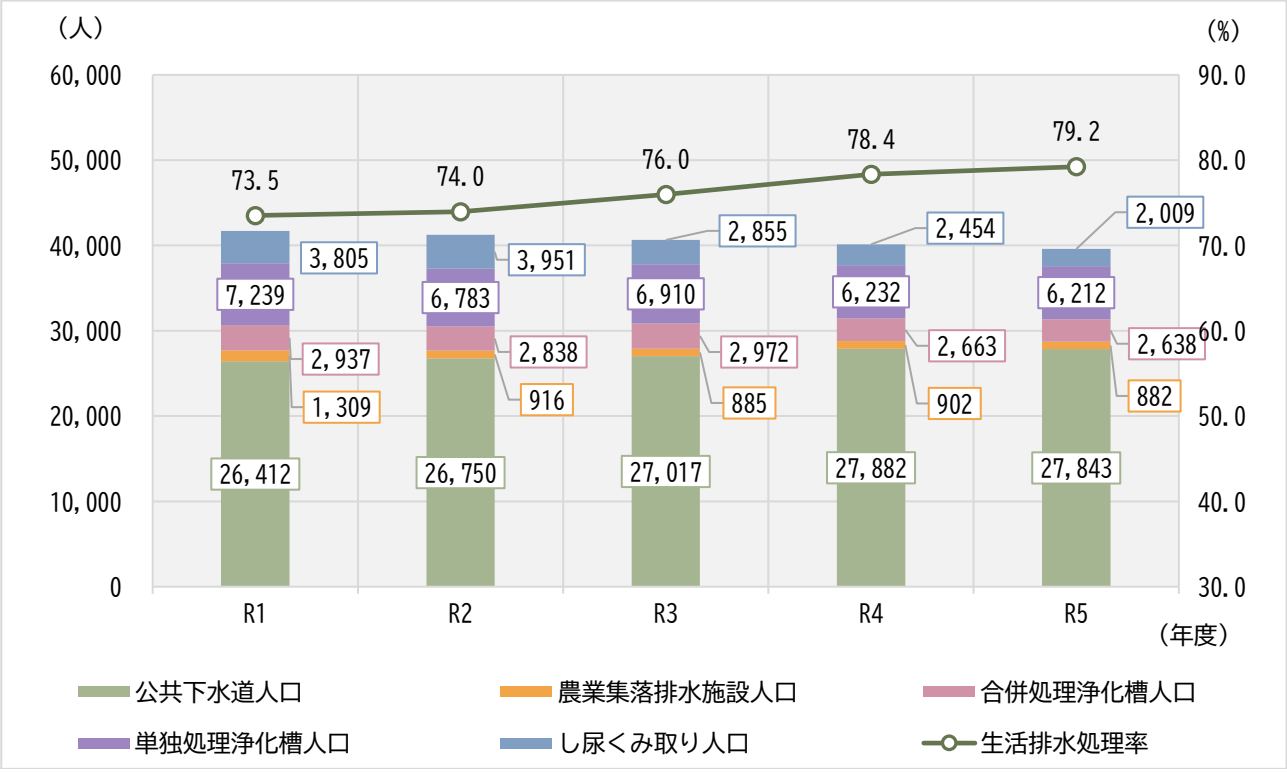

図３－１－２　生活排水処理形態別人口の推移

2　し尿及び浄化槽汚泥の処理量

本市のくみ取り人口は減少傾向にあり、令和５年度には令和元年度のほぼ半数にまで減少しています。しかし、その間、し尿処理量の減少は 10.8%にとどまり、１人１日あたりのし尿処理量（し尿原単位）は 1.57L から 2.65L へと増加しています。

また、合併処理浄化槽人口と単独処理浄化槽はそれぞれ 10.2%、14.2%減少していますが、浄化槽汚泥処理量の減少幅は 5.0%にとどまり、１人１日あたりの浄化槽汚泥処理量（浄化槽汚泥原単位）は 1.78L から 1.94L に増加しています。

表３－１－７　し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

項目		単位	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合併処理浄化槽人口		人	2,937	2,838	2,972	2,663	2,638
単独処理浄化槽人口		人	7,239	6,783	6,910	6,232	6,212
し尿くみ取り人口		人	3,805	3,951	2,855	2,454	2,009
し尿原単位		L/人・日	1.57	1.56	2.11	2.30	2.65
浄化槽汚泥原単位		L/人・日	1.78	1.84	1.72	1.97	1.94
し尿量等合計		kL	8,808	8,727	8,399	8,459	8,238
	し尿量	kL	2,188	2,253	2,197	2,056	1,951
	浄化槽汚泥	kL	6,620	6,474	6,202	6,403	6,287

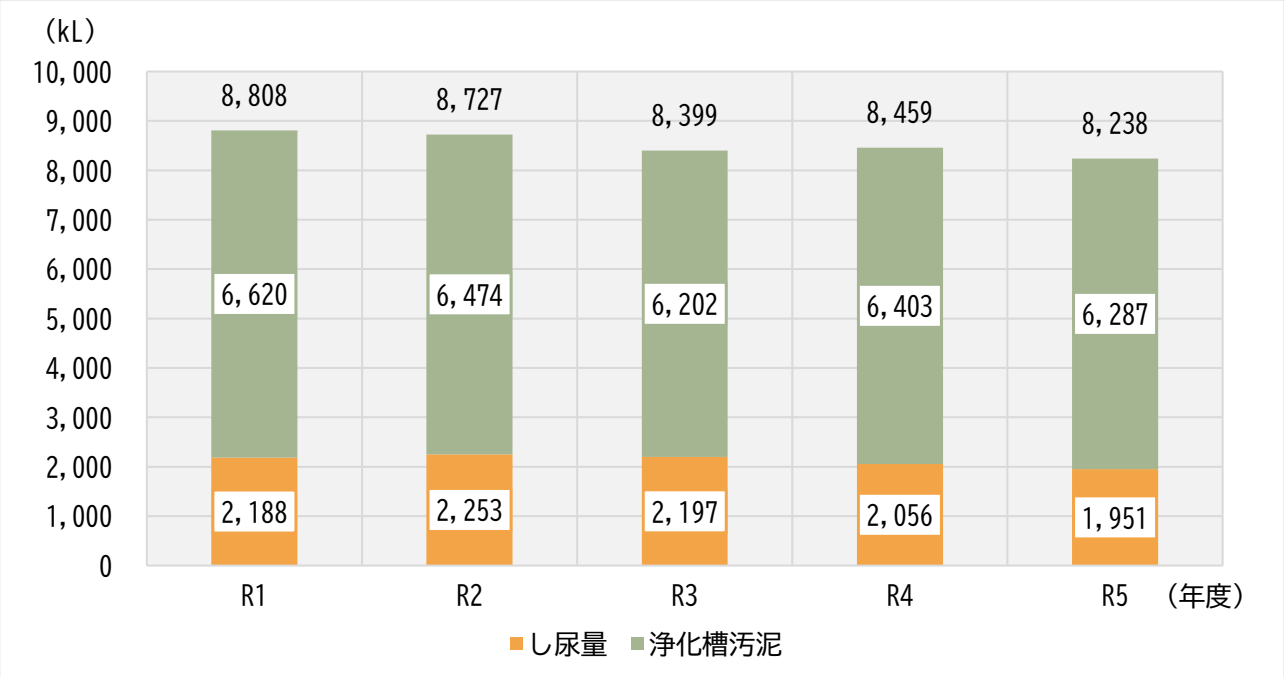

図３－１－３　し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

第３節　生活排水処理に係る経費

令和３年度は、阿賀北広域組合が所管するし尿処理施設の閉鎖に伴い、組合分担金が一時的に増加しましたが、令和４年度以降は組合分担金が五泉地域衛生施設組合分のみとなったため、維持管理費は減少しています。

令和５年度のし尿処理経費は約８千３百万円となっており、１kL あたりの処理費用に換算すると 10,084 円、１人あたりでは 2,079 円の経費がかかっています。

表３－１－８　し尿処理経費の推移

単位：千円

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
し尿処理経費(維持管理費)	130,605	129,519	267,250	86,567	83,068

注）維持管理費：し尿収集委託料、組合分担金、浄化槽設置補助金、農業集落排水処理施設汚泥運搬処分費
出典：「一般廃棄物処理の概況（令和５年度実績）」

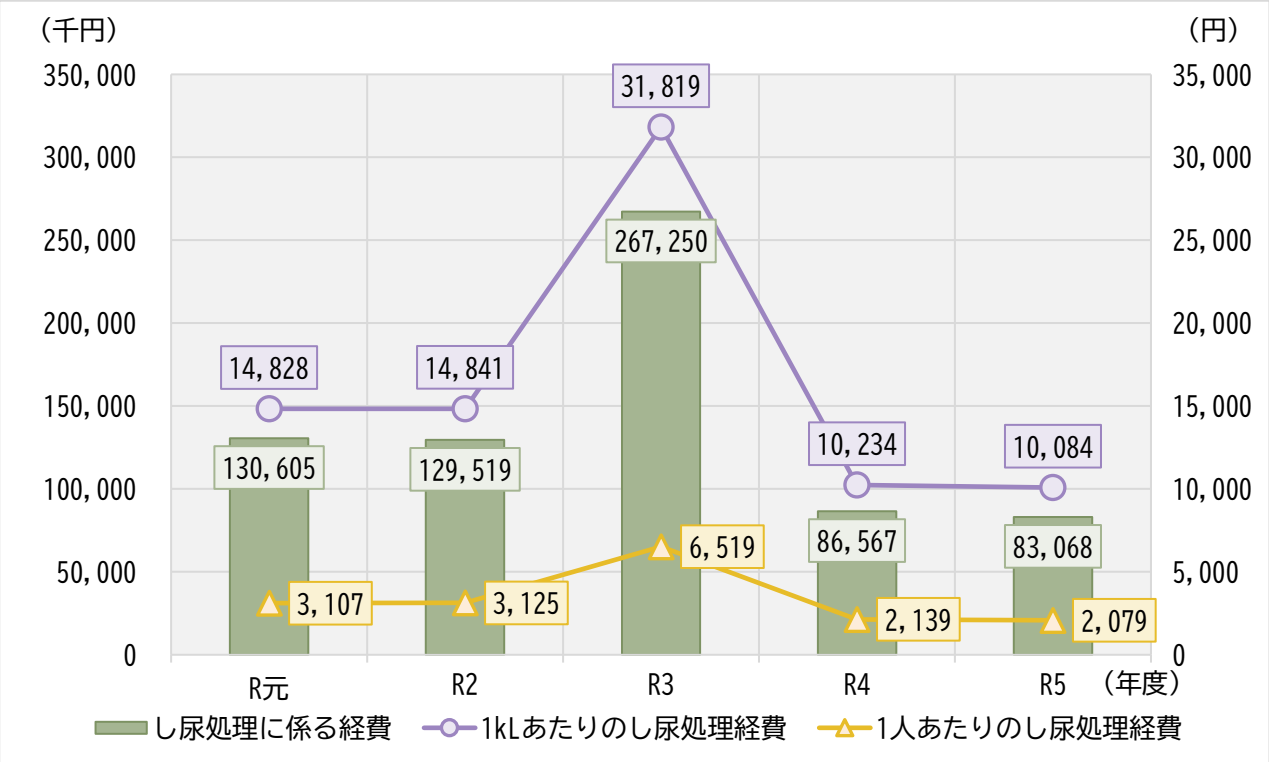

図３－１－４　し尿処理経費の推移

第４節　生活排水処理に関する課題の抽出

本市では下水道整備と合併処理浄化槽の設置が進み、生活排水処理率は着実に向上していますが、まだ２割の方が生活雑排水を未処理のまま放流しています。この問題を改善することは、阿賀野川をはじめとする河川や海への環境負荷を軽減し、地域の水環境を保全する上で非常に重要です。本市の生活排水処理に関する課題は、以下のとおりです。

表３－１－９　課題の整理

項目	課題
公共下水道への接続	本市では、安田地区公共下水道及び阿賀野川流域下水道の整備が進められています。供用開始区域では、家庭の排水設備を下水道に接続する工事が必要です。しかし、下水道整備後も接続されていない家庭があるため、これらの家庭には早期の接続を求めていく必要があります。
合併処理浄化槽への転換	個別処理区域では、家庭や事業者で単独処理浄化槽及びくみ取り便槽を使用している場合、合併処理浄化槽への転換が必要です。市では、管理者に対して合併処理浄化槽への転換を求めていく必要があります。
浄化槽の適正処理	浄化槽を正常に保つためには、保守点検、清掃、法定検査を適切に実施することが重要です。市では、浄化槽の管理者に対して啓発活動を行い、適正な維持管理を促進する必要があります。
し尿処理施設の今後の方向性について	本市のし尿処理は、五泉地域衛生施設組合のし尿処理施設で行われており、この施設は稼働開始から 33 年が経過しています。現時点では処理機能に大きな問題はなく、今後もしばらくはこの施設を使用していく予定となっています。ただし、今後設備の老朽化が進行することが想定されるため、大規模な改修工事や施設の更新が必要になる可能性があります。市では、五泉市や五泉地域衛生施設組合と連携し、今後の施設の在り方について協議を進めていく必要があります。

第２章　生活排水処理基本計画

第１節　生活排水処理の方針

１　生活排水処理の基本方針

今後も適切な生活排水処理を継続するため、「し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理」「地域の事業に応じた汚水処理施設の整備及び活用」の２つの基本方針を柱とし、各種施策の展開を図ります。

【基本方針】

基本方針１　し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理
基本方針２　地域の事情に応じた汚水処理施設の整備及び活用

第２節　生活排水処理形態別人口、し尿等処理量の見込み

１　生活排水処理形態別人口の見込み

生活排水処理形態別人口の見込みは、以下のとおりです。

表３－２－１　生活排水処理形態別人口の見込み

単位：人

項目	実績値	推計値	
	令和5年度	令和11年度	令和16年度
計画処理区域内人口	39,584	36,815	33,934
水洗化・生活雑排水処理人口	31,363	30,599	28,880
公共下水道人口	27,843	28,121	26,495
農業集落排水施設人口	882	0	0
合併処理浄化槽人口	2,638	2,478	2,385
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	6,212	4,944	4,209
非水洗化人口	2,009	1,272	845
し尿くみ取り人口	2,009	1,272	845
自家処理人口	0	0	0
生活排水処理率（%）	79.2	83.1	85.1

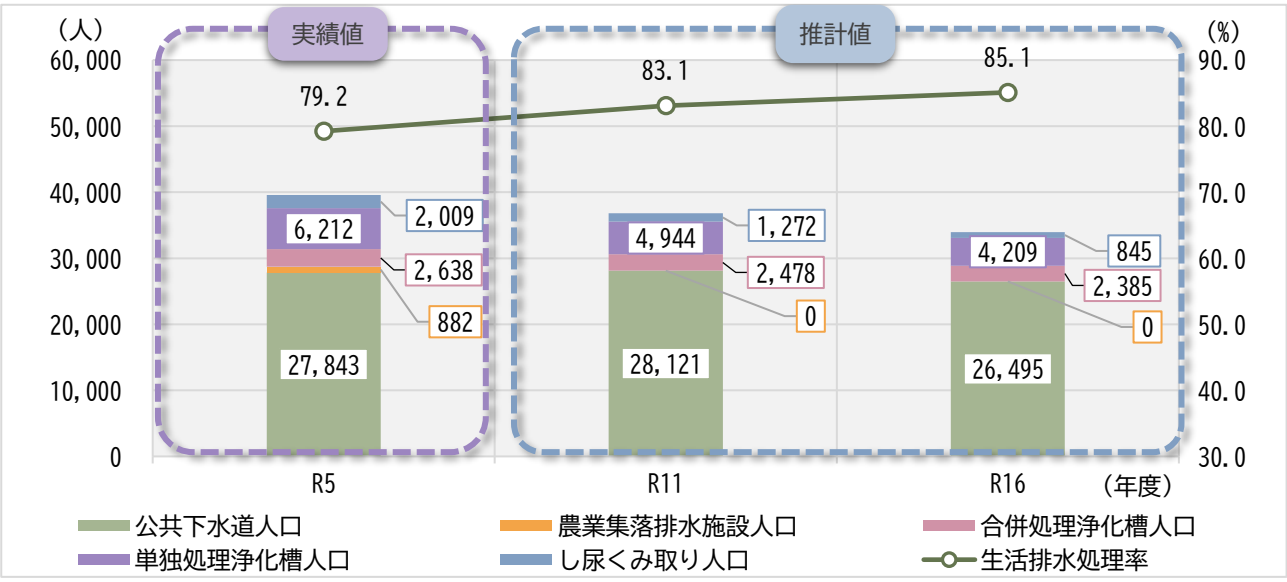

図３－２－１　生活排水処理形態別人口の見込み

2　し尿及び浄化槽汚泥処理量の見込み

し尿及び浄化槽汚泥処理量の見込みは、以下のとおりです。

表３－２－２　し尿及び浄化槽汚泥処理量の見込み

項目		単位	実績値	推計値	
			令和5年度	令和11年度	令和16年度
合併処理浄化槽人口		人	2,638	2,478	2,385
単独処理浄化槽人口		人	6,212	4,944	4,209
し尿くみ取り人口		人	2,009	1,272	845
し尿原単位		L/人・日	2.65	2.65	2.65
浄化槽汚泥原単位		L/人・日	1.94	1.92	1.97
し尿量等合計		kL	8,238	6,425	5,552
	し尿量	kL	1,951	1,230	817
	浄化槽汚泥	kL	6,287	5,195	4,735

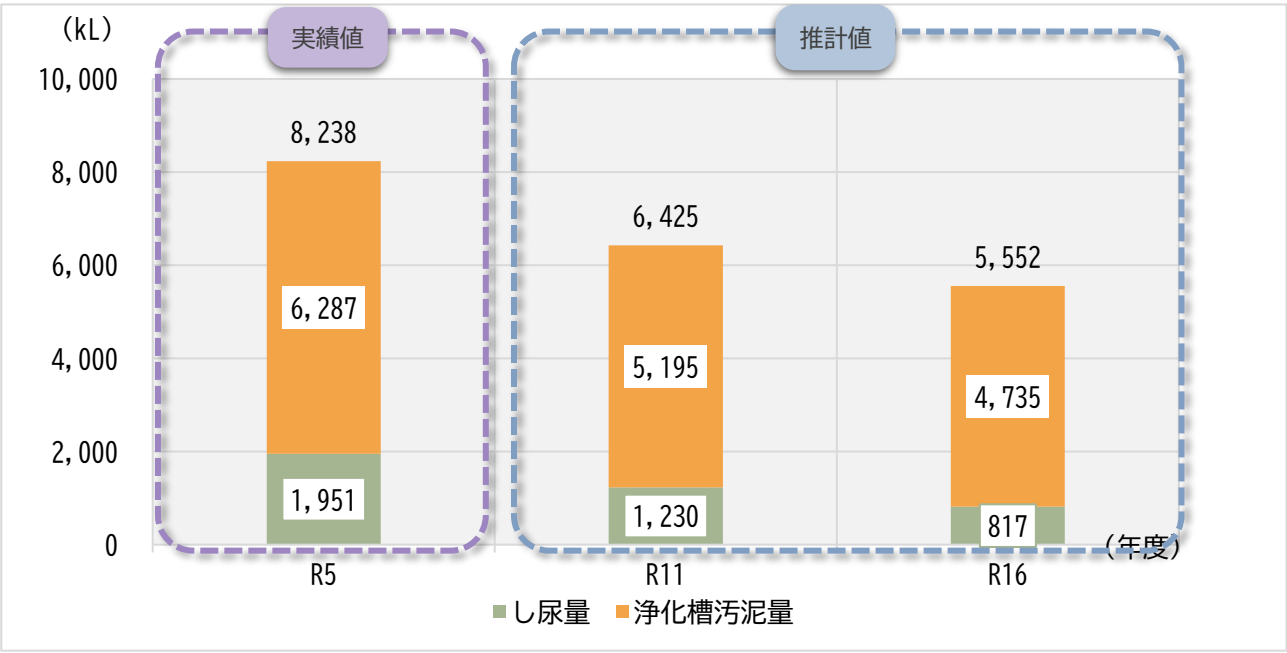

図３－２－２　し尿及び浄化槽汚泥処理量の見込み

第３節　生活排水処理の基本施策

基本方針１　し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理

施策１―１　し尿及び浄化槽汚泥の適切な処理体制の構築

①　処理体制の整備

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、「京ヶ瀬・水原・笹神地区」は阿賀北広域組合で行っていましたが、令和３年 11 月末をもって阿賀北広域組合のし尿処理施設を閉鎖しました。同年翌月からは「安田地区」と同様に、五泉地域衛生施設組合に統一しました。当面は現在の処理体制を維持するものとし、し尿及び浄化槽汚泥の処理について今後も安定的かつ効率的な処理が行えるよう組合と調整・連携します。

②　収集運搬体制の整備

し尿は市の委託業者が、浄化槽汚泥は市から収集運搬許可を受けている収集運搬許可業者が行っています。し尿の収集運搬については、地区割で委託業者が収集していますが、将来的に市内全体のし尿収集量が減少していくことが想定されている中で、適正かつ効率的な収集運搬体制の検討を引き続き進めます。

基本方針２　地域の事情に応じた汚水処理施設の整備及び活用

施策２－１　情報の共有化、意識啓発・環境教育の推進

①　市広報媒体を活用した情報提供

市では、水環境の保全や生活環境の改善を図るため、公共下水道や合併処理浄化槽などの汚水処理施設の有用性や活用方法（公共下水道への接続、合併処理浄化槽設置に対する補助制度等）について、市ホームページや広報誌を活用して積極的に情報発信を行います。

施策２－２　汚水処理施設の整備及び活用

①　公共下水道の整備及び活用

本市の公共下水道は、「安田地区」で平成９年７月 16 日に安田地区公共下水道が供用を開始し、「京ヶ瀬・水原・笹神地区」では平成 17 年３月 31 日に阿賀野川流域下水道が供用を開始しました。また、平成 29 年３月には「阿賀野市汚水処理施設整備構想」を策定し、10 年での概成を目指して整備を進めています。

今後も面的整備を推進するとともに、既に整備済みまたは整備予定の区域では、公共下水道への接続を促進します。補助制度の活用についても、市ホームページや広報誌を通じて周知を図り、必要に応じて戸別訪問も実施します。

②　合併処理浄化槽の設置及び活用

合併処理浄化槽は、し尿だけでなく生活雑排水も処理できる施設であり、特に分散集落など公共下水道整備が効率的でない地域では有効な手段です。市では公共下水道整備区域外の地域において、合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

また、合併処理浄化槽設置に対する補助制度についても市民への周知を図り、市民の積極的な活用を推進します。

③　し尿処理施設のあり方の検討

現在、本市ではし尿や浄化槽汚泥を五泉地域衛生施設組合のし尿処理場で処理しています。同処理場は平成４年に稼働を開始し、33 年が経過しています。現時点で処理機能に問題はありませんが、今後も適切な維持管理を行うため、施設の補修や機器の更新を進める必要があります。

また、設備の延命化や省エネ対策、CO_2削減への貢献、さらには災害対応の観点から基幹的設備改良工事や新設など今後の施設の在り方について、五泉市や五泉地域衛生施設組合と連携して検討を進めていきます。

施策２－３　汚水処理施設の適正管理

①　合併処理浄化槽の適正管理

合併処理浄化槽については、管理者に対し浄化槽法で年１回の水質検査と清掃、保守点検が義務付けられています。市では、管理者に確実な実施を促すため、市ホームページで情報を周知するとともに、実施していない管理者に対しては戸別訪問による指導を行います。

②　汚水処理施設への負担の軽減

市は、各家庭における生活排水処理への意識向上を図るため、啓発活動を行います。具体的には、台所の排水口には、残った食用油や野菜くずを流さない、揮発性のある灯油、シンナー、アルコール類などを流さないなど、日常での使用について注意喚起を行います。

また、下水道施設の保守点検で異物が確認された場合は、対象区域や関係者に注意喚起を行い、汚水処理施設の負担軽減に努めます。